

令和 7 年 第 4 回 (12 月)

粕屋町議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 5 日 開会

令和 7 年 12 月 15 日 閉会

粕屋町議会

令和7年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 12月5日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・行政報告	8
・議案等の上程（議案第78号～第87号）	10
・議案等に対する質疑	13
・発議の上程（発議第4号）	13
・討論・採決	13
発議第4号 粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について	13
・請願の報告（請願第2号）	14
・議案等の委員会付託	14

第2号 12月8日（月）

・一般質問	19
堀本高良議員	19
1. こどもの居場所づくりについて	20
2. 老人はり・きゅう費助成事業について	22
3. 中学校武道場の設備について	27
4. ワンヘルスについて	28
川崎尚子議員	38
1. 支援が必要な子どもと保護者が安心して相談できる体制構築について	38
福永善之議員	52
1. ガソリン税の旧暫定税率廃止について	52
2. 物価高対策について	54
本田芳枝議員	62
1. 持続的な公共交通の在り方、町の公共交通環境をいかした取組について	62
2. 自然に優しく住みよい環境のまちづくりについて	67
3. 学童保育事業の今後の在り方について	74
牟田口直輝議員	82
1. 安全で快適な生活を支える交通環境の創造への取り組みについて	82

第3号 12月9日(火)

・一般質問	97
川口 晃議員	97
1. 都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまちについて	97
2. 未来を担う子どもたちを育むまちづくりについて	103
宮崎広子議員	110
1. 安心かつ快適に学習できる環境づくり	110
案浦兼敏議員	124
1. 第6次総合計画について	124
2. 令和8年度予算編成方針について	131
田川正治議員	136
1. 生活保護の大幅引き下げに伴う町の支援施策について	137
2. マイナ保険証の交付や利用、医療機関での医療費の支払いについて	147
3. 外国人共生社会の実現のための福祉制度について	151
山脇秀隆議員	155
1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について	156
2. 高齢者福祉と就労について	162

第4号 12月15日(月)

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	171
議案第78号 第6次粕屋町総合計画基本計画の策定について	171
議案第79号 粕屋町グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について	172
議案第80号 粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について	172
議案第81号 粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について	172
議案第82号 令和7年度 粕屋町一般会計補正予算について	176
議案第83号 令和7年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	176
議案第84号 令和7年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	176
議案第85号 令和7年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について	176
議案第86号 令和7年度 粕屋町水道事業会計補正予算について	176
議案第87号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について	183

請願第2号 基幹相談支援センター設置に関する請願	184
・ 常任委員会委員の選任	184
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査	185
・ 閉 会	187

令和7年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和7年12月5日（金）

令和7年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月5日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 行政報告
- 第4. 議案等の上程
- 第5. 議案等に対する質疑
- 第6. 発議の上程
- 第7. 討論
- 第8. 採決
- 第9. 請願の報告
- 第10. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 堀本高良	9番 川口晃
2番 牟田口直輝	10番 田川正治
3番 川崎尚子	11番 小池弘基
4番 古家昌和	12番 本田芳枝
5番 田代勘	13番 宮崎広子
6番 杉野公彦	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 福永善之	16番 末若憲治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎

議会局主幹 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名 (23名)

町長	箱田 彰	副町長	池見 雅彦
教育長	恵良 章治	総務部長	新宅 信久
住民福祉部長	古賀 みづほ	都市政策部長	田代 久嗣
教育部長	堺 哲弘	総務課長	豊福 健司
総合政策課長	木場 洋介	地域共創課長	青木 裕次
財政課長	吉田 勉	税務課長	高榎 元
住民課長	大内田 亜紀	子ども未来課長	渡辺 剛
こども家庭センター課長	山田 由紀	高齢者支援課長	筒井 薫
福祉課長	渋田 加奈子	健康づくり課長	渡辺 理恵
都市計画課長	井手 正治	道路環境整備課長	吉村 健二
上下水道課長	黒田 道明	社会教育課長	石川 弘一
給食センター所長	岡野 哲枝		

(開会 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、おはようございます。

本日ここに、令和7年12月定例会を開会に当たり、議員各位、町長初め執行部の皆様には御参集をいただき、誠にありがとうございます。物価高騰など、町民生活を取り巻く環境が厳しさを増す中、本町では、子育て・福祉・防災など、重要施策が着実に進められております。ここに関係各位の御努力に改めて敬意を表します。議会といたしましても、町民に開かれた議会を目指し、透明性の向上や委員会制度の見直しなど、議会改革に取り組んでまいりました。今後も、町民の皆様と共に歩む共創のまちづくりの実現に向け、審議機能の一層の充実を図ってまいります。

本定例会には、補正予算をはじめ重要案件が上程されます。また、町民の方より請願も提出をされております。議員各位には、公正かつ慎重な審査をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(開議 午前9時31分)

○議長 末若憲治君

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において9番・川口晃議員及び11番・小池弘基議員を指名いたします。

○議長 末若憲治君

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの11日間と決定をいたしました。

日程第3. 「行政報告」を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

おはようございます。

本日、令和7年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末を迎え、何かと慌ただしい中、全員の御出席を賜り、感謝と御礼を申し上げます。

去る10月21日に高市政権が発足し、早1か月半が経過しました。新政権の始動とともに、様々な政策や外交が矢継ぎ早に打ち出され、待ったなしの国内外の諸問題に対応が図られております。特に、揮発油税や地方揮発油税、いわゆるガソリン税などに本則税率とは別に、1974年に起こったオイルショック後に導入された暫定税率のその廃止。そして、総額2兆円の予算化が予定されております重点支援地方交付金の拡充による物価高対策など、我々地方自治体にとって、時を待つことなく、その対応を迫られるものとなります。今後、国の動向を注視しながら、適切な判断とその事業の執行を行うこととしております。

○町長 箱田 彰君

それでは、「行政報告」を行います。

まず、法定報告でございます。

報告第7号、「専決処分の報告について」でございます。「地方自治法」第180条第1項の規定により、令和7年11月20日に専決処分をいたしました。よって、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、所管から御説明申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

報告第7号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。

報告資料の3ページを御覧ください。

1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、粕屋町内の個人の方でございます。

2. 事故の概要でございます。令和7年3月26日午後2時45分頃、粕屋町総合体育館サブアリーナで実施された「ピンポン広場」の時間終了後に設けられている30分間の自由練習時間中に、転がった球を拾いに行き、戻ってくる際に、熱中症対策として設置していた扇風機のコードに引っ掛かり転倒し、左肩を強打したものでございます。病院受診の結果、左上腕骨近位端骨折、左肋骨骨折との診断でございました。

3. 和解の内容でございます。本件事故による損害金を、粕屋町は相手方に対して次項の金額を支払い、今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議も請求の申立て及び訴訟の提起等をしないことを確認するものでございます。

4. 損害賠償の額でございます。本件事故による損害賠償金として、粕屋町は相手方に対し、金6万7,420円を支払います。これは、粕屋町が加入のスポーツファシリティーズ保険（施設賠償責任保険）から支払いを行います。事故現場の場所、再現写真を4ページ以降に載せております。再発防止策といたしましては、扇風機のコードが引っかからないように、受講者が通らない別のコンセントから取るようにするなど、再発防止策を講じております。

以上で説明を終わります。

○議長 末若憲治君

報告第7号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

質疑がないようですので、報告第7号の質疑を終了いたします。

よって、こちらの案件については報告済みといたします。

次に、その他の報告を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

それでは、その他の報告をいたします。

今回は、一部事務組合等の令和6年度の歳入歳出決算額に関する報告が2件でございます。

決算内容につきましては、資料のとおりでございますので、どうか御覧いただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

日程第4. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付しておりますように……。

箱田町長お願いします。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

それでは、議案の上程を行います。

令和7年第4回粕屋町議会定例会に町から提案いたします案件といたしましては、総合計画基本計画の策定が1件。条例の改正が3件。令和7年度補正予算が5件。住居表示関連が1件。

以上、10件でございます。

それでは、議案第78号から順に御説明申し上げます。

まず、議案第78号は、「第6次粕屋町総合計画基本計画の策定について」でございます。

第6次粕屋町総合計画基本構想を受けて、その実現に必要となる各分野の方向性を示す、令和8年度から5年間の基本計画の策定について、議会の議決を求めらるものでございます。

次に、議案第79号は、「粕屋町グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和7年9月3日粕屋町告示第111号による住居表示の実施に伴い、令和7年10月4日から粕屋東中学校におけるグラウンド照明施設の位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第80号は、「粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和7年9月3日粕屋町告示第111号による住居表示の実施に伴い、令和7年10月4日から粕屋東中学校の所在地につきまして、位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第81号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和7年9月3日粕屋町告示第111号による住居表示の実施に伴い、令和7年10月4日から粕屋町営住宅宮町団地の所在地につきまして、位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものでございます。また、あわせまして、低所得者層を初めとする住宅確保要配慮者が入居しやすい環境を整えるため、入居資格の見直しを行うものでございます。

次に、議案第82号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億728万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を230億479万3,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、県支出金を5,689万6,000円増額し、町債を3億

8,020万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものとしたしましては、障がい福祉サービス事業費を2億506万8,000円、財政調整基金積立金を3,079万4,000円増額し、小学校施設整備事業費を5億8,600万減額するものでございます。

次に、議案第83号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,134万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億5,668万7,000円とするものでございます。歳入としたしましては、県支出金を2,700万円増額し、繰入金を565万7,000円減額するものでございます。一方、歳出としたしましては、保険給付費を2,700万円増額し、予備費を565万7,000円減額するものでございます。

次に、議案第84号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,152万3,000円とするものでございます。歳入としたしましては、諸収入を171万7,000円増額し、歳出としたしまして、諸支出金を171万7,000円増額するものでございます。

次に、議案第85号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定について、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5,700万5,000円とするものでございます。歳入としたしまして、国庫支出金を61万9,000円、繰入金を62万1,000円増額し、歳出としたしまして、総務費を124万円増額するものでございます。

議案第86号は、「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容としたしましては、浄水過程で使用する薬品の価格上昇により、令和8年度薬品購入費の債務負担行為限度額を増額するものでございます。

最後に、議案第87号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」でございます。

「住居表示に関する法律」第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるに当たり、議会の議決を求めるものでございます。区域につきましては、別図に示しております区域とし、方法につきましては、「粕屋町住居表示実施基準要領」に基づき、街区方式で行うよう計画をしております。なお、これらの件につきましては、令和7年11月11日に開催された粕屋町住居表示審議会において、了承する旨の答申を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

日程第5. 「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

○議長 末若憲治君

日程第6. 「発議の上程」を行います。

今期定例会に、議会運営委員会委員長より1件の発議が提出されました。

発議第4号につきましては、趣旨説明後、討論及び採決を行います。

趣旨説明を求めます。

杉野議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 登壇)

○6番 杉野公彦君

発議第4号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」であります。

条例案はお手元に配付のとおり、「地方自治法」第109条第6項及び第7項並びに「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出したものであります。

内容の詳細につきましては、本年11月13日に開催された全員協議会の際に説明をしておりますので、お手元の改正文でお確かめください。

発議の理由について説明をいたします。本発議は、予算及び決算審査の充実を図り、より専門性を高めることを目的として、「地方自治法」第109条第1項の規定に基づき、新たに予算決算常任委員会を設置するに当たり、所要の規定を整備するものであります。

以上です。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 降壇)

○議長 末若憲治君

これより、発議第4号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」の討論に入ります。

○議長 末若憲治君

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。

賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、発議第4号は可決されました。

○議長 末若憲治君

次に、日程第9. 「請願の報告」を行います。

今期定例会で受理した請願は、1件であります。

議会局長が報告いたします。

臼井議会局長。

○議会局長 臼井賢太郎君

議事日程表の5ページをお願いいたします。

請願文書表。受理番号2番。受理年月日、令和7年11月25日。件名、「基幹相談支援センター設置に関する請願」。請願の要旨、請願書写し添付につき省略。6ページ、7ページに請願書の写しを添付しております。請願者の氏名、PoSかすやかすや支援が必要な人たちの親の会、代表 小川美紀さん ほか3名。紹介議員氏名、牟田口直輝議員。付託委員会、文教厚生常任委員会でございます。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

この請願につきましては、最終日において討論、採決となります。

○議長 末若憲治君

日程第10. 「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました、78号議案から87号議案、請願第2号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、82号議案から86号議案の令和7年度補正予算関係につきましては、議長を除く議員全員で構成す

る予算特別委員会を、「地方自治法」第109条第1項及び「粕屋町議会委員会条例」第5条の規定により設置し、特別委員会に付託して審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、申合せ及び協議により、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に田代勘議員、副委員長に宮崎広子議員であります。

○議長 末若憲治君

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

(散会 午前9時51分)

令和7年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和7年12月8日（月）

令和7年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月8日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | |
|----|---------|-------|----|
| 1番 | 議席番号1番 | 堀本高良 | 議員 |
| 2番 | 議席番号3番 | 川崎尚子 | 議員 |
| 3番 | 議席番号8番 | 福永善之 | 議員 |
| 4番 | 議席番号12番 | 本田芳枝 | 議員 |
| 5番 | 議席番号2番 | 牟田口直輝 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 堀本高良 | 9番 | 川口晃 |
| 2番 | 牟田口直輝 | 10番 | 田川正治 |
| 3番 | 川崎尚子 | 11番 | 小池弘基 |
| 4番 | 古家昌和 | 12番 | 本田芳枝 |
| 5番 | 田代勘 | 13番 | 宮崎広子 |
| 6番 | 杉野公彦 | 14番 | 山脇秀隆 |
| 7番 | 案浦兼敏 | 15番 | 安藤和寿 |
| 8番 | 福永善之 | 16番 | 末若憲治 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎 議会局主幹 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（18名）

町長	箱田彰	副町長	池見雅彦
教育長	恵良章治	総務部長	新宅信久
住民福祉部長	古賀みづほ	都市政策部長	田代久嗣
教育部長	堺哲弘	総務課長	豊福健司

財 政 課 長	吉 田 勉	住 民 課 長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	高齢者支援課長	筒 井 薫
福 祉 課 長	渋 田 香奈子	健康づくり課長	渡 辺 理 恵
都市計画課長	井 手 正 治	産業振興課長	稲 永 剛
道路環境整備課長	吉 村 健 二	社会教育課長	石 川 弘 一

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様おはようございます。

本日から2日間に及ぶ一般質問となっております。11月13、14の研修で一般質問も含む研修を行っております。研修の成果が生かされることを切に願います。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは質問順に従い質問を許します。

議席番号1番、堀本高良議員。

(1番 堀本高良君 登壇)

○1番 堀本高良君

おはようございます。議席番号1番、堀本高良でございます。

月曜日の朝から大変ボリュームのある一般質問をさせていただきますので、執行部の皆様よろしく願いいたします。

先日、町民の集いで御参加されております皆様、お疲れさまでございました。非常に有意義な町民の交流の場というか、勉強の場になったと思います。ヘルプマークや耳マークを啓発する、手話を交えた非常に珍しいヒーローショー等、ユーモアあふれる内容になっていたと思います。こちら楽しみながら、子どもたちと一緒に見させていただくことができましたので、是非こういう講演を増やしていただくと、町の町民の皆さんも興味を持ってこういう町の行事に出ただけけると思うので、引き続きよろしく願いいたします。また、小学生・中学生の見事な入賞作品の数々を見せていただいて、ステージ上での立ち振る舞いも非常に立派な姿を見ることができましたので、将来を担う次世代が着実に育っていることをうれしく思っております。私も2歳と6か月の子どもがおりますので、こういう姿を見て、非常に粕屋町で子育てをすることの安心感だったり、充実しているなということもございますので、引き続き子育て政策も頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、一般質問の通告書にのっとりまして、質問させていただきます。

現在、町は市制を目指しておりますが、粕屋町、人口が令和5年度から減少傾向にございます。15歳から64歳の人口は、転入超過へと転じましたが、逆に0歳から14歳は転出超過となっている状況です。これは、第6次総合計画の中にも記載がございました。町の広報紙を見ても、12月号の表紙の所、いつも書いてますが、人口が4万8,382人。前年比でいうと431人マイナス。逆に世帯数は、2万2,233と前年比プラス107となっておりますので、子育て世帯がちょっと抜けてしまって、単身世帯ないしは子育てをある程度終えてる世帯というのがどんどん粕屋町に入ってきてるんじゃないかなという分析をしております。その中でやはり重要なのは、子どもの居場所づくりが非常に大切なものかなと思います。町でも子育て政策として行っております、学童保育や寺子屋事業など行われてると思いますが、それに加えて各公民館の利活用をすべきと考えますが、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

粕屋町におきましては、現在、教育委員会が所管する学童保育や寺子屋教室などを実施しまして、放課後や休日に子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な活動を通じて成長できる居場所づくりを推進しております。御指摘いただきましたとおり、自治公民館は地域住民の皆様の生涯学習や、地域活動の拠点として、重要な役割を果たしており、地域に密着した施設として、子どもの居場所づくりに利用できます。公民館の利活用を通じて、子どもたちが地域で楽しく安全に過ごせる居場所を作り出すことは、コミュニティの活性化にもつながり、大変重要であると認識しておりますが、共働き世帯が多い中、地域ボランティア等の人材確保、育成が難しい状況でございます。

町といたしましても、今年度2名の地域学校協働活動推進員を配置いたしまして、「地域のこどもは地域で育てる町」「こどもと共に大人も育つ町」を目指しまして、地域、家庭、学校が一体となって、子どもの成長を支援する活動が始まったところでございます。具体的には発信力を高め、9月の広報かすやから、毎月、寺子屋教室関係の記事を掲載したり、ホームページに地域学校協働活動の紹介をしております。また、11月28日付けの西日本新聞にも、「公民館で地域の人つながりたい」との見出しで、推進員さんとその取組の紹介が取り上げられました。

いずれにいたしましても、議員も出席されました、11月12日に開催されました文教厚生常任委員会と社会教育委員との意見交流会でも出た話といたしまして、まず

子どもが来たいと思わないと事業だけを増やしても意味がございませんので、地域の活動拠点である自治公民館を子どもの居場所として、地域寺子屋教室を少しでも増やし、発展させることに注力いたしまして、今後も地域全体で子どもたちを育む環境を整備してまいります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

詳しい説明をいただきました。ただ現状、寺子屋事業、五つありました。柚須区の方が廃止になって四つに減ったりと、現状はやはりまだ、未就学児のほうは町のほう、きちんと整備をされてると思うんですけど、小学校に上がった学童保育等、まだまだ共働き世帯等が安心して子育てができる環境というのが、ちゃんと整備がされてない。されてありますけど、まだ不十分というものがあると思いますので、例えば校区内でしか移動しちゃいけないっていうのを廃止して、今実際にやってる寺子屋事業にもほかの校区から行っていいよだったり、あとは、公民館に管理人等を配置して、子どもたちが自由に出入りができるっていうような検討はされてますか、お伺いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

寺子屋教室に関しましては、議員御指摘のとおり、4か所でしかできておりませんが、先ほど申し上げましたように、2名の地域学校協働活動推進員を配置しております。今少しずつ公募を進めているところであります。校区を越えてとか公民館の行政区を越えてというところは、移動の関係とかいろいろありますので、そこはちょっと検討しながら、可能であれば実現したいと思いますが、十分検討しながら、安全面に配慮しながら、やればいいのかなど思っているところでもあります。

また先日、区長会のほうで、私のほうから地域寺子屋の件についても少しお話をさせていただいて、まずは区長さん方に御理解いただいて、もしそういうことが可能であれば、少しずつでもいいので、後押しをしていただきますようお願いをしたところでもあります。今後は、徐々に丁寧に地域で子どもを育てる環境が作れたらいいかなと思ってるところです。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

もう、やはり子育てというのはなかなか難しいものもございませし、今地域のコミュニティがどんどん希薄になってきてございますので、やはり世代間を超えた交流だったり、公民館を活用したイベント等を開催して、なるべく多くの町民の方が公民館を利用して、地域コミュニティの核になるようなそういう事業をできていけたらいいんじゃないかなと思っております。やはりこうやって事業をしていく中で、寺子屋事業等で公民館を活用されていくっていうのが、将来的にも決まっていきたいと思いますので、公民館にWi-Fi、インターネット設備だったりとか、安全上で防犯カメラを設置したりとか。そういう子どもたちが、若しくは地域の方が安心して活用できるような考え、検討はされておりますでしょうか。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

防犯カメラ等の設置につきましては、各行政区等でもう既に設置されているところでございまして、粕屋町としても公民館事業で補助をしておりますので、その補助を活用してされてる所がございませ。子どもたちが多い所とかで、防犯カメラとかを設置して、また増設したいとかいう行政区とかもお話ございませので、その話とかがあれば、うちのほうで協議させていただいて、また、いろんな対応をさせていただきたいと思ひませ。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

しっかり取組をしていただきたいのと、やはり転入してきた方、新しく町に入ってきた方は、やっぱりこういう町がやっている子育て政策っていうのは、なかなか目に付かないというか、調べにくい現状もございませ。やはり話を聞くのは、町のホームページが少し見にくかったりとか、広報紙をなかなか見なかったりっていうので、情報が手に取れないというものがございませ。ただやっぱり公民館、各地域にございませので、そういうのを活用して、新しく町に入ってきて子育てをしていきたい。そういう方がずっと住み続けたいまちづくりをできるように、是非御検討を続けていただきたいと思ひませ。

では、2問目、老人はり・きゅう費助成事業についてお伺ひしたいと思ひませ。本事業では、粕屋町に在住する満65歳以上の方が対象となっております。ですが、

年々利用者っていうのが減ってきておまして、予算もどんどん余ってきてる状況です。令和4年度は190名いらっしやっただのが、令和5年度になると166人、マイナス24名。令和6年度になると161名で、前年度比でもマイナス5名と、どんどん年間減ってきておますし、予算も209万1,000円付いてるものが、実際に余ってる金額としては、87万1,350円と、執行残が41.68%ある状況です。このような状況で、対象になってる高齢者が大体9,000人ちょっといらっしやると思うんですけど、対象者にしても2%を切ってるような事業となります。このように、利用者も少なくなってきたり予算も余ってくる事業、多くの町民の方に使っていただくために、町にいらっしやる町民の全ての方を対象にしたり、国民保険に加入されてる方を対象に拡充するなど、考えをお聞きしたいと思えます。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。まず、1番のお答えになりますけれども、本事業における目的は、まず高齢者の方に対して、はり・きゅう施術費の一部を支給することにより、高齢者の健康増進と福祉の向上に寄与することとなっております。そのために、対象者といたしましては、保険の種類等に関係なく、まず粕屋町に居住をされている65歳以上の高齢者の方としております。また、高齢者以外の町民の方が、どれくらい今現在、はりやきゅうといった施術を利用されるのかが見込めないことと、まずは事業の目的であります高齢者の方に御利用いただくために、全ての町民の方を対象とするということは今のところ検討はしておりません。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

対象がない、対象にしていけないということで、各自治体を調べましたところ、近隣で言ったら福岡市だったりとか、もう国民保険に加入してるほぼほぼ全年齢対象になったり、もう少しうちの町より小っちゃい自治体ですと、町民全体というのがありますので、続けていくんだしたら、どんどん利用者数が減っていくのであれば、対象者を増やしていくっていうふうにしなきゃいけないんじゃないかなあと思うところがございます。

実際に私も、はり・きゅう事業、この助成事業、実際に利用者交付証を取ってお使いいただいている方とお話しする機会がございましたので、実際何で回数が増えな

いのかなあという現状をお聞きしたところ、やはり、はり・きゅう治療が高いと。今大体5、6,000円ないしは、助成を受けたとしても、4、5,000円ぐらいの手出しがあるということで、この65歳以上、特に年金で暮らしている方にとっては、非常に負担が大きいものとなっている現状があるようです。

そこでやっぱり先ほども申し上げたんですけど、二つ目の質問になっていきます。本年9月、前回行われた、令和6年度決算特別委員会で、担当所管課のほうから、利用者交付枚数を今後増やしていきたいと答弁がございました。これは、健康保険の医療費を削減するという狙いで、高齢者の健康増進を目的にされてると思うんですけど、実際、山脇議員ですかね、質問された時に、このはり・きゅう治療を受けたとして、この助成事業をして、実際に健康保険料が下がるかどうかの相関関係というか、データはあるんですかと所管課に聞いたところ、データはございませんということで、こちら、根拠がどうなのかなっていう疑問もございます。なので、この事業、これから予算を拡充していくのか、それとも減らすのか。助成費用の見直し等、町の見解をお聞きしたいと思います。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

それでは、まず目的に沿ったはり・きゅう助成制度の実施には、やはりその必要性が大事であると考えて、状況を注視しておりますけれども、やはり議員がおっしゃるように、現在利用者が減少しております現状から、まずは再度制度の周知の強化を行っているところであります。しかしながら、やはり近年65歳以上人口に対する申請者数、これも先ほど議員がおっしゃったとおり、2%未満ということで、令和元年と比較すると約半分に減少しております。新規申請者数も年々減少傾向でありますので、まずは今後の利用状況を見ながら、全体、事業自体を見直していくことも、今後は検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

是非いっぱい検討していただきたいんですけど、鍼灸院だったり、整骨院っていうのは、はり・きゅうだけじゃなくて、往診治療というのをしていますので、このはり・きゅう助成事業って、対象が多分、事業所に行って受けた場合のみだと思うんですけど、恐らく、高齢者の方で施設に入ってしまったりとか、介護になってしまったり、御自宅から動けなかったり、実際にその施設に行くことができなくなってし

まった利用者の方もいらっしゃると思うんですけど、こういう往診というのは、この事業の対象になりますか。なるかどうかをまず一つお伺いしたいのと、もしなっていないのであれば、今後していくかどうか、その見解をお聞かせください。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

すみません、今の内容なんですけれども、実際ちょっとそれが可能かというのが分からないんですが、今のところ現状として実施はしておりませんので、そこはちょっと確認等させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

ではまた確認等でよろしくお願ひいたします。

次、3番目。本条例に、この事業に当たっての本条例があると思うんですけど、第5条に掲げる内容の中に、次の疾患に対して行うものであるというような形なんですけど、筋肉痛が対象になってるとか、なかなか疾患と呼べるものではないものがたくさん含まれてるのかなあと思うんですけど、この内容、大体糟屋郡は皆さん同じような形になっていると思います。多分、粕屋町ないしはほかの町が作ったものを皆さん参考にされて作られたのかなあと思いますが、時代に合わせて、しっかりこう疾患に変えていくべきではないかなと思います。町長いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

突然の御指名ですが、このはり・きゅうの関係の疾患って、非常に幅が広いんですよ。国の厚生労働省が保険適用となるものの事例も示しておりますけども、粕屋町としましては、今の現状の分で、条例に記載がしている内容で行っているっていう現状でございます。今後、様々な実態を考えながら、それについては、改正が必要であるものは改正していくつもりでございます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

一応、通告書にも町長の考えをお伺いしますと書いてますので、突然の御指名ではございませんでした。よろしくお願ひします。今、答弁されたように、厚生労働

省等がはり・きゅう保険を使えるかどうかというので、基本的には使えないものなんです、はり・きゅうって。保険証は使えないんですけど、医者とかの、これ以上ちょっとうちじゃできないよという場合に、はり・きゅうを使ったりすることはできるんですけど、やはり対象になってるのが、まず、うちの町の条例どおり神経痛、関節リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症などが保険適用に挙げられます。うちの条例ですと、7個ありまして、神経痛、神経まひ、神経けいれん、延ばすほうのリウマチ、関節痛、筋肉痛、腰、筋、ねんざということで、半分ぐらいが症状名でございます。疾患名ではございませんので、やっぱりちょっと条例と若干ずれてるのかなあと。あとやっぱ筋肉痛とかが入ってきてしまうと、どの症状、疾患とかけがとか、あとは運動して筋肉痛になりましたと、全てが含まれてしまいます。はり治療した後も、ダウンタイムというものがございまして、はり治療が終わった後にも筋肉痛というのが来ます。これも対象になってしまうと、永久期間が完成してしまうんじゃないかと。もう何が何だかわかんない状態で、はりを打ちまくれるっていう状況になってしまわないかなあというふうに、ちょっと危惧をしております。要するに悪用ですよ。なんで、そういうのをしっかりと直していただく、改めていただくためにも、この厚生労働省が出している6個の疾患プラスアルファっていうのは、町で付けてもいいと思うんですけど、そこをやはり改正していくべきじゃないかなと思います。あとちょっとすみません。通告書に載ってないんですけど、条例の7の、腰、筋、ねんざ、これは何を指すのか教えていただけますか。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

すみません。なかなかちょっと専門的な所が難しくて申し訳ないんですが、私どもでちょっと理解ができてないところもありますが、やはりこの条例自体が制定されたのが、もうかなり前、昭和53年ぐらいのものになっておりますので、先ほど議員が言われたように、多分近隣とか福岡市さんが始められた時に一緒にやったものだろうとは思われるんですけども、ちょっとこれがどこまでの内容を指してるのかということと、今議員が言われたことをお聞きして、確かにちょっと具体的な所がない部分が多いので、すみません、ちょっとここも内容自体正直分からないところなんですけれども、内容を必要な所は精査して直していきたいと思います。

以上です。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

議員が今おっしゃったように、確かに症状に対する項目を挙げてるっていう部分は否めません。専門家の御意見、議員も専門家のお一人だろうと思いますけども、専門家の御意見もお伺いしながら、改正に向けての検討を始めたいと思います。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

是非前向きに検討いただければと思います。私も一応、整骨院だったり、こういう健康に扱う仕事についておりましたので、はり・きゅう助成事業も実際に職員として扱ったこともございます。ただやはり根拠がないといけないと思いましたので、ちゃんと福岡県の医師会とかに確認をとりまして、やはりこういう条例に含まれてる部分は症状であると。これが、認識としては一般的であるというふうに御回答も頂いてますので、是非ここは条例に合わせる、若しくは条例に追加をして、疾患プラス症状みたいな形で、改正と言いますか、改めて御検討いただければと思います。

では次、中学校武道場の設備について質問いたします。本年9月に行われた令和6年度決算特別委員会にて、町内における中学校2校における武道場の空調設備について質問させていただいたところ、設置を検討すると答弁がございましたが、進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

両中学校の武道場におきます空調設備についてでございます。学校としまして、使用状況、希望等を確認しながら、設置が必要であるのか。設置をすれば、どの程度の性能であったり、機器が必要となるのか。また、その費用が幾らになるのか。また、費用につきまして、財源、当然必要になってまいりますので、交付金ですとか起債、使えるものがあるのか。そして、使うには機器の使用でありますとか、施工方法ですとかいろいろルールが変わってまいりますので、それによって適用の可否が変わってまいりますので、それらもろもろを含めて、まだ現状検討を進めている段階でございます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

しっかり検討いただいて、1日も早く、安全に子どもたちが教育を受けれる環境

づくりだったり、中学校は避難所の指定先となっておりますので、やはり体育館のワンフロアだけですと、何か感染症、今で言ったらインフルエンザ。こんなにはやっける状況で、同じフロアで生活をしてしまうと、もちろんパンデミックになってしまう可能性がありますので、妊婦の方だったり高齢者、子どもたちというのを分けれる環境づくりを、避難生活を送るためにも体育館と武道場と分けた避難生活が送れるように、そこも設置を前向きに検討していただきたいと思います。また、武道場は、授業のほうでも、体育だったり集会等で使われますので、生徒たちの学校生活においても非常に重要な拠点の一つだと思いますので、夏の暑い時期、寒い時期で体調を崩したりしないように、しっかりと環境整備をお願いいたします。

二つ目、粕屋中学校武道場の改修工事が先日終わったというふうに報告を受けておりますが、こちらもともと埋め込み式であった畳が、今直接床に敷いてある状況でございます。こちら非常に安全面上問題があるのではないかなあと考えております。根拠としては、令和3年でしたか、かすやドームにおいて、当時中学生だった生徒が利用中に骨折、けがをして、町が賠償したというような経緯があると思います。それと全く同じような形式で、今、粕屋中学校の畳、柔道場が設置されておりますので、こちら町としてまず安全管理の共有というのはできているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

ちょっと時期はすみません、確認しきれませんでした。中学校のほうでも似たような事例、畳がずれてけがをしたというような事例が発生したということを知っております。ドームのことを具体的な事例として伝えているわけではないかと思っておりますけども、安全性としての情報共有というのはできていたかなというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

しっかり情報共有を、工事の業者だけとかじゃなくて所管課を超えて、しっかり町全体として共有をしていただかないと、第2第3の被害者というか事故に遭ってしまう方も増えてきますので、しっかりそこは対応をお願いします。

では三つ目、ワンヘルスにちょっと移っていきたいんですけど、先日、12月3日に、駕与丁公園が啓発施設に認定されましたよね。なので、ちょっと順番前後してしまうんですけど、4番目の駕与丁公園をワンヘルス啓発施設に登録して、県の補

助金を活用しませんかっていうので、お考えを伺いたいと思います。ちょっと順番前後します。お願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

駕与丁公園は、桜やツツジなどの四季を通じて植栽がありまして、水鳥など生息する池を周遊する歩道が配置しているという環境があることから、自然の中でウォーキングとかジョギング、そういった健康づくりができます。また、バラ園や水鳥観察の所でリフレッシュもできますことから、福岡県ワンヘルス啓発施設として、県のほうへ申請を行いました。それで、県による書類審査と現地調査がありまして、それを受けまして、12月3日に認定のほうを受けました。それで今後は、県の補助制度を活用しまして、ワンヘルス啓発看板の設置を予定しております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

この補助金事業、補助上限額125万円で、補助率2分の1ということがございまして、先ほど答弁いただいたように、啓発看板も設置対象になるんですけど、そのほかワンヘルスに関わること全てが対象になる補助金でございます。是非、県が出していただいている補助金ですので、満額使えるように、あと、総合計画のシンポジウムでもございましたとおり、40代以上の町民は、比較的、駕与丁公園、満足しているっていうデータがあると思いますが、シンポジウムで20代でしたか、若い男性の方が、やっぱり僕たち世代からすると、駕与丁公園にあまり魅力を感じないと。魅力を感じる施設を作ってほしいというので、せっかくこのワンヘルス啓発施設、駕与丁公園になりましたので、もうちょっと、啓発看板だけではなく健康器具だったり、ワンヘルスを学べるコーナーとかそういうのを作っていただくほうが、町民の生活にも直結してきますし、自治体が掲げているウェルビーイングにもつながってくると思いますので、もう少し看板以外にも何か御検討していただいけませんか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

認定を受けたばかりですので、これから先、そういった項目、こういった方向性でいくのか。正に駕与丁公園は粕屋町のシンボルでございます。私も以前から、駕与丁公園というのはランドマークとして、もう本当に町民の方々ほとんどの方々

が、粕屋町の魅力は駕与丁公園ということのお答えを頂いておりますので、今回のワンヘルスの認定を受けたということを弾みにして、更なる充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

確かに啓発施設になったばかりなんですけど、ワンヘルス宣言されたのは今年の3月17日で、非常に健闘をいっぱいいただいて、お勉強もしてると思います。一般質問に関しては、去年の3月から井上議員がされてましたので、1年余り時間はあったと思います。など、粕屋町非常に犬を飼われてる方も多いので、ドッグランを設置するだったりとか、人と動物が共生、一緒によりよい関係づくりをしていこうというワンヘルスの項目にも当てはまってくるものでございます。結構、駕与丁公園歩いてても皆さん御存じのとおり、犬の散歩をされてる方も多いので、そういう施設があっても町民の皆さん喜ぶんじゃないかなと個人的には思っております。

質問ちょっと戻りまして、1番目。先ほど申し上げたとおり、今年3月17日にワンヘルス宣言を、町長が行っていただきましたが、これまでに実施した町の取組だったり、今後検討している取組はございますか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

道路環境整備課での取組状況について報告いたします。人獣共通感染症対策として、狂犬病予防接種集合注射を実施しています。環境保護として、令和5年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、公表。令和6年度にクーリングシェルターの指定。糟屋地区6町合同で脱炭素啓発イベントを、イオンモール福岡にて実施しました。今年度につきましては、シェアサイクル実証実験業務、EV充電設備設置業務、ECOチャレンジ応援事業、省エネ家電買換促進補助金を実施しました。また、ヒアリやセアカゴケグモなど、外来種防除の周知啓発を国や県からの通知を基に実施しています。近年では発令はありませんが、光化学オキシダントやPM2.5、熱中症特別警戒アラートに関する警報発令時の情報共有体制の整備などを行っています。人と動物の共生社会づくりとして、飼い犬のマイクロチップの登録推進や適正飼育に関する情報の周知啓発や、地域猫活動の推進や活動グループへの支援を実施しています。健康づくりとして、食品ロス削減についての啓発や、町内店舗への啓発資料の提供を実施しました。今後も引き続き、これらの取組を継続しながら、国や県の動向を注視し、町民に分かりやすいワンヘルスの情報提供に努めてまいります。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

産業振興課関係といたしましては、環境保護の取組といたしまして、森林の有する地球温暖化対策、水源のかん養や土砂災害の防止といった公益的機能の維持発揮のために、保安林の保全に努めております。また、環境と人と動物のよりよい関係づくりの取組といたしましては、減農薬、減化学肥料栽培など、環境に配慮した農業を推進することや、関係機関、団体等と連携し、地産地消の取組を強化するとともに、地元農産物の利用拡大を促進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長 渡辺理恵君

健康づくり課では、ワンヘルスの六つの柱の中から、健康づくりと環境と人と運動のよりよい関係づくりに取り組みました。健康づくりの取組としましては、自然豊かな駕与丁公園を活用した、毎月1回のウォーキングやゴミ拾いウォーキングイベントを実施しました。ゴミ拾いウォーキングにおいては、小学生を持つ御家庭を中心に22名の参加があり、豊かな自然環境の中で運動を通して健康づくりに取り組みました。また次に、環境と人と運動のよりよい関係づくりの取組については、粕屋町の特産野菜であるブロッコリーを活用し、20代から40代を対象にした自家製ドレッシング教室を実施しました。教室においては、野菜の持つチカラなどを伝える管理栄養士による講話なども取り入れて、食の安全・安心や、環境への興味を育む食育を通じた健康づくりを行いました。また、ホームページにも、粕屋町特産のブロッコリーを活用したレシピの掲載をしております。今後の取組については、自然との触れ合いを通じた駕与丁公園を活用したウォーキングイベントや、粕屋町の特産であるブロッコリーを活用した食に関心が持てるような取組を、更に工夫をして実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

たくさん取組を挙げていただいたんですけど、最初のほうから聞こえてくるのは、今までずっとやってきたこと、取組だと思えます。あとは国から言われてることだったり義務だったりという部分、法律で決まって熱中症対策をしなきゃいけない

いという部分が、非常に多いかと思えますけど。もう一度お聞きしたいんですけど、そういう国だったり県だったり、若しくは義務になっているものを除いて、町独自でワンヘルスの取組はございますか、教えていただけたら助かります。

○議長 末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長 渡辺理恵君

先ほど申し上げましたゴミ拾いウォーキングについては、昨年初めて、宣言後にしたイベントでございます。なので、粕屋町独自で、ウォーキングだけではなく、駕与丁を使って、また子どもと親子でゴミを拾いながら自然に触れながらした取組については、粕屋町独自で、すごく盛況だったと思えますので、是非続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

このワンヘルスに対する取組というのは、実は一つの部局ではなくて、総合的なチームを組んで、これから先どうやっていこうかということで検討してる状況なんです。その中で、一つの弾みとして、駕与丁公園が今回認定されたということですので、駕与丁公園を中心としたワンヘルス事業の推進を、今から肉付けしていこうということでございますので、まだこの段階で発表できるものではございません。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

確かにもう町長もずっとおっしゃられてるとおり、概念的な部分が非常に多くて、個別具体的な政策ではございませんので、時間がかかるのも承知しております。ただやはり、先ほど健康づくり課のほうからありましたように、町独自でやっことをアピールしていかないと、どの自治体でもやってる。宣言を上げてる所がやっている。国の法律で動いてるっていう所を出してこられても、ほかと何が違うのっていう差別化ができませんので、是非PRとしても、やっぱりそういう町独自の所はどんどんどん表に出していただいて、やはり周知徹底していかないと、そういうさっきのごみ拾いイベント等も参加者が増えていきませんので、これはどんどん周知徹底をお願いしたいと思います。そして、はい、もう次の質問行きます。ワンヘルスの推進行動計画っていうのを幾つかの自治体作ってございますが、今後、粕屋町がそれを策定していくかどうか、考えをお聞かせください。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

現在、町独自のワンヘルス推進行動計画はございません。市町村のワンヘルス推進行動計画は、ワンヘルス推進宣言を行った全ての市町村が作成を必須とするものではありませんので、今後、福岡県の推進行動計画を参考に、他自治体の状況も注視しながら、取組や内容について検討してまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

そうですね。先ほど町長が言われましたとおり、様々な課をまたいで事業となりますので、いつだったか、いつかの委員会で言われた、町の事業の大体40前後ぐらいが、ワンヘルスに当てはまるんだよというもお聞きしたことがございますので、やはり所管の壁を越えてしっかり連携を取っていただきたいのと、福岡市よりも筑後とかみやまのほうがワンヘルスは今かなり進んでいる状況なので、やはり参考にされるんだったら、令和9年度にもワンヘルスセンターができますみやま市だったり、その辺りをしっかり視察だったり研修だったりで受けたほうが、福岡市よりは更に進んでいるんじゃないかなと思います。そうですね、推進計画作ってるのみやま市もありますけど、そういうところに何か視察だったり、研修等を組む御予定ってありますか。今後そういうのをしていきたいという考えはありますかどうか、お聞かせください。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

今現在は、視察予定は具体的に考えておりませんが、今後職員の、私も県庁に行った時にワンヘルスの所管部局に行って、ワンヘルスマスターの招へいとかして、まず職員の認識度と言いますか、そこを研修で深めていきたいというふうに思いますし、議員御指摘のように、みやま市とか筑後市のほうも参考にしながら、今後進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

是非、ワンヘルス宣言されておりますので、積極的に検討を進めていただければ

と思います。先ほどの駕与丁公園がやはりシンボリックにという町長の答弁もございましたので、筑後だったり筑豊地方、北九州、福岡市等で、毎年ワンヘルスフェスタっていうものを県が主催で行ってたりするんですけど、今後、駕与丁公園、やはり4.2kmほどの広大な公園でございますので、そういうワンヘルスを絡めた独自のイベントだったり、県と一緒に取り組んでいくお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

これも、各所管で今50弱ぐらいの事業を先ほど議員も御指摘のとおりしてしますので、そこら辺も含めて、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

では、それも併せて検討をお願いします。

三つ目、小中学校のワンヘルス教育の現状と今後の方向、方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

まず、各小中学校におけます現状のほうでございますけれども、県のほうが示しておりますワンヘルスの理念。それからワンヘルスの教育のポイント。こちらに沿って、既存の学習をワンヘルスの視点から捉え、総合的な学習の時間ですとか、理科、保健体育、道徳等の各種の授業の中で、横断的に学びに取り組んでおるところでございます。特に、総合的な学習の時間等では、自然に触れます活動を多く取り入れております。地域の農家の方にも御協力をいただきまして、米作りですとか、畑で芋等の作物を育てたりということを今しておるところでございます。

また、令和5年度の大川小学校の150周年ですね。それから、今年度粕屋西小学校の50周年におきましては、記念事業の一環としまして、それぞれの学校でビオトープを整備しておるところでございます。その後、授業においてもこのビオトープを活用しまして、生物の多様性、多種多様な生物が相互に関わって成り立っているという自然環境の大切さといったものを学習につなげております。

今後でございますけれども、町の宣言が3月17日でしたので、今年度の授業等は今既に完了しておきまして、宣言を受けての行事等を盛り込むことはできており

ませんけれども、今後も自然環境との関わりですとか、感染防止を含めた感染症に関する知識、それから動物愛護など、ワンヘルスの普及啓発につながる学びに継続的に取り組んでまいりたいと考えております。またその中で、児童生徒や学校にとって余り負担増にはならない範囲にはなりますけれども、次年度はワンヘルスの認知をより高められるようなものができればと考えております。現在行われております教育課程の中で、ワンヘルス教育の視点で捉えることができる教材とその内容を新たに価値づけするという形で、取り組むことなどを実施できればと考えておるところでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

詳しくありがとうございます。ワンヘルスっていうのをしっかりと伝えた上で、学校教育はされてますか。そこをお聞かせください。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

現状まだ、既存の授業の中でやっておりますので、ワンヘルスありきというものではございません。ただ、ワンヘルスの理念はもう十分、学校の中にも浸透しておるかと思っておりますので、それにつなげるようなことは、現在でも行われていると思います。今後、それを更に一步進めたいなという形で考えておるところです。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

やはりワンヘルスっていう言葉を知った上で受ける授業だったり体験だったりっていう状態と、何も知らずに活動するんであれば、やはり受け方とか受け止め方で非常に変わってくると思うんですね。そこをしっかりとワンヘルス、町がやってるんだよっていうところからしっかり教育現場。やはりワンヘルス、私もワンヘルスマスター、先ほど新宅部長のほうからもありましたけど、受講しております。資格も取って、各自治体等に研修等をさせていただいたこともあるんですけど。やはりワンヘルス、わかんないまんまで取り組んでると、どうしても分からない分からないで、特に年齢が高くなっていけばいくほど拒否反応といいますか、アレルギーと言いますか。聞いたことない言葉に対しては、非常にブロックが固くなってハードルが上がってしまいます。なのでワンヘルス、県自体も小中学生を中心に、子ども

たちの世代からしっかり教育を進めて、その世代が上に上がっていったときに、より全世帯にワンヘルスの認知と、そして個人個人の行動というのが伴うようにというのを考えておりますので、そちらをしっかりと学校教育、義務教育の段階でしていただかないと、何かやりよったよねっていうふうに終わってしまうと思うんですね。

福岡県立の魁誠高校、粕屋町にございます。こちら県立高校でモデル校という形で、非常にワンヘルス推進しております。こちらと連携してワンヘルスの授業だったり体験、その他学習を進めていく考えはありますか。お聞かせください。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

実は私も猫関係で地域の団体とかに所属をしております、魁誠高校さんの活動とは連携をいくつかさせていただいております。この間、西小学校の50周年の中でも、魁誠高校とのつながり非常に深まっているというところがございますので、まだ今現状、具体的に何かアイデアがあるとか、魁誠高校さんのほうにお話が行ってということではありませんけれども、そういったところも議員の言われるように進めていけたらなというふうに考えておるところでございます。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

是非、町にある推進校ですから、一緒に連携して、これはもう小学校・中学校だけではなく町全体としても連携を取って進めていただきたいと思います。

この三つ目の質問、今さっきの小中学校の部分で、1月末頃に多分各自治体、粕屋町にも通知が来ると思うんですけど、推進校にしませんかという案内が届くと思います。粕屋町における小中学校合わせて6校ありますが、例えば小学校1校、中学校1校で推進校に、町のほうから手を挙げてワンヘルス推進校にしていくと。そうしますと、県から1校当たり大体25万前後の補助金が出ますので、そちらを活用して学習をしたり、指定されてる先ほど言った魁誠高校だったり、農業高校等に向いてワンヘルスの学習等をしていくってことができますが、町としてそういう取組をしていくかどうか、お考えをお聞かせください。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

すみません。通知の内容も見てもないと、何ともまだ判断はできませんけども、

学校等とも協議をしながら、有効に活用していけるように話をしてみたいと思います。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

すみません。もう1回ちょっと聞きたいんですけど、執行部としてはやる意思がありますか。そこだけお聞かせください。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

学校のほうは、議員とも以前からいろいろワンヘルスについては、平場でお話をさせていただいてるところでもあるんですが、学校には様々な教育課題を抱えておりますので、大事にしくなくちゃいけないのは、先生方や子どもたちが負担感を余り感じずに、日々の生活や学習が十分できるようなところ、これを大事にしたいなと思ってます。研究指定とか様々なことはそれぞれの学校は受けておりますので、その辺も勘案しながら、校長会ありますので、そこで御提案差し上げて、校長先生が現場の意見をしっかり受け止めながら、判断をしていきたいと思っておりますので、その辺は慎重に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 末若憲治君

堀本議員。

○1番 堀本高良君

慎重に進めていくということですが。令和6年度決算特別委員会だったと思いますが、子どもたちの学習能力が非常に向上しているとデータが確かお示しがあつたと思ひます。ただ、反対に運動能力が非常に下がっているっていうものもデータとして出たと思ひます。100分の13%とかですか、何かえらい低い数字が出たと思ひうんですけど。やはりこういうワンヘルス、健康に伴うものですから、しっかり町として学校教育機関でも取り組んでいかないと、子どもたちの勉強はできるけど、体が非常に弱かったりとか、けが、事故が増えてしまうという懸念もございまして、しっかりその辺りは、学習の現場の負担というのはもう常々私も思ひしておりますが、やはり子どもたちの将来、未来のことを考えた上で、しっかりと決断をしていただきたいと思ひます。

質問は以上になるんですが、先ほどの老人はり・きゅうからワンヘルス等で非常にいろいろ積極的に検討いただきたいという話を常々伝えてますが、やはり必要なくなつてきた事業だったりとか、役目を終えてくる事業というのが、今後出てくる

と思います。議会でも、スクラップアンドビルド。役目を終えたものを新しいものに作り変えるっていうのを、どんどんどんどんしていこう、提案していこうというのは議会でも話しておりますところなので、ちょっと執行率が余りよろしくないもの、芳しくないものは、新しく事業に組み込んだり見直しをしていただいて、老人はり・きゅうで言ったら、もうはり・きゅうの需要がないんだというふうに執行部判断されたら、今、自己負担があるインフルエンザ等の、ああいう予防接種等にまた回していくとか。粕屋町に住んでる高齢者が安心して過ごせる環境づくりというのも、是非整備をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

(1 番 堀本高良君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を10時35分といたします。

(休憩 午前10時22分)

(再開 午前10時35分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号3番、川崎尚子議員。

(3 番 川崎尚子君 登壇)

○3 番 川崎尚子君

議席番号3番、川崎尚子です。

私ちょっと今回の質問する前に自分を振り返ったんですけれども、ちょうど粕屋町に来て21年目になります。この地で結婚しまして、子どもも産み、子どもたちももう高校生になりました。もちろんこの粕屋町というのは本当私にとっては第二のどころか、人生で一番長く住んでいる第一のふるさとになっております。ここで生まれた我が子も、この粕屋町で育っている子どもたちも、粕屋町の将来のすごい宝物だと思っております。

今回の質問が、支援が必要な子どもと保護者が安心して相談できる体制構築についてというテーマでございます。支援が本当に必要な子どもとその保護者が迷わず頼れる町であってほしい。そう願ってこの場をお借りしております。粕屋町の未就学児への発達支援事業はとても充実している。間口が大変広い。町外でも評判です。とても熱心で寄り添ってくださると聞いている。そのために、粕屋町を選んで転居することも考えている。そんな御家庭もございます。事実、町の児童発達支援事業の努力もあり、就学前に児童発達支援を受けるお子様たちが確実に増えておりま

す。そして、子どもたちは入学後、小学校に入った後も引き続き、放課後等デイサービスなど支援を望まれる。それはもう確実です。これは町に支援を求めている方が増えていく。つまり、悩みを抱える方が確実に増えていく。そういうことでございます。

ところがです。就学後については、就学前の手厚い支援からまるで突然突き放されるように、突然何もかもが保護者任せになってしまっているのではないのでしょうか。そのような現状、生の声を幾つもお聞きしてまいりました。本日はそんな住民、保護者の声を基に質問を進めてまいります。

まず一つ目ですが、支援利用増加の現状認識と相談体制についてお尋ねいたします。まず、ここ近年の数字を確認いたします。こちらは、第6期粕屋町障がい者計画・第7期粕屋町障がい福祉計画・第3期粕屋町障がい児福祉計画より実績値、また令和8年度については見込み数を抜粋したものです。

まず1点目。未就学児への児童発達支援数、これは月当たりになりますね。まず実績値として、令和2年度73人。令和5年度128人。見込み数として、令和8年度は見込み187人。4年間でおおよそ、約1.8倍となっております。そして、小学校に入学後の放課後等デイサービス利用者数、実績値として、令和2年度252人。令和5年度348人。見込み数として、令和8年度414人。こちらも年々増加しております。また、そこにつながるため、放課後等デイサービスなどを利用するための障がい児相談支援、これ支援利用計画と言いますが、その相談数に関しましても、令和2年度は実績382人。令和5年度503人。これは見込みですが、令和8年度は652人。増加の勢いは止まりません。これらの数字が示すのは、町の療育支援事業から結び付き、その成果としてですが、今後も確実に支援を必要とするお子さんが増えていくという明らかな現実です。

そこでまず1点伺います。粕屋町として、こうした利用増の状況をどのように認識されていますでしょうか。お答えお願いいたします。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

議員さん言われたように、近年、障がい児サービス利用の増加に伴いまして、計画相談の利用数については見込みを大きく上回っておりまして、ここ5年で1.5倍以上伸びている状況です。今後も利用者数は増加すると見込んでおります。次、今後の方向性はっていうところまで。そのような現状の中、現在計画相談支援体制としましては、計画相談自体の内容の充実とサービス利用者増加への対応の2点について、特に留意して体制の整備を行ってまいりました。そのうち、川崎議員さんが

言われている御質問の利用増についてですが、児童発達支援・放課後等デイサービス利用の流れとしまして、利用者はまず窓口で申請を行い、その後、利用を計画する相談支援事業所や、実際に通う児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所の選択が必要になります。この際、サービス利用者の増により、最初の利用計画を立てる相談支援事業所の予約が取りにくいということとかも予想されることから、粕屋町の方が利用できる近隣市町分のリスト、これ現在51か所が掲載されてるんですが、これをお渡ししまして、定期的に確認している空き状況に基づきまして、今相談可能であるという相談所数を数箇所お伝えしています。

また、計画相談につながらなかった場合には、必ず御連絡いただくようにお伝えしております。現在のところは、複数の選択肢の中から選んでいただけている状況かと思えます。利用できる障がい児相談支援事業所は町内には限っておりませんが、現在町内におきましても、今年度新しく開所された相談事業所さんや、これは町内に限ってはいないんですが、相談員を増員している事業所などが複数ありまして、今後もニーズを図りながら利用増に対応できるよう、町としても状況を注視してまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

お答えいただきました。ちょっと次の質問のお話につながる部分が出ましたので、質問の2番に移らせていただきます。

先ほど支援を受けるために必要な資格証というお話がありましたが、受給者証を、放課後等デイサービスなどを利用するときには、まず、通所受給者証というものが必要になります。先ほど御説明もありましたが、受給者証を取得するには、まず専門相談員に相談し、その相談員の方に支援計画書を作成してもらい、それを町に提出して、初めて申請が進むというプロセスがあります。しかし、先ほどリストをお渡しされてるというお答えいただきましたけれども、現場ではちょっと深刻な声として私の耳には届いております。まず、リストを渡されるだけで、どう動けばいいか説明もなく、とにかく電話してくださいって言われる。電話をしてみる状況になっている。また、町から渡されたリストに電話しても、満員ですと断られてしまう。結局それで満員だからといって、我が子の支援計画書を書いてくれる専門相談員を探す方法すら分からない。これを窓口でお尋ねしても分からないと回答される。さらに、そういうことでどンドンドンドン申請自体が遅れていきますので、結果受給者証が出るまで1、2か月待たされてしまい、支援開始が遅れていく。

まず、医師の診断により要支援とされた子どもの保護者が、まず、それを事実と

して現実として親として受け止めるところから、悩みながら始まるスタートですね。ようやく勇気を振り絞って一歩踏み出して、不安にかられながら、役場のほうに相談に行っても、そのような、ちょっとゴールが見えないような、目指す所が理解できないような対応を受けてしまい、更に迷路に呼び込んでしまっている。そして、結果的に役場で解決できなければ、どこに行けばいいのか分からないまま立ち尽くしてしまう。そんな状況が起こっていると伺っております。

先ほどの福祉課長の認識とちょっとずれがあるのではないかなというふうに感じておるんですが、つまりスムーズに相談にすらすらつながらないお子さんがいるというのが現実です。お答え出てますけれども、実際現場がこのような対応になっていること、この現状を把握しておられるのかっていうところと、改善しなければいけない問題として認識をされておると思うんですが、この事実を再確認する、そんな御認識はございますか。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

今議員さんのお話を聞きまして、確かに認識のずれをちょっと感じております。先に相談員不足により相談員を確保できずっていう2番目の御質問をお答えさせていただきます。利用開始までには、書類の手続き、体験利用や利用計画作成のため面談など一定の期間を要しますが、相談員の不足で支援開始が遅れたという事例は、今のところ、こちらでは把握できておりません。サービス申請時に、相談支援事業所のリストをお渡しして、町が把握している受入れ可能な事業所を複数お伝えしている。先ほど申し上げたんですが、町からこの事業所を使ってくださいっていうあっせんができないっていうところもありまして、この中からどうですか、この中からお電話してくださいっていうようなことをお伝えしていると思います。

ですが、支援を急ぐ場合は、事業所に町から直接対応できるかどうかを相談して、直接つなぐところまで対応を行っております。また、事業所を御家族で決めることが難しいといった場合も、福祉課のほうから直接つないでおり、現在は複数の事業所が受入れ可能であるっていうところから、差し当たって受入れができないという状況はないという認識ですっていうことだったんですが、先ほど議員さんが言われたようなことがあるんだったら、窓口のほうも気を付けますし、相談をさせていただいたらありがたいなと思います。つながらなかった場合とかですね。よろしく申し上げます。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

町としては、今の体制は問題なく進んでいるという認識ということによろしいですかね。今のその把握されてる部分ですね。はい、分かりました。ただ住民である保護者も、別に行政におんぶに抱っこされたくて訪れてるわけじゃないんですよ。やっぱりもうどうしていいか分からないんですよ。どうしていいか、まず相談したいというところで訪れます。知りたいのです。我が子のためにどうすればいいか。悩みに悩んで御相談しに来られているという事実をまず、しっかりと受け止めていただきたいのが1点あります。中には、疲れ果てて子どもに当たってしまいそうで怖いとか、我が子を思う気持ちが強ければ強いほど、先行きが分からない。不安に押しつぶされそうになりながら、でも道しるべすらない。どうしようどうしようと、悩みながら訪れておられます。ですので、もし、こちら側の現場としての認識と、町としての認識違いがあるとすれば、今ここでもその認識違いを感じておりますので、どうかちょっと御確認を是非、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

今認識の違いのどこを伺いましたけれども、私たちのスタッフというか職員、先ほど言われたように、保護者の方がどんな思いでここまで辿り着かれたかっていうことは、重々考えておりました、すごくそこを考えて対応させていただいております。ですが、また、どうしてもつながらないときは必ず言ってくださいねっていうことを、毎回伝えておりますので、できれば、お時間も無かったりもあるのかなというふうには思うんですが、こんな状況ですというのを御連絡いただけたら、うちのほうは絶対にそれをほったらかしにするようなことはありませんので、こちらも把握できたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

ちょっとそのサービスを利用する流れの件で1点御質問いたします。児童発達支援は、こども家庭センターだったりとか、受給者証発行は福祉課であったりとか、一部、放課後等デイサービス、そこにもし入らないというか、そこだけでなく学童保育所を利用する場合は、学校教育課というように所管課が分かれていることが、業務の住み分けとしては仕方がないことだと思います。が、しかしこの縦割りが、保護者の負担を増大させている部分も事実です。

これは私自身も経験がございます。我が子のことを相談に行くのに、保育園については昔子育て支援課だったかな、当時はですね。ところが、就学後は学校教育課、そして一から全て我が子について説明して、窓口をあちこち回ったものでした。相談に行くと、所管課窓口ごとに、また外部の関係機関にですけど、同じ説明を保護者に何度も求められているというふうにお聞きしております。その縦割りが保護者の負担を大変大きくしております。さらに、受給者証というのが、毎年更新であるので、その更新手続のためにわざわざ仕事を休んで書類手続に行き、また窓口ごとで、我が子の状況をまた一から説明しなきゃいけないというふうにも聞いております。ここで御質問でございますが、なぜ一つ屋根の下の役場内で、行政側のほうで、一住民についての情報共有がされていないのか。できていないのか。まずお答えいただきたいと思えます。

○議長 末若憲治君

洪田福祉課長。

○福祉課長 洪田加奈子君

これは2番目の御質問でよろしいですかね。こども家庭センターで実施しております就学前の療育支援は、町の独自の施策でありまして、児童発達支援・放課後等デイサービスは、国の施策って福祉サービスであるために事業内容が異なっております。また、就学前のお子様のサービス利用開始までは、母子手帳交付から関わっているこども家庭センターにおいて、乳幼児健診、発達相談など、様々な事業を経てつながる場合や、直接福祉の窓口につながる場合もあるため、窓口をここで一元化するというのは難しいと考えます。町の療育支援の担当部署であるこども家庭センターから児童発達支援につながる場合は、こども家庭センターでも今後の流れについて説明を行っておりますが、福祉課障がい支援係と連携を図り、説明等が重ならないように対応を行っております。こちらについて手続きが重なることはありません。また、相談内容については、関係課はシステムで共有することができておりますし、電話でも逐次連携しておりますので、今後も関係部署と連携しまして、利用者さんが何度もそんなお話とかをされなくていいように、対応してまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

こどもももしかしたら、私がお話を何名か聞いた住民の方との認識のずれがあるのかなというふうにちょっと感じております。正直もちろん事業が変わる、管轄が国であったり県であったり、町であったりっていうのはすごく理解ができるんですけど

れども、粕屋町は切れ目ない育児支援ということをテーマに掲げてられますよね。ですので、ここはやはり、その事業が違うからということではなくて、育児というのは小学校入学とか、中学校入学で区切りが付くものではないんですよね。いろんなパターンがありますけれども、お子さんが自立するまでが育児だと思っておりますので、そこはやはり粕屋町として独自で施策を練っていくべきではないかというふうに感じます。例えば住民に普及を進めているマイナンバーカードなどをうまく活用した情報連携、負担軽減策などに取り組むお考えはないでしょうか。せっかくマイナンバーカードなど、あれだけ住民の方に注力して作っていただいているんですけど、その御活用とかは考えておられませんでしょうか。所管課としての事業が変わったとしてもですね。お答えいただければと思います。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

共有する情報がどういったものになるかっていうところによるかなと思うんですね。今のところはきちっと共有できている、そういうシステムがございまして、特に福祉の部分の、いろんな課が共有できておりまして、マイナンバーカードで共有する内容では余りないかなというふうに思っております。それと、今御質問に一元化というところ辺が入ったと思うんですが、サービスの利用というところだけを切り取ると、町で療育を行っているのは就学前のお子さんだけです。その児童発達支援というところと町の療育というところで、窓口が一元化してるほうが良いというふうにお感じになるかなというふうに思います。

ただ、療育を受けるまでには、その手前の段階がありまして、そこがすごく重要だと思っております。なので、今このような形を取っております。具体的に申し上げますと、療育を受けるということは、その手前で先ほど議員もおっしゃってくださったと思うんですけども、ある程度、発達の特性が分かって、療育をやっぱり受けたほうが良いだろうというふうな判断があるわけですけども、昔から障がいについては、早期発見、早期療育っていうのが鍵だというふうに言われております。しかし、早期発見といっても、どうやって発見できるかと言いますと、中には妊娠中にお腹にいる状態で分かる場合もありますし、お生まれになってすぐ分かる場合もありますし、そして一番多いのは、成長とともに、少しずつ大きくなるにしたがって、はっきりしてくるといふか、そのパターンが一番多いと思います。そのため、実際に療育につながっていくのがどんなふうに行われてるかと言いますと、こども家庭センターで実施をしております乳幼児健診とか発達相談とか、あと年長児相談会って言ったもの、母子保健事業とか療育の事業になりますけれども、その中

で、早期発見、早期療育につないでいく部分が多い状況です。

具体的な役割は、二つ柱がありまして、一つは、お子さんの発達について成長をずっと追いながら、継続してしっかりと発達特性を見極めていくことが一つです。それからもう一つは、保護者の心理面にしっかりと寄り添って、まだ生まれて数年しかたたないお子さんの遅れとか、偏りといった部分を受け止めて、受容していかれる過程を私たちがどうやって支えていくかというその2本の柱です。障がいがある程度分かってきたときに、ただ療育先を紹介したり、つなげればいいわけではなくって、保護者の障がい受容という部分が、ずっと後々に影響してまいります。

ですので、この発達への気付きのそこから発達特性の見極め、そして療育へとつながる部分は、特にもう大事に大事にというふうに考えております。こども家庭センターも福祉課も、それぞれの課の事業の中でこそやれることが、そういったところがありますので、今お子さんとか保護者を中心に考える中で、こういう形をとらせていただいております。

以上です。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

それは冒頭で申し上げたように、粕屋町の療育支援事業が素晴らしいという、その評判につながってる部分だと思います。ただ、ちょっと今回お聞きしてるのが、就学後のことでありまして、引き続き質問3番に入っていきますが、要は受給者証、ようやく相談員さんと相談して町に申請して得た後、次に探すのが、我が子を預ける放課後等デイサービスなどの事業所になります。ここでも、役場のほうで具体的に事業所を紹介されるわけではなく、置いてあるリストやチラシを示されるだけであり、やはり同じくそのリスト先に電話しても満員閉業、受入れ不可という状態だそうです。これではせっかく要支援と判断された子どもたちが支援につながるどころか、またようやく受給者証を得たのに、小学校入学を前に、心が不安定な保護者までもが迷路に落ちていくというような声も上がっております。さらにこの段階で、先ほどもし例えば相談できなかつたらお電話くださいとかいうことは声掛けであると思うんですけども、やはり、保護者もそんなに強い方ばかりじゃなくて、つながらない支援自体を諦めてしまう。もう探すのが大変。きついから普通の学童保育に預ける選択肢を選ぶ。中にはもう面倒になってしまったなど、我が子が支援を受ける、必要であること自体を認めること、受け止めて動くこと自体を放棄してしまう、そのような保護者がいらっしゃることも事実だと伺っております。

ここでまた2点伺います。これ質問3番になりますけれども、まず今後粕屋町と

して、先ほどの相談所と一緒になんですけど、利用可能な放課後等デイサービスなどの事業所の最新情報、受入れ状況を把握し、紹介できる体制を整える考えはございますか。整えるというより先ほどのお話ですと、継続してもっと改良していくお考えはありますでしょうか。また、これ2番目ですが、所管課異動などにより、知識不足で制度を説明できない担当者もいると伺っております。福祉の関係は特に非常に複雑で毎年毎年その法律が変わったりと、すごく難しい分野であると思います。なのでさらに、ここに行けば制度の流れが分かるというような、一つの入り口を作る体制整備のお考えはございますでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

それではまず、最初の御質問にお答えさせていただきます。放課後等デイサービスの事業所を決めるに当たっては、利用者の発達特性や、御家族の要望等に合った所を選択するというのが一番重要だと考えております。そのため、先ほども申し上げましたように、県に登録されている事業所リストを基に、近隣の事業所一覧の随時最新情報に更新しました物をお渡ししまして、御本人や御家族に相談支援事業所に相談していただくように御案内をしております。決してリストをポンとお渡しするようなことはございません。相談支援事業所には、利用者や御家族の課題や要望を聞き取りして、そして最適な障がい福祉サービスの検討の上、サービス利用計画案を作成すること。また、サービス提供事業者等との連絡調整を行い、サービス利用開始後も計画が適切に機能しているか検証するという役割がございます。相談支援事業所を利用することで、利用者が自分に合ったサービスを専門的な知識に基づいて効率的に利用できることにつながるため、放課後等デイサービス事業所等の選択の際にも大きな役割を果たしていると考えております。

2番目も一緒にお答えいいですか。はい。2番目の御質問にお答えいたします。住民の方にとって、障がい福祉制度全体の身近な相談先としては、やはり役場の福祉課障がい支援係になると考えております。経験の浅い職員には、様々な工夫をしながら育成に力を入れ、担当する職員により、住民の方の不利益とならないように注意をしております。また相談内容によっては、必要に応じて糟屋中南部6町で共同委託をしております一般相談支援事業所と一緒に対応するなど、事例に合わせた対応を行っております。川崎議員がおっしゃるように、多種多様な相談に対して、福祉制度全般においてスムーズにお答えできることは、住民の方にとって大変重要なことであり、職員の一層の努力が必要と感じております。また同時に、障がい福祉制度の相談の入り口として、個々の情報を把握しやすい福祉課が、住民の身近な

相談窓口として、まずはしっかりとその役割を担っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

ちょっとお聞きしていて感じるのが、何ていうかな、支援につながっている方にはすごく手厚いと思うんですよ。ちょっと問題となっているのが、やっぱり支援まで行き着いてない御家庭があるということの御認識ってございますか？ということをお聞きしたいです。もちろん丁寧に丁寧にされてるのは理解できますが、例えば窓口相談に来られたまま音沙汰が無いとか、そういった御家庭もあることは把握されておりますでしょうか。お答えいただければと思います。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

全員全く漏れがないかどうかちょっとはつきり分かりませんが、福祉課のほうでもそこつながったかどうかというのとはちゃんと気にしておりまして、利用があるまでにやっぱりどうしても少し期間があったりはしますので、最新情報がすぐつかめてるかどうか分かりませんが、ずっとつながってないみたいなことは余り無いかと思います。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

町の御認識、理解いたしました。はい。

次の四つ目の質問に行きます。こちらが、相談につながらない方もいる。もちろん町として努力されていることは理解できましたが、先ほど福祉課が窓口となってというお声がありましたので、この質問関係してきますのでお話しいたします。相談につながらない、情報が届かないという方もいますと、頼り先に迷う。中には専門の知識が無く、職員もちょっとお悩みになってるんじゃないかなというような、これが全て町の相談機能そのものに問題があるのではないかなと思って、今回この質問をさせていただきます。

粕屋町の計画には、相談支援体制の充実が一環として挙げられております。まず、第5次総合後期基本計画では、発達障がい者の早期発見、早期療育と専門職による相談、療育支援体制の充実を図るとされております。また、障がい者が制度に

応じたサービスを適正に受けられるように、各種相談窓口による相談支援や、制度の周知を継続して進めると明記されております。これ先ほどの御答弁内容にもあったと思います。さらに、第6期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画においても、関係機関と連携しながら、専門的な相談支援ができる体制づくりを進めること。そして、国の基本方針に基づき、基幹相談支援センターの設置が必要として示されております。こちらのセンターの設置についてなんですが、成果目標として、令和8年度までに、関係機関との連携強化による地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターについて、圏域内で設置の必要を検討すると掲げられておりました。

しかし、そうですね、ちょっと御答弁の内容と、私が伺っている住民の声とずれがあるという前提でお話しさせていただきますけれども、住民の声や現場の実態から見ると、現行の相談体制が町の各計画に示された方向性や、成果目標と一致してるとはどうも言いがたい状況にあるのではないかというふうに考えております。そこで伺いたしますが、粕屋町として、現状の相談体制を計画に沿う姿と認識されているのでしょうか。今のこの現状は、目指すべき姿と認識されていますでしょうか。まずはお答えいただければと思います。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

では、お答えいたします。

基幹相談支援センターの設置につきましては、計画に掲げているとおり、その必要性は十分に認識をしております。糟屋中南部6町で構成する自立支援協議会でも協議を重ねております。また、相談機能の強化という点で現在取り組んでいるものとしましては、自立支援協議会の中で、地域に必要な体制整備について協議を重ね、まずは利用者に直接関わる相談機能の充実を図ることが重要なため、令和3年より各町に相談支援専門員のバックアップを行う主任相談支援専門員を配置、活用しまして、相談支援体制の強化を図っているところでございます。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

その主任専門相談員が、どうも糟屋郡内で5名しかいないというふうに聞いたんですけど、これ事実でしょうか。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

中南部の6町で設置しております自立支援協議会というものがあるんですけど、その中でも相談体制の強化っていうのは、ずっとそこが足りないところというか、必要なところだっていうふうに認識されておまして、主任相談専門員、この育成っていうのはちょっとここ何年かで行っていて、人数が5名と言われて、5名だったか7名だったかなっていうところぐらいだったと思います。申し訳ありませんけど。はい。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

計画って成すためにあるものであって、検討していきたいとか努力したいということでは、計画を作った意味がないと思います。ほかの6町と連携するともすごい必要なんですけれども、何よりもまず町が、目の前で困られている住民にどう向き合っていくかが最重要だと感じております。一時的な福祉課の職員への研修や、窓口がどうしても形だけになりがちなんですけれども、それじゃ意味がないと思います。やはり住民が安心できるのは、ずっと継続して専門職が関わって情報が集約されて、連携の中で、その中心になる拠点が役場内にあることではないでしょうか。これは住民のためだけではなくて、専門性を持つ相談窓口や拠点があれば、住民の相談窓口がまず一本化できることと、専門職が継続して対応することによって、職員の大きな負担軽減にもつながることが予想できます。職員もやはり日々の業務がありながら、そういった気持ちを込めての相談に乗るというのは非常にやっぱり負担も大きいと思いますので、このまま検討段階で止まるのではなくて、支援につながりにくい人が増えていくので、行政側の現場も更に大変になっていくことも予想されますので、だからこそ、国が示すような、これちょっと質問になりますけれども、専門職が継続的に関わる、住民も職員も支える中核的な相談機能が必要だというふうに感じるんですが、まずは粕屋町として、相談窓口として基幹相談センターを置くということではなく、そのような包括的な窓口の設置を検討する考えが現時点であられるかどうかということと、また、一時的な職員の研修事項や形ばかりの窓口ではなく、継続して専門職が関わって、連携の中心になる体制を役場内に整えていく考えはございますでしょうか。この2点をお尋ねしたいです。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

基幹相談支援センターにつきましては、本当に計画に掲げておまして、なかなか

かまだ実現に至ってなくて申し訳ないところなんです、一つ、単町で実施を余り考えてないところの理由を申し上げます。まず単町では、活用すべき社会資源がどうしても少なくなりますので、結果的にその対象者の具体的な支援につながりにくいという可能性があります。いろいろ御紹介したい所ですとか、そういった所が限られてくるということがございます。

それと、基幹相談支援センターの設置とか、そういった基幹相談支援センターではなくても今議員がおっしゃったような、専門職をそろえるようなところ、そういったところは、場所や運営主体とか形態も様々なんですけれども、やはり6町で実施することによって、様々な総合的な機能を持たせることが恐らく可能じゃないかなというふうに思います。

それから最後に、御存じのとおり、福祉の予算というのはもう年々増してるんですけれども、その一つ一つはすごく重要なものだなというふうに思っております。今後も、少子高齢化が進むと見込まれる中で、この重要な基幹相談支援センターにつきましても、やはり持続可能であるっていうことが最大のポイントかなというふうに思っております。実際に令和6年の4月に調査があった分と、令和7年4月の調査、福岡県内の調査なんですけれども、この1年で基幹相談支援センターが少し減少していたりとかそういった現状もございます。そのため、財源はもちろんのことですけれども、そこを担う人材ですとか、委託先が、委託をするかどうか分かりませんけれども、そういった人材とかも含めたところで、持続可能な基幹相談支援センターというところを念頭に置いて、慎重にというか、協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

今日の私の質問は、どちらかというセンターを作れとかそういうことよりも、まず支援が必要な子どもとその家族、つまり住民にとって、まず入り口である役場で相談できる場所ということが何よりの安心だということをお伝えしたかったです。迷っている時間が長くなるほど、やはり支援が遅れるだけでなく、保護者の気持ち追いつめられてしまっていて、それが、家庭そのものが危機にさらされることもございます。

そして、これはもう現在進行形で起こっていることです。今本当お伝えしてるのは、新しい施設とかそういったセンターを作ってくれという話だけではなくて、今ある混乱であるとか、負担を整理して支援の出口、入り口を整えてほしいということです。私自身この20年間粕屋町住んでおりますけれども、やはり身内も知り合

いもほぼいない中でスタートした育児生活。そんな中で、関わってくださった役場の温かい職員に救われたこともあります。批判ばかりをしてるわけではございません。だからここに立って、住民の声なき声を届けたいと思っております。たった一つなんですけど、これ福祉課に限ったことではなくて、粕屋町が行政側として、住民を受け止める姿の、姿勢の問題じゃないかなというふうに感じます。住んでいる我が町が、自分の暮らしに寄り添ってくれると。これだけでどれだけ住民の気持ちが救われるか。たった一つの役場って本当小さな入り口かもしれませんが、その入り口を整えることが住民や行政がしっかりと連携できて、粕屋町のパワーアップ、レベルアップにもつながっていく、そのように感じます。そしてこれが市制化へも大きくつながっていく、そうお考えにはなられませんでしょうか。最後に町長の御答弁をお聞きしたいです。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

最初の部分で、障がい者又は障がい児の増加が非常に顕著であると。これは正に事実なんですね。これ粕屋町だけじゃなくて、全国的にこれはそういう傾向があります。ですから、福祉の面の中でこういった障がい者対策というのは、重要な今位置を占めております。粕屋町は議員の御指摘のように、住民に寄り添った障がい児対策を行っているのは自負しております。ただ、受け取られる方、相談されて、それを受け取られる方と、我々の行政側とのそごがあっちゃありません。やはり我々の気持ちが伝わり、また、相談される方の気持ちを100%受け止めるような体制はどんな組織を作っても人間がやってるんです。いずれにせよ、センターを作ろうが、役場内で単独で作ろうが、いずれも人間が関わることです。ですから、職員に対する研修あるいはレベルを上げる、スキルを上げるという部分を、これから先、重要な一つのファクターとして、私も認識しながら、職員の教育に当たりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長 末若憲治君

川崎議員。

○3番 川崎尚子君

住民は望んでます。どこに相談すればいいか分からないという状態を、まず終わらせてほしいと。単純なことです。支援が必要な人へ迷わず届けられる町であってほしいと思います。将来の宝である子どもたち、その子どもたちを支える保護者・家族にとっては、現在進行形の問題であることを認識いただきたいと思います。どうか検討でなく、実現を。粕屋町の相談体制が町を掲げたあるべき姿に近づくよう

具体的な改善を求め、私の一般質問を終わらせていただきます。

(3番 川崎尚子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

(休憩 午前11時17分)

(再開 午前11時30分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号8番、福永善之議員。

(8番 福永善之君 登壇)

○8番 福永善之君

議席番号8番、福永善之です。

今定例会2問、一般通告書を執行部の皆さんに提出しております。

まず初めに、ちょっとお待ちくださいね。粕屋町議会基本条例が制定されています。その中で、前文なんですけど、ちょっとお待ちくださいね。「新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、町民に最も身近で基礎的な自治体である粕屋町の自治権を拡充し、これを生活者の視点に立った「地方政府」に近づけていくことが求められている。」と。「地方政府」という文言を条例の中に明文化してると。今回の2問の質問に関しましては、国、国会ですね。国会でことが決められていることが地方のほうに下ろされてくるということではあるんですけど、「何で福永お前、国会で決まったことをわざわざ地方議会で質問するんだ。」という意見もあろうかと思いますが、予算ということは、国会で決められた予算は地方の議会でも予算として上げられてくるということが紐付いておりますので、それに絡めて質問をさせていただきます。

ではまず1問目ですね。ガソリン税の暫定税率の廃止についてということで質問いたします。今年の11月5日の与野党6党による会談によれば、燃料課税の旧暫定税率について、ガソリン税は2025年12月31日、今月末。軽油引取税は、2026年4月1日にそれぞれ廃止することで正式合意したとあります。ガソリン税に関連すれば、国より町に対し、地方揮発油譲与税という名目で交付措置がなされています。直近3か年の交付額は、22年度が2,466万。23年度が2,514万2,000円。24年度が2,473万7,000円ですね。であるというふうに、大体2,400万から2,500万の直近5年間を見ても大体そのくらい、2,400から2,500万の範囲で推移しております。では初めに、ガソリン税の旧暫定税率が廃止された場合の町への影響はいかがでしょう

か。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

現在、国においてガソリン税及び軽油引取税の暫定税率を廃止する議論が進められておりますけれども、ガソリン税の一部である地方揮発油税は、全額が、国から地方自治体に地方揮発油譲与税として譲与されておりました。その中には、暫定税率の上乗せ分も含まれております。具体的に申し上げますと、地方揮発油税は、ガソリン1ℓ当たり5.2円でありまして、このうち本則税率分が4.4円、暫定税率分が0.8円となっております。この暫定税率が廃止されますと、町に入る地方揮発油譲与税は、約15.4%減少するということとなりますけれども、この減少率を基に、近年の町の地方揮発油譲与税の歳入決算額、今、先ほど議員が申し上げられました約2,500万ということで計算をしてみますと、減収額はおよそ380万円になると見込まれております。

以上です。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

14%ぐらい、380万ぐらいの減収ということで、2番目になるんですけど、これはもう廃止されることはほぼ決定されておりますので、町としてどう対応されていくのかをお答えください。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

総理大臣は、所信表明演説で、「廃止に伴い、必要となる国及び地方自治体の安定財源を確保する。」ということで表明されております。全国知事会や全国市長会、全国町村会などの地方6団体も、代替となる恒久財源の措置などを求める要請を行っておるところでございます。粕屋町といたしましても、この使途に制限のない貴重な一般財源であります地方揮発油譲与税の減収に伴う代替財源につきましては、国が措置すべきものであるという認識を持っておりまして、しかしながら、仮に、代替措置が無かった場合でも、先ほど申し上げましたように、全体の歳入に占める地方揮発油譲与税暫定税率分の割合が、計算しますと、約0.1%となりますので、減収の影響はそこまで大きくはないのかなというふうに考えております。そのため、減収分は、これまでの財政健全化における取組と同様に、歳出削減、歳入確

保などの取組によって対応したいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

今の答弁であると、額的には、総予算に対する、この暫定税率の廃止分380万。これが0.1ぐらい。そういう感じで、額がもう微々たるもんですよということではありますね。ただ、これが仮に、例えば10%とか5%とか、なった場合というのをやっぱり考慮していかないといけないと私は思うんですよ。額が小さいから、問題ないみたいなことではなくて、そうなった場合に、総理大臣が代わりの財源を手当てするとか、都道府県知事会からそういう要請を上げるとかそういうことではなくて、そういうことであれば、ある意味、国に頼りっ放しですよということになるじゃないですか。自分たちが、身の丈に合った財政運営というのしていく観点から、もしこれが無かった場合にどうしていこうかということになるならば、やはり今の既存の事業、一つ一つ小さな無駄があると思うんですよ。そういうところを見直していこうじゃないかとか、そういうことを考えてほしいなと思いますが、いかがですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

町の財政を担っております財政課といたしましては、今議員がおっしゃられた無駄を省く、それとは別にまた歳入確保など、財政健全化の取組は何もしてないわけじゃなくて、これまでも、これからもずっと続けていく考えでございます。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

あとはだから、認識の問題ですね。これ粕屋町だけに言えることではないんです。今までの政治の流れ的に、財源が足りなくなりました、はい、では国にお願いしますというそういう流れではなくて、やはりこうやって地方自治とか地方分権とか叫ばれてる中で、全てにおいて、財源が足りないから国に求めるとかではなくて、やっぱり自分たち自身でまず今の既存の事業で、行政がやるべきなのかとか、行政しかやれないのかとか、そういうところを観点に立って運営していただきたいなということを申し上げておきます。

では、2番目ですね。物価高対策について。これ今、かなりこれニュースでもう本当に毎日のようにいろいろな地方自治体の情報が上がってきてますね。お米券と

か、プレミアム商品券とか。もう本当に、これしかニュースとして、政治ニュースとして上がらないのかっていうぐらい、本当つまらなくなっていう感じで私は見ております。その中で、内閣府が創設しました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」、かなりこれ長いですね。これを省略すると、重点支援地方交付金。こちらがかなり短いので、今、各いろいろな地方自治体では、この言葉を使ってる所が多いと思うんですけど、「エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため」という名目で、令和5年11月に始まりました。今年度、町は、この交付金の使途として、6月議会と9月議会において議案提案をされていました。

まず一つ目、交付金を活用した経緯について、町民のニーズを確認しましたかということ質問します。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

国の地方創生臨時交付金を活用しました物価高騰対策支援事業につきましては、今年度、生活者及び事業者を支援する6事業を実施いたしております。内容につきましては、いずれも国が示す推奨事業メニューに基づいたものでありまして、そのメニューの内容につきましては、国が国民のニーズを捉えたものという認識でございます。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

私は町民のニーズというふうに、質問投げかけてますけど。国が取ったニーズ。国が取ったニーズが町民のニーズということ、という感じで町としては捉えているということよろしいですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

国民のニーズ、イコール町民のニーズというふうに捉えております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

国民のニーズ、イコール町民のニーズですね。分かりました。町民のニーズを取ろうと思えば、粕屋町としては取れるんですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

この物価高騰対策支援事業につきましては、ある程度迅速性も求められますし、早急に対応するという必要がございますので、例えばアンケートなどを取る場合がありますと、数か月かかるとかということもありますので、基本的には推奨事業メニューが、国、町、町民のニーズに沿っているということで、その中から選ぶというふうな方式を今のところっております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

町民のニーズを取る場合には数か月かかると言われますが、手段は紙ベースということではよろしいでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

いろんな方法はあると思いますけれども、例えば電子でアンケート取ることも可能かとは思いますが、それを集約しまして、それを基に決めていくということを見ると、それなりの時間がかかるのではないかなというふうに考えます。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

今既存にあるテクノロジー、だから取り方によると思うんです。令和5年の11月に始まりまして、物価高対策としてですね。令和6年、令和7年、引き続きこの交付金というのが、ずっと続いていますよという状況ですね。今の経済状況の中で、ドルに対する円の価値かなり下がってますよね。120円だった値が、今150円近辺になってると。要するにこれは、輸入に頼る日本としてはやっぱり輸入物が原材料とか高くなりますので、もちろん国内の物価が高くなりますよね。それに反して賃金。賃金は上がらないということは、国民の可処分所得っていうのは、どんどんマイナスのほうに行っていきますよね、今後も。賃金は上がってますけど、一部ですね。インフレ率に比べると、まだ下がってるという状況なので、可処分所得というやっぱり下がっていく状況。そういう状況の中で、この交付金は、やっぱり予測しないといけないと思うんです。令和7年以降もこれ続いていくよと。令和8年、このインフレと賃金の値が、賃金のほうが伸びないと、上に行かないと、この交付金

というのは続いていくということを予想していかないといけないと思うんです。その中で、これが続いていくよということであれば、やはり数か月かかるとか言われますけど、続いていくのであれば、数か月でもやっていくべきじゃないかなと私思うんですよ。次の年も続いていくっていう前提で。町民の皆さん、あなたが払った税金、納税者の皆さん、あなたの払った税金、何に使ってほしいですかとか。そういうところ投げかけていって、町としてそれを投下していくっていうやり方をしないと、時間が無いからとか、国が示した推奨メニューだからとか、そういうことで言ったら、では、地方自治、自治体の皆さん何やっとするんですかっていう話になっていくと思うんですよ。私からするとですね。じゃあ次に、いかがでしょうか、今の質問に対して。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

様々な御意見はあると思います。100人おられれば100人の意見があるというふうに言われますが、今、目の前にある支援事業について、やはりこれスピード感を持って対応しないといけないという、これは優先課題と思うんですよ。今の物価高騰に対して、生活者視線で支援していくということを第一に考えると、やはり今ある国のまとまった支援のメニューの中で選ぶのが、国に対する申請も早いし、様々な最大公約数の結果だろうというふうに我々は捉えています。ただ、これから、今から先あるだろうという推測ですが、これはもう全く分かりませんが、事業効果として、どうでしょうかという、そのあとの御意見を頂戴する。これは電子でできますので、それは取り組んでまいりたいと思います。ただ、今から先、今ある目の前のことをやるにはやはり時間がかかるということで、これはちょっとできない部分だろうと思います。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

続きまして、今、箱田町長申されました、効果。6月と9月に交付金を出されましたが、その費用対効果はいかがだったでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

実施した事業につきましては、いずれも昨今の物価高騰やエネルギー価格の高騰の影響を直接的に受けている、町民や事業者の負担軽減を目的として実施している

ものでございます。これらの事業の主な目的が、生活支援や経営の安定化ということであることから、その費用対効果を明確な数値といった定量的な形で示すことは、性質上難しい面があるというふうに考えておりますが、例えば、実施しましたシニア世代応援事業につきましては、現時点におきまして、スーパーやコンビニ、ドラッグストアでの商品券の使用が約90%を占めているということが分かっておりまして、主に食料品や日用品の購入に活用されていると考えられますので、物価高騰対策に一定の効果があったものと推測されますし、また使用先が町内にありますので、地域経済にプラスの影響を与えているとも考えられます。また、障がい福祉施設や介護施設等の事業者への支援につきましては、今後、事業者へアンケートを実施する予定としておりますので、その辺りで、効果の検証をしたいと、いうふうに考えております。

いずれにしましても、これらの事業の費用対効果につきましては、補助金の支出額に対する数値で示される性質のものではないというふうに考えておりまして、町民の皆様の生活の安定、福祉サービスなどセーフティーネットの堅持といった行政として果たすべき責務と、地域社会の安定という観点から、必要な事業であるというふうな評価をしているところでございます。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

6月議会に二つのテーマ、9月議会で一つですね。9月議会のやつは、介護福祉施設のほうに補助金を出されていますけど、それは今後、評価、アンケートをしていくということでもありますので。では6月議会。まず、65歳以上の方たちに5,000円の商品券をお配りしました。それともう一つが、家電製品の買い替え。これを、700世帯を限度として、最大5万円をお渡ししたということでありましたが、やはりお金を出す以上、商品券が使われたから、ある程度の効果があったということ。私さっぱりそれが分からないですね。私個人的にはもったら使いますよ、それは。効果じゃなくて。もったら使います。だから、やっぱり幾ら物価高対策で困ってられるといっても、やはり町民の方が集めた税金を使うとなると、それなりの費用対効果というのを出していかないと、恩恵を受けない方たちに対する説明責任というのがつかないんじゃないかなというふうに私は思います。

また、例えば家電製品、700世帯。今、粕屋町は何世帯ありますか。11月末現在で2万2,246世帯あるんです。ということは、700世帯だと3.14%。よく考えてもらいたいのが、100%のうちの3世帯。100世帯のうちの3世帯のみに、恩恵があったということを考えていかないといけないと思うんですよ。これやりましたっていう

形上は、国が出した推奨メニューだから回答はできますけど、ただ100世帯のうちの3世帯のみの恩恵があるというやり方を続けていけば、そのほかの恩恵を受けない納税者からすると、ちょっとどうにかしてくれっていうのが、やっぱりなってくると思うんですよ。これが毎年、毎回毎回続いてきますよね。1回きりだったら、しょうがないなみたいな感じで考えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、毎回毎回同じようにお金を配り続けていくというやり方を、物価高対策という名目の下、そしたら、恩恵を受けない方たちっていうのは、どうなっていくんだということを考えていかなければいけないと思うんですよ。

その中で、3番に移りますけど、この内閣府のこの交付金の使い道の中では、地方自治体に対する、この推奨メニュー以外でも使ってもいいよというふうな文言があります。その文言は、地方公共団体が推奨メニューよりも更に効果があるものと考えられるものについては、実施計画に記載して、申請可能というふうに明文化されておりますが、これは粕屋町としては使わないんですか。このやり方をですね。いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

今議員がおっしゃられましたように、推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する事業も交付金の交付対象とはなりますけれども、「更に」という言葉にありますように、推奨事業メニュー以上に効果がある理由を明らかにする必要がありますので、なかなかちょっとそこ難しいんじゃないかなというふうには考えております。

先ほども申し上げましたが、示された推奨事業メニューは、国が国民のニーズを捉えた上で効果があると判断したものであるという認識でございますので、基本的には、今後も交付金を活用した事業を行う場合は、推奨事業メニューの中から実施したいというふうには考えております。しかしながら、推奨事業メニュー以外の物価高騰対策として、更に効果があると考えられる事業がございましたら、優先順位を検討した上で、交付金の活用も検討はしていきたいというふうには考えております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

今私、内閣府が地方公共団体に対して投げてる、概要版をちょっと見てるんです。その中で、推奨事業メニューとして、生活者支援、事業者支援というふうに二つの項目に分けてますね。これもう全て、全部で8項目あるんですけど、全てこれ

ばらまきなんですよ、どの方向に対しても。ただ、このばらまきに関しては、全ての人を対象にしてないんですよ。

だから、私が言いたいのは、このばらまきの恩恵を受けない方たち、いつもいつも恩恵を受けない方たちにとっても、恩恵があるやり方っていうのがあると思うんですよ。例えば、今既存の、少なくともいいんですよ、公平にやってくれというのが、そういう納税者の立場からある方もいらっしゃると思うんですよ。だから例えば、町民税を少しでも安くしていくとか、既存にある、例えば水道料金を安くしていくとか。そういうやり方をしていかないと、税金を納めるだけ納めさせておいて、恩恵が全くないというやり方をずっと続けるのであれば、これ私自身のこと言いますけど、働くモチベーション、稼ぐモチベーション、これももう低下してきますね。ということは、イコール国力、日本の国力ですよ。物差しとしては、GDPで測れますよね。これ低下していきますよ。そういうことをやっぱ考えていくべきじゃないんですか。町としてもっていうことなんですけど。ただ単に国が示した推奨メニューに基づいてやっていくというやり方を、いつまで続けるんですかということですよ、私が言いたいのは。いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

おっしゃることは分かります。例えば、税金の減免ということが発言ございましたけれども、交付金活用に関するQ&Aにおきまして、税金の減免に対する交付金の充当は、地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの、という本交付金の性質になじまないというふうにちゃんと定められておきまして、税金の減免への交付金の充当はできないというふうになっております。ただ、水道基本料金の減免につきましては、この度の推奨事務事業メニューの中にも入ってくるようでございますので、それは対象にはなるんですけれども、粕屋町としても、過去、水道料金の減免のほうを検討いたしましたけれども、いろいろ検討した結果、採用されなかったという事情がございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

私、冒頭に申しましたね。粕屋町議会基本条例で、地方政府というふういうたっております。地方政府という、私なりの意味合いですよ。自分たちの意思でお金を運営していく。自分たちの意思で事業をやっていくという。その中で、国の関与も

少しはあるかもしれませんが、ただ、基本的には自分たちの意思で運営していくよ、ということではあると思うんですよ。私からすればですね。

ただ、今の粕屋町というか、これ粕屋町だけではないんですけど、地方自治体を見てると、国に頼りっ放しとか、自分たちで本当にやっていこうという、何ていうか気概というか、気力があるのっていう感じに見えちゃうんですよ。だから、今回の推奨メニューというのを言われましたけど、国が定めてますから、減税ができないとか言われてますけど、やっぱり町民のニーズを取って、その中で、国に対して申していくということをしていかないと、いつまでたっても国が決めたことを、地方はただ単にしゃんしゃんとやっていくという流れになっていきますよ。だから、自分たちでできるようにするためには、自分たちの町民のニーズこうなんだよ。国さん、これをちょっと見てくれっていう感じの、上げていくようなスタイルをちょっと持ってもらいたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

ちょっとお待ちくださいね。チャイムがなると思うんで。

(チャイムの音)

○議長 末若憲治君

失礼いたしました。

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

国という大きな組織に対して、一市町村が申し出るというのは非常にその力関係でいうとなかなか難しいものがあります。したがって、先ほど冒頭で財政課長言いましたが、地方6団体の様々な形で、この要望はしております。その中で、国もそれを吟味しながら、こういった推奨メニューをやっておるわけですが、町として非常に潤沢な財源があれば、それはできます。しかし、やはり国に頼らざるを得ない、この国の財政の規律というのがございますので、そこはそれに沿った形でやらざるを得ないと思います。しかしながら、粕屋町は、自主財源が非常に多いという部分で、これは他の自治体の中でも、自由にと言いましょうか、自分たちの独自の施策を打っていけるという部分があります。まるで国に頼りっぱなしの発言がありましたが、全然国に頼りっぱなしの地方財政あるいは行政の運営をやってるわけじゃございませんので、誤解がないようにお願いします。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

恐らく来年度にまた、この交付金が出てくるとは思いますが、国会で可決されて

ですね。とにかく、先ほど私申し上げましたように、未来予測というか、まだまだインフレのほうが強いの、賃金の上昇に比べて。ということは、国民の可処分所得は増えていかないということも予測していただき、やはり、町民の方たち、納税の方の方たちが、例えば交付金を何に求めてられるのかということも調査されて、それから使っていくという流れを作っていただけるように提案をさせていただきます、私の一般質問を終了いたします。

(8番 福永善之君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を13時といたします。

(休憩 午後0時03分)

(再開 午後1時00分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号12番、本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

○12番 本田芳枝君

12番、本田芳枝でございます。

通告書に従いまして、一般質問をいたします。

ちょっと病気の後遺症で耳の調子がよくないので、すみません、言葉がちゃんと届いてるか、皆さんのお声がちゃんと聞こえるか、ちょっと不安なところはありますが、多分大丈夫と思いますが、何かありましたらよろしくお願ひします。

それでは今回、3問質問を用意しております。この3問の文書を考える時に、ちょうど今、総合計画の基本構想基本計画案が議案として出ていますので、今までの分と今後の町のありようも含めたところ、そういう観点も含めて、一般質問を作りました。それで、よろしくお願ひします。

最初は、持続的な公共交通の在り方、町の公共交通環境をいかした取組について質問いたします。令和8年3月から始まる「のるーと粕屋」の本運行に向けての実証運行が、9月の29日から実施されています。2か月間の状況と今後の在り方について問います。まず、実証運行期間は、何のためにそれがあのかを考えると、この期間の状況を踏まえて本試行に備える準備段階ということとしますので、本試行へのいかし方を、どのような観点から進めていくのかということを中心に質問をいたします。

1番、9月29日から実証運行の利用者の反応。それから、運行への問合せ、要望

などはどのようになっているのか。また、アンケート調査などを実施する予定はあるのかというのをお尋ねいたします。お願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

AIオンデマンドバス「のるーと粕屋」は、関係者の御協力によりまして、9月26日に出発式を執り行い、9月29日から運行を開始いたしました。まずは、「のるーと粕屋」を知っていただくために、広報やホームページへの掲載、そしてふれあいバス利用者への周知を行いました。また、利用方法につきまして、福祉センター、役場、サンレイクかすやで説明会を、公民館やゆうゆうサロンのほうでまちづくり出前講座を、11月までに合計で、23回開催しております。

利用者の反応についてですが、スマートフォンの専用アプリから予約して乗車された方の場合になりますが、乗車評価のほうを頂いております。評価では、10月末時点で94%の利用者から、良いという評価を頂きました。良かったコメントとしては、「運転手が親切であった。」「移動手段がなくて困っていたので助かった。」「乗り心地は良い。」などで、逆に悪かったコメントなんですけど、「到着は予定時刻より遅い。」「運賃支払い時の端末操作に運転手が慣れていなかった。」などがございました。

運行の間合せにつきましては、役場の電話や窓口のほうになりますが、予約方法についての問合せが多く、「予約してるのにバスが来ない。」という問合せもありました。また、要望としまして、ミーティングポイント設置場所や、予約時間より遅れることの改善を求めるものがありました。なお、予約時間より遅れることにつきましては、AIシステムの学習により徐々に改善されています。この専用アプリにより評価結果を分析しまして、アンケート調査として今後の改善のほうにつなげていきます。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私がこの9月から11月までの間に思うことは、来年の2月までで、3月から本試行ということなんですけど、その時点でできるだけ多くの方に、この登録していただいて、バスに乗っていただくという、そのためにどうしたらいいかということが、とても大切なんじゃないかと思います。なぜかと言いますと、例えば今のふれあいバス、11月で終わりましたけれども、20年以上、町は運行していますが、最初

に福祉バス、いわゆるその福祉センターを中心に回る福祉バスという印象が、町民の皆さんにとっても強くて、何度どなたでも乗っていいんですよって言っても、もう最近まで「福祉バスだから乗れないんじゃないですか。」というふうにおっしゃる町民の皆さんが多いんですね。だからやっぱり最初が肝腎。それで、この本試行になる前の一との乗り心地の良さとか、登録のちょっと自分の難しいところなんかも含めて、町民の皆さんがそれをある程度、体験した上で、本試行になっていただくというのが、とても今の時点で大切じゃないかと思うんです。

それで、大体分かりまして、94%の方がとても良いということで、私もいろんな方に聞きますと、非常にタクシーに比べたら、とても便利で良いというふうに、ただ金額の件がありますので、これは今どうこうって言えるときじゃないと思うので、私も思った以上に、町民の皆さんの評判が良いのでうれしくなっております。それで、説明会の回数は言われましたけども、参加人数とか登録者の人数とかは、今分かりますか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

まず説明会、先ほど11月までに23回行ったんですが、参加数は、合計で516名の方に参加していただきました。それと、登録者数なんですが、今毎月、月ごとに集約しておるんですが、今現在10月までははっきり分かっております。10月末現在で3,150人の方が登録されていただいています。

以上になります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

最初、広報で説明会の案内をされた時は、同じ日に3回するとか、回数がちょっと少ないと私は印象を受けたので、どうなのかなと思いましたが、今お話では、説明会を行政区のほうに向かれたり、ゆうゆうサロンでされたりということで、23回。そして、参加人数が516名ということで、登録者もかなり増え、3,000人ぐらい増えているということで、非常にいい。だから順調な滑り出しではないかと思えます。

それであと2月まで数か月ございますよね。私はもう一つその流れの中で、ミーティングポイント、これを変えられると。実際今設置する予定がちょっと延びてるとかいう所がありますけど、これを変えるためには、運行協議会とかで話し合いした結果というふうになると思うんですけど、すぐには変えられないと思うんですけど

ど、今168ミーティングポイントがあるんですか。ちょっと私もあれですけど、今後の取組としてはどういうふうに考えておられますか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

ミーティングポイントのほうは、今回の要望でも上がっております。それで、今後実際ミーティングポイントを使ってない所もあるかと思うんですね。そういった所データを集めまして、3月が本格運行にはなりますが、それで半年ぐらいの経過の状態になります。そこである程度精査しまして、その後実際ミーティングポイントを変えらるゝとして最低でも1年間実際に使ってある所とか、ないとかいうところを検証しまして、それである程度まとめて、委員会とかにかけまして、増やしたり、全然使ってないという所は減らしたりとかそういったのをしていきたいと考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

せっかく今要望が出てるのが、私も数件承っているんですが、そこで乗りたい、そこで乗るためにはどうしていかってという話があるので、もう少し1年もかかるんじゃないかと、期間を縮めて、今要望が出てる所は、せめて3月の本運行、もうすぐは難しいかもしれないけれども、その後何か体制的にできるように、それが最初の印象ってのがすごく町民の皆さんはこだわられて変わらないので、やっぱりミーティングポイントの有り様っていうのはとても大切なので、その辺をお願いしたいというふうに思っています。

それで次の質問に行きますが、令和8年3月以降の取組で特に力を入れる所はどんな所でしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

これ10月一月の数字になりますが、総乗客数が2,998人、1日当たり乗客数96.7人。先ほど言いました利用登録者数は、10月末時点で3,150人になっております。年代別では乗客数が、30歳代が19%。40歳代16.2%。70歳代16.8%。80歳代15.9%と幅広い年代で御利用していただいております。要望の到着予定時刻の遅れにつきましては、AIシステムの学習により改善されておまして、予定時刻以内に定時運行した比率である、定時運行比率というのがありますが、それが9月の運行

当初は66%でした。10月末時点ではそれが84%。11月中旬では98%とかなり改善されております。12月からはふれあいバスの運行終了に伴いまして、利用者増に対応するため車両のほう3台から5台のほうに増やしています。今後3月以降も、こうした引き続き利用者情報とか、利用者評価を基に分析を続けまして、システムの修正やミーティングポイントの調整や拡大を行いまして、今後も、説明会のほうも開催していきますので、より安心して御利用していただけるように努めてまいります。

以上になります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私が今課題として考えられることは、2点挙げたいと思います。1点は、今の利用の状況で若い方の利用が結構あって、高齢者は余り多くないなという印象を受けました。その方たちがまだ登録をひよっとしたらされていないのかなあっていうふうな感じを受けますが、私が2点というのは、65歳以上の高齢者の方たちに登録を是非お願いしていただきたい。活用していただきたい。それから200円という金額が、年金生活者とか、そういう方たちにとってどういう状況なのかをもう少し様子を見て、今後例えば一般質問するなり、委員会の中で提言を申し上げたいと思います。

実は私、10月の初めにけがをしまして、脚を10針縫ったんですよ。それで、幸か不幸か病院に通わないといけないということで、10日以上通いました。それ全部のーとでしましたので、往復で4,000円、交通費として掛かっているんですよ。これタクシーを使うと、もう比べるとそんなに高くない。金額ですよ。私がいろんな方に聞くと、余り金額に対しては不平をおっしゃる方はいらっしゃらないんですけど、ただ今ICでカチャットすると、現金を出さない。だからその請求の金額はまだ来てない人もいるかもしれないので、そういうことを今から考えられると、ひよっとしたら先で、金額のことが出るかなと。でもそれはそのときにまたみんなで話し合えばいいと思っているのでいいんですけど、一つ、実は60歳以上の高齢者の多い地域、私ちょっと調べさせていただいたんですけど、高齢者が25%以上いらっしゃる地域は、サンライフ、上大隈、多の津、江辻。この四つの地域が、20、32、29、26と、非常に高齢者の方たちが多ございます。しかも、粕屋町の中心じゃない所、ちょっと遠隔地というか不便な所にいらっしゃいますので、そういう方たちが登録をされて、利用される状況に持っていかれたら、こののーとも随分良くなるんじゃないかなと思います。その観点からのお考えはどうでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

まず、先ほど登録者の方も65歳以上の方ということをおっしゃってあった件なんですが、10月末時点で登録者数が3,150名で、年齢別の内訳では、70歳代が15%。60歳代が9%。それ以上の方が9%で、60歳以上の方がもう3分の2、半分近くも占めていらっしゃいます。ですので、利用されてる方若い方も使っていますが、登録自体は65歳以上の方もかなり登録していらっしゃいます。それと、先ほど言われた65歳以上の年齢の方が多い地区、サンライフとか上大隈、多の津、江辻のほう言われましたが、サンライフとか江辻につきましては、ゆうゆうサロンとか、公民館のほうで説明会をしてほしいということで、そういった所はしております。ですので、まだされてない所もありますので、そういった所に説明会とか行って、こんないいオンデマンドバスやるということを周知して使っていただくようにしたいと思っております。

以上であります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私は77歳になりまして、高齢者でございます。しかも車の運転ができないので、私にとって本当に必要な乗り物です。私ももう30回以上は使っているのですが、やっぱり自分が使わないと、その良さっていうのは分からないし、人にも推奨できないので、かなり普段の、例えば議会活動でも、これを使ったりしています。結果的に私が思うのは、とてもいいシステムで、私は、どうして持続可能、持続可能って言うのかなと思うと、今例えば要望を前のふれあいバスに戻してほしいと言われる方は結構いらっしゃいますが、やっぱりどうしても運転手不足、それがなかなか今後の流れとして難しいような状況なので、今ののるーとの運転手さんは割と採用しやすいような流れになっている。それがとても、持続可能っていうところで大きなポイントなのかなと。

うちの町は、JRの駅が六つあるので、そこにつなぐ二次交通体系として、非常に適切な町にとってとてもいいシステムではないかと思うので、私も乗りながらこれを進めていきたいし、うちの町の高齢者、あるいは不便を感じておられる方にとっても非常に希望あふれるシステムと思うので、是非町全体でこれを広げて、来年の3月以降は、多くの皆さんに、町民の皆さんに活用できるように、行政の方も頑張してほしいと思うし、私も議会の立場から、利用者の立場からそれをしたいという

ふうに思っておりますので、この件に質問はこれで終わります。

次行きます。2番目、自然に優しく住みよい環境のまちづくりについて、令和7年9月決算特別委員会の資料に、自然に優しく住みよい環境のまちづくりには、ごみの減量化、リサイクル化が課題になっているので、啓発活動を推進していくとあります。それで資源ごみ回収に向けての今後の取組を伺います。現在の資源ごみ回収の空き缶・空き瓶指定袋は大小の2種類です。ほかにペット用燃えないごみも同じです。これに、可燃ごみと同じように、縮小版が必要と思われるので、その導入を伺います。その理由としては、少量しか出せない家庭でも大きな袋に現在は入れざるを得ない。ごみが少ない世帯が適量では、単身世帯、高齢者世帯などで、利用できる。あるいは、重くならず持ち運びがしやすい、少しの分量でも分別して捨てるという意識が高まり、回収率が向上できると、それから回収作業の効率化が期待できるというふうに考えますが、町の考えはどうでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

資源ごみ袋につきまして、現在町では、空き缶・空き瓶用ペットボトル用のごみ袋、それぞれ大45ℓ、小25ℓの2サイズを販売しています。近隣町でもおおむね同様のサイズとなっておりますが、販売当初から中30ℓの1サイズのみであった町が、令和7年10月から特小の15ℓの袋の販売を開始されたとのことで、いずれの町も今では資源ごみ袋は、二つのサイズの取扱いとなっております。

ここ数年の当町の資源ごみ袋の販売状況として、空き缶・空き瓶用では小が大よりも多く、ペットボトル用では大が小よりも多く販売しており、必ずしも小さいサイズに需要があるわけではないようです。また、可燃ごみ袋については、大、小、特小と三つのサイズがありますが、販売枚数は、特小は、大、小に比べると約9分の1にとどまっており、取扱いが無い販売店もあります。資源ごみ袋の特小サイズにつきましては、今後、他町の動向、販売店の状況、製造コスト等も注視しながら、導入の必要性を慎重に検討したいと思えます。

以上になります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

近隣町のお話は一応私も調べたので分かっております。ただ私自身の経験とか、ほかの方の話を聞くと、結局空き缶・空き瓶とかそういった物をいっぱいになるのを待って捨てるに行くんですね。そうすると結構重くなります。実際捨ててある状況

を見ると、袋がもう少し小さくても、そしたら高齢者でも、単身者でも、きちんと出せるんじゃないかという印象を持ちましたので、申し上げました。それから可燃ごみの特小が少ないというお話でしたけれども、私は紙を可燃ごみの袋に入れるケースが多いと思うので、要するにそのごみの減量化ということに関して、もう少し私自身もそうですけど、皆様取り組んで減量化に進むのに、特小版ってというのは非常にいいのではないかと考えていますが、今の現状ではそういう現状ということで、分かりました。でも希望としては申し伝えます。

次に行きます。それから、廃食用の油の回収についてのお考えについて伺います。資源のリサイクルとして適切な育て方で、下水道をきれいに保てる。そのような観点から廃食用油の回収を町でも進めてはどうか。廃食用油は、バイオディーゼルの原料としてトラックに利用されるようです。私も余りこのことについては、なじみがなかったんですけども、いろいろ情報を集めると、結構、回収率も良く住民の皆さんに喜ばれているという情報を得ましたので、提案をしてみました。どうでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

廃食用油は、バイオディーゼル燃料をはじめ、用途に合わせて、様々なリサイクルの原料に活用でき、近隣市町においても、リサイクルのために回収が行われています。町といたしましても、資源リサイクルとごみの減量化につながる取組の一環として、廃食用油回収に向けて、ただ今準備を進めております。詳細が決まり次第、広報やホームページにお知らせをいたします。

以上になります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

多分来年度4月以降は大丈夫かなあというふうには思っているんですけど、はっきり言えないというところもあると思うので、是非よろしくお願いします。喜ばれる方が多いと思います。

次3番行きます。各行政区、組合が管理している回収場所の管理の課題について。資源ごみ・燃えないごみは、各行政区組合が設置した場所に集積して、それを回収業者が回収するという仕組みです。非組合員に対する捨て方のマナーの徹底はどのようにされているのか、という観点からお尋ねします。現在の様子と、それから現在の町の取組をちょっとお尋ねします。組合員ではない方に対する。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

町としては、組合員でなくても組合で造っていただいた置場に置いていただくようにお願いをしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

組合とか行政区が設置している場所は、管理は各組合とか行政区がしていて、それを設置する場合に、補助金を町が出しているということなんですけれども、鍵をかけている区も多いし、鍵をかけずに管理をされている区も多いので、昨今課題がちょっと出てきている状況なんですけど、それについての把握は、町としてはされていませんか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

組合でそういった取組をされてる部分の一覧表は、こちらの課でも把握をしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

実は、私が苦情を受けたのは、その組合の集積場所にごみの捨て方が間違った捨て方、あるいはごみそのものを置かれている状況があって、それを自分たちが整理しないといけないっていうことに、すごく疑問を持たれて、例えば回覧板とかで回されるんですけど、一向にそれが良くなならないということなんです。それで組合長さんの負担も増えるし、区のほうもちょっと困ってる状況もあると思うんです。そういったことに対して、町のほうに何かこういうことで困るんですっていう、問合せとかそういうのは今のところないんですか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

不燃物置場の収集物の不適物の持込みは、ごみ袋で出せないごみで、町で処分できないごみを持ち込まれているという相談はあっております。置場の管理者は対応に苦慮されて、町に相談で、持込み者が見つからない場合は、不法投棄物として町

のほうで回収をしています。そして不燃物置場に、町で作った掲示板を立てていただいたり、定期的な広報による周知啓発を町のほうは今行っている状況であります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ということは、困った問題が起きれば、その状況を町に報告して、町がそれに対応するという方法をとれるということですか。今の状況では、組合員さんたちが一生懸命処理をしてある状況ですが、私は公設の置場が必要ではないかなというふうに思っているんですが、今は役場のほうで、例えば集積所の状況がひどい状況だったらそれに対して役場が対応しているということですか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

基本的な管理については、行政区のほうで行っていただいてまして、行政区のほうで処理できないものとかが置かれた場合は、どうしようもなくなりますので、役場のほうに相談が来まして、そういった部分に対しては、役場のほうで回収をしている状況であります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私もいろいろなところ回って調べたら、ある段ボールが捨ててあったんですよ。集積場には段ボールは置かないというふうになっているんですね。資源ごみを置く状況で、それを見ると住所が書いてあったんですね。住所がその行政区じゃない、住所だったんですよ。そういう場合も直接その相手に云々かんぬんじゃなくて、役場のほうにお願いして、その処理をしてもらってということのほうが適切になるのかなあと思っていて、その例えば組合の方たちは、回覧板で一生懸命町のほうに、ごみの捨て方のいろんな内容を、こういう現状があって、皆さん気を付けてくださいって回覧板で回されるんですけど、組合員以外の方にはそれが届かないんですよ。

だから私は、組合員であろうが、そうじゃなかろうが、ごみの処理の基本的な対応は、町がするべきだと思っているんですね。町が、だからリサイクルセンターに、今の駅の裏のリサイクルセンターには、空き瓶・空き缶は置けませんし、ペットボトルも置けない状況。それは置いてはいけないので、それをスーパーとかそう

いう所にすればいいっていう考えもあるかもしれないけど、町として、公設のそういう置場があるのではないかというふうに思ってて、それを引っ越して来られた方で、全員が組合になればいいけど、なれそうにない方に対して、公設の置場として、そういう場所を用意するっていうことが必要なのではないかなと思っているんですけど、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

各区に不燃物置場と大体リサイクル置場がありまして、段ボールとかそのリサイクル置場に置いていただいている状況にあります。そして、役場の裏にもリサイクル置場とかはありますので、段ボールとかだったら、そのリサイクル置場に置いていただくようお願いをしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ちょっと行き来しますけど、各区の集積場は、区民それから組合員が置く場所なんですよね。そのために自分たちが造ってあるんですよ。だから組合に入っていない方の対応は、しなくても私はいいと思ってるんです。でも、町全体としてはそういう人もいるわけだから、それに対する対応を、是非お願いしたいと思うけど、今一番そのリサイクルセンターには物が置けますけれども、例えば空き瓶・空き缶とかペットボトルとか、そういったそれ以外の不燃ごみ、そういったものは置けないんですよ。だから、クリーンパークまで持っていかないといけないのかなと思うんですけど、そうじゃなくて、この町で公設の、例えば土曜日、日曜日に、どこかを場所として、そういう方たち対応にも、区とか組合員以外の方にも置けるような場所が、やっぱり必要ではないかなと思うんですけど、そのお考えを聞いているんです。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

町といたしましては、不燃物置場と組合員でなくて住んである方は、その置場を使っていただくようお願いをしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

ちょっと問題が行き来しますので、大体分かりました町の考えはね。だから飽くまでも区とか組合あるいはそのリサイクルセンターでやってくださいということなんだろうと思いますが、それに課題は残りますので、私としてはもうちょっと町がリサイクルするなりごみの捨て方に対して、新しくお見えになった方、そういう方に対する対応ね。一応、そのアプリとかで、もっと分かりやすくしたらどうかというふうな提案も4番目にしていますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

今現在ごみの捨て方、リサイクルの仕方が簡単に調べられるツールといたしましては、町の公式LINEがあります。公式LINEに登録者であれば、ホームページに掲載しているごみの分別一覧表の範囲で、ごみの分別確認をすることができます。近隣では、ほとんどの市町において同様の公式LINEを利用した情報提供がなされています。今のお尋ねのアプリ導入につきましては、近隣では一つの町において導入されており、ごみの関係の情報が集約されており、おおむね好評で、逆にそっこの町は、公式LINEでのごみの関係の情報提供は行っていないということです。

当町におきましても、公式LINEとアプリを比較検討し、より利用価値の高いサービス提供のために情報収集を進めます。転入された方とかには、家庭のごみの出し方でアプリの使い方とかも一緒にお渡ししてしまして、アプリにフライパンとか入れたら燃えないごみですよとか、シャンプーのボトルって入れれば可燃ごみですよ、中身を使い切って出してくださいとか、詳しくはこちらって言って、またホームページに飛んだり、そういったLINEの使い方とかも新しく転入されてる方にはお配りはしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

そのアプリの今おっしゃった捨て方の所に、指定された場所に捨ててくださいって書いてあるだけなんですよ。場所は明確ではないんです。だからその場所がどこなのか分からないんですよ、新しく来られた方は。だからその組長さんなり、入って区長さんに聞かないと分からない。それ以外はどうしようもないという状況がある。それからアプリは私、今回ずっとやってみたんですけど、非常に使いにくい。一応LINEでそこに行けば分かるんですけど、もう少し簡単なやり方、皆さんが必要な情報数が分かるようなやり方を工夫してもらいたいというふうに思っています。今後の取組として、私も考えますし、町でもそのような、たくさん若い方が

入ってこられる粕屋町なので、是非それが分かりやすく、それから対応がしやすい内容を考えてください。

以上です。

次行きます。最後の質問ですよね。学童保育事業の今後の在り方について、というところで質問いたします。令和7年6月議会での請願を受けて、仲原・中央小学校学童保育所拡充の報告が文教厚生常任委員会でありました。今後の待機児童解消と学童保育支援員の在り方、保育の質の在り方について問います。最初に具体的にはどのような拡充なのか、それを教えてください。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

まず、今回の拡充、仲原小学童のほうでございますけれども、小学校に協力をいただきまして、既存の学童にできるだけ近い場所、仲原保育所側の1教室を、学童の部屋として使用させていただくようにしております。現状としまして、主に児童の更衣室として使われている部屋でございまして、学童で使用するに当たって工事等は特に必要ございませんが、児童が安全安心に過ごすための備品がどうしても必要になりますので、今議会の補正予算の中に必要な備品購入の経費を計上しておるところでございます。

もう一つは中央小学校でございまして、今年度末をもって中央幼稚園のほうが開園をいたしますので、その一部を使用する予定でございます。具体的に申しますと、現在の職員室部分を学童の部屋としまして、職員室の奥にあります、今更衣室等として使用されている部分を、事務員の事務等のスペースとしたいと思っております。また、遊戯室部分につきましても雨天ですとか、夏の酷暑の際、屋内運動場として使えるように予定をしておるところでございます。なお、こちらの部屋について工事は必要ないんですけども、トイレがどうしても今幼児用のものですので、児童用のものに改修する必要がございます。こちらに係る経費につきましては、令和8年度の当初予算のほうで計上させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

説明書を、今受付の時ですよね。学童保育を受けたいと言われる保護者に対して、今受付をされていると思うんですけど、その中に、仲原小学校の増設に関し

ては記載が有るんですけど、中央小学校に関してはそれが無かったんですね。でも町の計画では、中央小学校も増設を予定していて、現在の160名ですか、それを増やせる状況。それから仲原小学校も増やせる状況にあるということですか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

おっしゃるとおりでございます。中央小につきましては、まだ実際閉園をしておりますんで、所管の移転等の手続が正式には必要でございますんで、余り公式に書面等では御案内をしておりますけれども、ただ、また、中央については、待機も前年度の程度で出ますと、そこまで多くはございませんので、もう少し近くなってから、待機が出るような方に御案内をして間に合うかなというところで考えておるところでございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

その説明の書類によりますと、正式に入所できるのが、分かるのが、来年の2月、通知を待ってから。結局、昨年の場合ですと、1・2年生は完全に受け入れてもらえますが、3年生は分からないんですよ。半数ぐらいの方が、入所できない状況になっていたと思うんですけど、今年はもう3年生まで受け入れられそうな状況にあるという、そういうことは余りはっきり言えないのか、その辺が、私は何とでも、どういうふうに対応されるんだろうというふうに思いますけれども、保護者にとったら、入所できるかできないかっていうのは、本当に切実な問題で、しかも2月にしか分からない。

例えば、その書類の中に、ファミリーサポートを使いたい方は、こども館に連絡してくださいって書いてあるんですけど、ファミリーサポートは、1月の末から2月にあって間に合わないんですね。それから対応、すぐはできない状況。だから、今の保護者の不安というのはかなり大きなものだろうと思いますので、その辺の場合も含めて、もっと粕屋町として、共働きの家庭に対する、安心感を得られるようなシステムにならないかなあというふうには思っていますが、去年よりも今年は、少しは改善できるという状況なんですね。

私がちょっとびっくりしたのは、去年、待機児童は102人なんです。書類を見て、福岡県で一番です。それで、近隣では待機が少ない所が結構あります。それで、例えば福岡市は6年生まで受け入れて、いつでも申し込める状況と聞いています。それをもう少し詳しく調べないといけないんですが、そういうふうに通う家庭

に対して、安心ができるという状況には、粕屋町は程遠いということで、現在の子育て世代の親御さんに対する、いろんなそういう不安感を学童保育事業としては、今後どのように進めていこうというふうに思っていますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

来年度の数がまだ確定をしておりませんで、飽くまで前年程度であればという想定の話しか、ちょっと今現在ではできませんけれども、まず中央については、前年度確か10数名程度の待機でございましたので、一部屋拡充しまして、40名増えますんで、これはもう全て入っていただくことができるかなというふうに思っております。仲原につきましては、3年生が入れないというような状況でございました。こちらは、一部屋増やして、40名増やしましても、まだもう少し、そのままですと待機が出るような数でございます。ただ定員のほう、緩和措置ということが可能でございますので、昨年度も1・2年生を受け入れるために、本来の定員より少し緩和してたくさん入っていただくというようなことを対応いたしました。今年度の人数にもよりますけれども、そういう形をとれば、3年生とかあるいは4年生までは入れるかなというふうには考えております。粕屋町も6年生まで受入れは本来するものですので、6年生まで、本当は全部受け入れられればいいんですが、そこはそもそも5年生6年生辺りは、申込みの人数がかなり少ないので、その人数次第ではございますけれども、ちょっとまだ不明な部分はあるかもしれません。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私が土台にしている情報は、放課後児童クラブ実施状況、令和6年5月1日時点ということで、福岡県の60自治体の待機児童数について書いてあって、全体が473人。そのうち粕屋町は102名なっているんですね。今のお話と随分食い違いがありますし、それから仲原小学校も去年申込みは、223人ぐらいあったと思います。ところが実際は、160名だったので、一教室増やすぐらいで、本当に大丈夫なのかなという懸念はあります。今後、2月3月の状況を見て、いろいろ対応して下さると思うんですけども、そういう意味で、粕屋町の学童保育に対する事業、非常に厳しいものがあると。それは、共働きで働かれる家庭にとっては、非常に厳しい状況であるというふうに、今、改めてこの時期になって認識をしております。

次の2番に行きます。現在町の学童保育所は、運営は学校教育課となっておりますが、学童保育業務としては、支援員はある企業から派遣となっております。この12月

議会に、補正予算債務負担行為、粕屋町行政サービス包括業務委託料、今後5年間の新たな事業展開をするための事業費を上げておられます。その中には、学童保育所増設。支援員の増加かな、見込まれるとして、10億6,000万円の金額が上げられています。そこには、増員とだけ書いておられて、業務内容の改善・変更についての説明がありません。これは補正予算の時に、多分、説明をされると思うんですが、今もそういう債務負担行為上げられるという時点なので、かなり公になっていますが、令和5年度から7年度の業務委託内容に関しての変更はあるのか。あるならば、次の委託業務にどのように反映されるのか、それをお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

包括委託業務のほうに、契約前に仕様を提出して業者さんのほうに見積りをお願いするんですけども、仕様の定め方としまして、拡充のほうに伴う預かる児童数、それから部屋数の増加というのは、当然変更等を行っておるところでございます。そのほか、学童保育の業務内容につきましては、特に変更があつてはございませんので、それに伴う仕様の変更というのは行っておりません。

もともと、学童の運営に当たりましては、日々発生する課題等に対応した運営の改善を行っていただくということを、随時研修等を実施していただきという形で、仕様のほうにうたっております。実際にアレルギー対応ですとか、例えばAEDの使用ですとか、様々な研修を発案して工夫して実施をしていただいているというふうに報告を受けておりますので、運営の改善に努めていただいているという現状があるというふうに認識をしております。

○議長 末若憲治君

豊福総務課長。

○総務課長 豊福健司君

あと、仕様の部分につきましては、今、学校教育課のほうで答弁をさせていただいておりますが、今回の行政サービス包括業務委託の調達に関しましては、総務課のほうで所管しておりますので、一部答弁を付け加えさせていただきたいと思えます。学童保育の支援員に限ったことではございませんが、令和7年度までの業務委託と異なる点といたしましては、先ほど債務負担行為の件で御質問がありました。が、契約期間を3年から5年に延ばしてるといふような所が大きく変わった点でございます。そのほか、先ほどありました学童保育の支援員の拡充のほうも行っております。

詳細につきましては、まだ調達を控えておりますので、今答弁では差し控えをさ

せていただきたいと思いますが、あと、期間を3年から5年に延長をしました理由につきましても、業務委託に係る従事者の方の一定期間の安定した雇用の確保であったりとか、業務課題に対する改善や、先ほどもありましたその研修に対するノウハウの蓄積をしていただきまして、より質の高い行政サービスを安定的に提供できるような形で、今回調達の期間のほうを、3年から5年に延ばしたような形をとっております。また、従事者の方に対する処遇面につきましても、近年の最低賃金の上昇や社会的な賃金の上昇傾向を踏まえた賃金体系となるように、賃金価格の目安を明示いたしまして、処遇改善による安定雇用を目指した調達を計画しております。

以上です。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今、学童保育所の運営に関して、学校教育課とそれから総務課からお答えを頂いたんですね。私は一つの事業に、ある部分はこの部分、ある部分はこの部分であるのが、果たしていいのだろうかというふうに思っています。やっぱり最終的に責任を持つのはどちらかの課で、それは学校教育課なのかなと。いわゆる学童保育所の運営事業の主体は学校教育課なのでね。かなと思いますけど、支援員さんの立場、それから保護者の立場からいろいろ苦情を聞いておりますが、こちらに行っても「それはこちらに行ってくれ。」、こちらに行っても「それはこちらに行ってくれ。」っていうふうな状況もあるというふうに伺っております。

それで、様々な課題があるんですね。例えば一番目立つのは、支援員さんに求められる事務的な業務内容が多い。だから保育に思うように専念できない。それから、私が町民の皆さんから問合せで知り得たことは、退職される職員が目立つこと。ハローワークでの募集の仕方、これ私実際8月も見たんですけど、かなり問題があります。それから支援員の応募に協力した職員への報奨金など、それから支援員さんの健康問題、こういった問題がいろいろ出ています。

学童支援員さんの話では、現在の行政サービス包括業務委託制度になる前の状況がとても良かった。それは、いろんな課題に対して、学校教育課の職員がきちんと対応してくれたということでした。今は自分たちの課題を持っていく場所がないということのようです。現在は、事業主体の学校教育課と、支援員の業務内容等を担当している包括委託業者への対応が総務課ということで、これは繰り返すことになってますが、学童保育全体を統括する責任体系が明確ではないような感じを受けていますが、この業務委託の中の学童支援員の扱いで、そういった部分に対する変化と

か、これを切り離すとか、今そういう検討はされていないということで、今後5年間はこの状況でいくというのが今の町のやり方でしょうか。確認します。

○議長 末若憲治君

豊福総務課長。

○総務課長 豊福健司君

先ほどの実務面と、契約の面で総務課と学校教育課で分かれてるっていうようなお話がございましたが、全ての情報に関して共有ができてるっていうことは、ちょっと難しい状況ではございますが、ある程度支援員さんからの御意見とか、そういうものは総務課のほうでもお伺いすることがございますし、それを踏まえて、学校教育課とも情報共有というような形をとってるケースというのもございます。どちらが責任主体かと言われると、契約面で見ますと総務課のほうに契約をしておりますので、最終的なところは、総務課のほうにかかってくる部分かと思われませんが、実際現場での御意見とかにつきましては、学校教育課のほうで、委託業者さんの責任者さんとの打合せ等をしっかりやっていただいておりますし、うちのほうにもその旨の報告が、月1回ですけど、必ず委託業者の責任者の方との打合せ等を職員のほうでしまして、私のほうまできちっと報告が上がってきてるのを毎月確認しておりますが、ちゃんと現場で起きた内容も、総務課のほうも分かるように書類で上がってくるような形で報告のほうはさせていただいておりますので、一定程度の情報の共有というのはできてるかと思われま。

以上です。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

それは私もそうじゃないかなと思いますが、学童保育という事業はどちらかといえば、福祉あるいは教育、教育はちょっと違うかな。そういう観点からの内容がとても深こうございます。だから、例えば行政サービスの一環として、この時間にこれをこうやってくださいっていう仕事の内容ではないんですね。だから資格もあるし、研修もされているようでございます。そこが十分なのか。役場が受け付けている課も、総務課もそこまで分かってしてくださっているのかというのは、私は外部の人間だから分からないので、もう少しその様子を見たいというふうに思っております。

3番目に行きます。保護者が安心して働けるよう支援することが、町の若い家庭の定住率に関して大きく影響があると考えますが、この点についてはどうでしょうか。決算特別委員会の令和6年度の事務事業シートには、評価として、安定した学

童保育所の運営のための指導員の確保と資質向上が必要であると。また、支援を要するために、児童の入所も増えており、加配職員の配置が必要であると記載されています。現在ゼロだと思います。学童保育所は見守り中心ですが、様々な課題を持った子どもたち、しかも長期休業中は1日中の預かりで保育の力量、それをカバーする体制が必要です。先ほど、川崎議員がいろいろお話をされましたが、あのお話の保護者の中には、現在学童保育を利用されて、それでどうしていいか悩んでおられる。子どもさん自身も悩みの多い、そういう御家庭もあるようです。

そういったことに対応するのは、学童保育所の支援員で、これは結構力量がいります。だから私が聞いたところによると、スクールソーシャルワーカーの方に是非来ていただいて、現状を見ていただきたいというお話もあったようですが、来ていただいたのは来ていただいたけど、期間が長く、すぐには来ていただけない状況で、もう子どもさんの状況が変わっていくみたいなの、そういうことも聞いておりますが、やっぱりそういう部門からの学童保育所を、保護者が求めているということ考えた上でこの事業内容を今後考えてほしいと思っております。本来はそこまで言うつもりでしたが、実は粕屋町議会で一般質問の研修を受けた時に、粕屋町の人口が減っているんですね。それをみんなで改めて議会で勉強したんですが、若い世代が、流出していると。結婚して入ってこられる方あるんです。その方たちが子育てをある程度経て、ほかの町に行かれる。

私はその原因は、うちの町は土地が高いので、持家として考えようと思ったら、やっぱりよその、もっと安い所に行くとか、福岡市にも行く人が多いんですけど、かなというふうに思っていましたけど、この先ほどの、福岡県内の放課後児童クラブ実施状況を見て、うちの町の学童保育の待機の数の大きさ、それから近隣の自治体の少なさ。福岡市は、6年生まで預けてるんですけど、ゼロなんですよ。えーっと思って、私も働いてて、子どもが小さくて安心して子どもを預けられる場所があるかどうか、持家じゃないですよ、持家でなくても、そういうところを求めますよね。

粕屋町は以前、今は違うかも分からないけど、特別支援学級のその制度が非常に優れていて、もう福岡市からも近隣の町からも、遠くは西日本、大阪のほう関西のほうからね、粕屋町に来られたという情報も聞いてます。だから、子どもが増えていくと。ところが今逆に違う状況を求めて流出されているのではないかと。これはまだ具体的に調べてないし、分析もしていないので何とも言えないですけど、その辺も考えて、保育所の件では、非常に町長が力を入れてくださって、保育所ができたり、状況はとていいんですけど、先ほどの同僚議員の話し方で、学校に上がった途端、何か支援がちょっと薄くなるのではないかとという話をされましたけど、それ

もよく調べてみないと分からないんですけど。

私は、一つはこういうこともあるのではないかというふうに今思っているところです。その点は、人口の流出若い世代の流出もったいないですよ。せっかく来てくださって粕屋町はいいと思ってるのに、泣く泣くよその町に行かれるってすごくもったいないと思うんですけど、そういう分析を今回私はしたんですが、町長はそういうふうなところは、今、人口の削減っていうか、今まで粕屋町はずっと増えてましたよね。だから、そういったものは一切なかったんですけど、最近はちょっと状況が違う。その辺をどういうふうに、町としては今後捉えていく予定なのか、あるいは気持ちだけでも、分析、ある程度気が付いておられると思います。そのことについて、教育長なり町長なりのお言葉が欲しゅうございます。どうでしょうか。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

流出につきましては、さすがに今議員おっしゃるように、原因は、なかなかはっきりはしてないんじゃないかなと。感覚的に言うと、やはり粕屋町が住みよいまちということになると、地価が上がって、たくさんの方が来られて、時々耳にするのは、やはり地価が高いので、家を建てる時にはもうどうしてもっていうふうに感じているので。学童保育は、確かに人数的にはまだまだ待機が多いので、そこは丁寧に少しずつ増やしながらかつて対応ができればと思っているところなんですけど、しっかり進めていくことが大切だなと思っているところです。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

時間もありませんので、手短かに答えます。人口の減少というのは、これはもう粕屋町だけじゃなくて、大なり小なりほかの自治体、近隣の自治体でもございます。それはやはり様々な原因があるんですが、地価の上昇というの、この都市圏の地価上昇が非常にあります。反対に福岡市内のほうが逆に安かったりするんですね。そういったこともあります。それとまた教育環境、そして保育環境。正に議員御指摘のお母さん方お父さん方が勤める必要があるんで、子どもを預けたいと、そういったこともあります。様々な要因の中で、これはそれぞれの部分で力を入れないといけない部分なんです。これはもう当然分かっておりますが、この分析も含めたところで今後の対応策を考えてまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

以上で私の質問を終わります。

検討よろしくお願ひします。

(12番 本田芳枝君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を14時15分といたします。

(休憩 午後2時01分)

(再開 午後2時15分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号2番、牟田口直輝議員。

(2番 牟田口直輝君 登壇)

○2番 牟田口直輝君

こんにちは。議席番号2番、牟田口直輝です。

通告書に従い一般質問を行います。

近年、高齢化が進み、地域の移動手段をいかに確保するかは地域にとって大きな課題であります。特に、路線バスの減便や高齢化、運転免許証の返納者の増加による交通空白地の拡大は特に大きな問題だと言われています。移動手段を失った住民は、病院に行けない、買物に困る、外出が減るなど、様々な問題に直面すると考えられます。

その一方で、全国的にAIを活用したオンデマンド交通が広がり、交通空白地を補う新たな交通手段として注目されています。そのような中、粕屋町でもAIオンデマンドバス「のるーと粕屋」が、9月29日より実証運行が開始されました。一方で、福祉巡回バスは11月末でサービス終了となりました。

そこで地域公共交通について質問いたします。本田議員の一般質問と重複する部分もあるかと思いますが、まずAIオンデマンドバス実証運行の成果と現状の評価について、どう考えられているのでしょうか、まずこの点についてお伺ひします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

回答のほうも、本田議員の先ほどの一般質問で回答した内容と重複する所がございますが、お答えいたします。

まずは、「のるーと粕屋」を知っていただくために、広報やホームページへの掲載、ふれあいバス利用者への周知に取組をいたしました。また、利用方法につきましては、福祉センター、役場、サンレイクかすやで説明会を、そして公民館やゆうゆうサロンにてまちづくり出前講座を11月で、合計で23回開催しました。10月、一月の数値のほうになります。総乗客数は2,998人、1日当たり乗客数96.7人。利用登録者数は、10月末時点で3,150人でした。

また、乗車予約はスマートフォンの専用アプリから予約して乗車された場合は、利用者の評価を頂いております。10月末時点で94%の利用者から良いという評価を頂きました。よかったコメントとしましては、「運転手が親切であった。」「移動手段が無くて困っていたので助かった。」「乗り心地が良い。」などで、悪かったコメントにしましては、「到着が予定時刻より遅い。」「運賃支払い時の端末操作に運転手が慣れていなかった。」などでした。到着予定時刻の遅れにつきましては、AIシステムの学習により徐々に改善されまして、予定時刻以内に定時運行した比率であります。定時運行比率が、運行当初は66%でしたが、10月下旬では84%。11月中旬では98%と改善できております。12月からは、ふれあいバス運行に終了に伴いまして、利用者増に対応するため、車両を3台から5台のほうに増やしており、さらに予約は取りやすくなっていることや、到着予定時刻から遅れることの改善につながっていると評価しております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

先ほど本田議員の時に聞いた内容とほぼ同じだと思うんですけど、これまで、トラブルとか事故とか、そういったものが引き起こされてないのか、そういった点について説明をお願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

運行当初は、やはりAIシステムのほうはまだ学習が進んでいない。それと運転手の方も不慣れっていうところもございまして、先ほど言った運転手の方が端末操作を手間取っておったとか、あと予約をして車が来てもらう時間。そして、実際乗って到着する時間。そういったところはうまく把握できませんので、なかなか来ないとかなかなか着かないとか、予約しとった時間ですね。そういったトラブルがございました。ただそれもシステムの改善とか、運転手さんのほうも慣れていただきま

したので、今はもうかなり改善しております。

以上になります。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

少し小耳に挟んだ話なんですけど、AIが作動せずに、トラブル、ナビとかそういったものが使えない状況になったことがあると聞いたんですが、そういった話は聞かれてないでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

AIで運転手さんのほうに、乗客の方を御案内する、そんなシステムがタブレット載せてありますが、最初の不慣れな運転手さんがスイッチをちょっと切ってしまったとか、そういったところで切ってしまったら、ほかの管理システムではちょっと動きが見えなくなるので、どうしたかということで、こちらのほうも交通の運行会社のほうに電話しまして、そういったところは、運転手さんはちゃんと乗客の方は乗せて連れて行ったということで、そこはトラブルの問題は解消できました。ただそういったトラブルのほうはございました。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

丁寧な御説明ありがとうございました。

あと、本田議員の時に、バス停、ミーティングポイントのお話もされてたと思うんですが、ミーティングポイントがJRの駅や西鉄バスのバス停など、そういった所の近隣にはしっかり配備されてると思うんですが、柚須駅というミーティングポイントはないんですよね。交通渋滞とか道幅とかそういった問題で設置できなかったのかなあと思うんですけど、その点の実際の理由と、今後設置する予定があるのかお聞きします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

おっしゃいますとおり、福祉バスの時は、柚須駅の近辺にバス停がございました。そういったこともございますので、オンデマンドバスにつきましても、バス停の検討のほうはしております、ただ、今福祉バスがとまっていた場所はちょっと

交差点に近いというのもありまして、そこはやめにしまして、考えてるのは、コンビニエンスストアの所についてということで、コンビニエンスストアのほうに交渉中がございます。もしそういったコンビニエンスストアとの交渉でできないという話になりましたら、また別の所は、JR柚須駅の近くございませんので、検討のほうはしたいと考えております。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

ありがとうございます。

駅周辺は、やはりほかの交通網とつながる重要な場所だと思いますので、できるだけ近くにミーティングポイントが準備できればなと思っております。

次の質問に行きます。第6次粕屋町総合計画基本計画について、今定例会で審査を行うことになっていますが、その中で重点プロジェクトとして、「地域公共交通の利便性を向上させます」とあります。取組として、「オンデマンドバスの運行」、もう一つ「乗り継ぎ利便性の向上」となっております。

では、第5次粕屋町総合計画の中では、高齢社会に備えた公共交通の利便性の確保を課題としていますが、第6次総合計画ではそれについて語っていません。高齢社会に備えた公共交通手段の利便性の確保。特に交通空白地や交通弱者への対策は十分なものになっているのでしょうか。それとも、今後更なる対策を検討しているのでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

「のるーと粕屋」は、町内巡回福祉バスの課題を解決するために、運行のほうを開始しました。「便数が少ない」「一方通行で逆回りの便が無い」「乗り継ぎが不便」などの問題を、「のるーと粕屋」では、予約することで、町内に行きたい場所へ乗り継ぎなしに行けるようになり、課題解決ができております。また、交通空白地や交通弱者の対応についても、小型の車両で定路線でなく運行できることを利用しまして、ミーティングポイントを住宅街や施設付近など、道路交通法や安全性を検討した上で多く配置できたことで、交通空白地の解消につながっていると考えております。今後も、利用情報や利用者評価を基に分析をしまして、システムの修正やミーティングポイントの調整を行い、より安心して御利用いただけるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

この第6次粕屋町総合計画の中で、取組1の「オンデマンドバスの運行」の所に、「町内巡回バスは、AIを活用したオンデマンドバスへと移行しており、ミーティングポイント（バス停）の整備や更新など、住民ニーズに応じた運行を行い、地域公共交通の利便性向上に取り組みます。」とあります。先ほども、本田議員の時も話されたように、バス停は今後とも検討していくという話でしたが、ほかにも検討すべき課題ってのはあると思います。例えばですけど、12月から平日5台、休日は3台の運行になってますが、今後、AIオンデマンドバスのデータの収集が揃いましたら、例えばですけど、時間帯による運行状況とか、そういったものによって、時間帯によって増便だったり減便だったり、そういったことをすることも可能だと思うんですが、そういった点は考えられていますでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

まだオンデマンドバスは運行して2か月、今後6か月、1年となっていくかと思いますが、そういった少なくとも1年間ぐらい、やはり各月でも利用状況は変わってきますし、そういったところもあります。そういった情報を取り入れまして、時間帯による、そういった稼働台数の調整ですね。そういったところが、あと運行業者さんの方と、うまくそういった所は検討できるかも考えまして、やっぱりいろいろ複雑にしたら、トラブルも出てくるし、間違いも出てきますので、そういった所も一緒に検討した上で、それが必要ならば、考えていきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

ありがとうございます。

でも、ドライバーさんとかの状況とかそういったものもありますんで、幅広い視点で考えていけないといけないかなと僕も思います。第6次総合計画で、内閣府の令和7年度高齢社会白書において、自動運転を含めた新しいモビリティについての記載がありました。今回の第6次総合計画では、その点について触れてはいません。粕屋町では自動運転について、今後取組など、何かそういったものに考えはあるのでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

自動運転は、まずは何が必要かというのと、やはり公共交通の中でも、特に物資の輸送辺りの運転手不足が非常に大きいんですね。国土交通省は、マンパワーの不足による、空白と言いましょか、全体的な物量の流通の低下を防ぐために、やはり自動運転についての、実際の試験走行等も計画をしております。まだまだその地域の中においての通常の一般客を乗せての運行というのは、本当にまだ実験段階であります。今、例えば、1年ぐらい前は、若干事故を起こしたりとかというようなこともございますので、まだ、粕屋町においての自動運転については、今検討はしておりません。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

アメリカでは、ロボタクシーというものが、既に実証化されてますし、日本でも、東京でロボタクシーを実証しようという話もあるそうです。ただ、マンパワーが足りないとか、そういった部分に関しては、粕屋町では、職を失う方とかも出てくる可能性もございますので、そういった点も考慮しないとイケないかなと思います。

次の質問に行きます。オンデマンドバスの話に戻るんですが、のるーとの予約についてです。アプリで予約をできない方は、電話予約も可能になっていると思います。電話予約について、十分な体制がとれているのでしょうか。現在の、これまでの電話予約の受付件数、待ち時間、人員体制などについてお伺いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

電話予約のコールセンターは、複数自治体の電話予約を一括して受け付けしております。人員体制は、朝が5席。昼が4席。16時以降3席となっております。粕屋町は2回線使用しております。10月1月では、着信数が1,048件。受話数が971件で、受話率が平均で92.7%でした。一般的に、受話率90%以上を適正值とすることが多いことから、適正に運営されていると考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

自分が思ってたより、回線、電話予約の数も多いですし、それにもしっかりと対応できてるなど、僕は個人的には思いました。このアプリの予約は、スマートフォンなど持っていない方とか、扱いに慣れてない方は、アプリでの予約は難しいと思います。そういった方への対策として、電話予約以外に何か対策を打っているのでしょうか。この前、11月14日、11月25日、今月は12月4日にアプリの登録方法と予約方法についての説明会がありましたが、今後もこれは継続していく考えはあるのでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今試験運行で、来年の3月から本稼働ということですが、これで終わったわけではありません。先進自治体も「のる一と」相当前からやっている自治体も、数年かけても、住民の方々に丁寧に細かく説明会をやっております。これは当然のことだと思いますね。やっぱり100%に近い方が、「のる一と」の活用についての知識を深めてもらって、実際乗ってもらうということが大事です。ですから、このスマートフォンによる予約の仕方等も含めた説明会は、今後も地域に出かけて行っていくつもりでございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

今はスマートフォンを使いこなれてない方のお話をしましたけど、逆に携帯電話を持っていない方などは、例えば病院に行く際は、家の固定電話から電話で予約することも可能かと思いますが、病院の帰りなど、自分で電話することができない方もいらっしゃると思うんですよ。そういった方は、例えば公衆電話とかで予約することもできるかもしれませんが、公衆電話なども、今、現状、数に限りがある少ない状況にあります。そういった方が予約をするのに、病院から「のる一と」を予約していただいて、そういった協力体制と言いますか、そういったものがあるのでしょうか。そちらをお伺いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

事前の通告ないもので戸惑っております。これ非常に大事なことだと思いますね。やはり電話をかけられない、自分でかけられない方もおられると思います。これ町

内、粕屋町は比較的病院数が多いということで、これは医師会等にもお願いをしながら、そういった協力体制も今後検討してまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

ありがとうございます。そういった病院とかの協力体制ができれば、すごく利便性がよくなると思いますので、今後是非進めていただければなと思います。

次の質問に行きます。9月からこれまで蓄積されたデータは、どのように反映されるのでしょうか。今まだ2か月と短い期間なので、これまでの蓄積されたデータというよりは、今後、どのようにデータを活用していくのか、その活用体制を具体的に教えてください。よろしくお願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

9月29日運行開始でございますので、10月一月のデータになりますが、先ほど言いました予約件数が3,265件で、乗客数の年代別では、30歳代が19%。40歳代が16.2%。70歳代が16.8%。80歳代15.9%でした。乗り合い率が10%で、乗客数時間帯では、平日が、午前中が10時まで、そして午後が2時台、日曜日とか祝日は、午前中は9時半で、午後は12時から13時半にかけて多く利用していただいています。こういった利用者のデータは、都市計画課のほうでも確認することができ、システム会社と共に定期的に分析をしており、乗り合い率改善のためのシステム調整に利用をしていく予定にしております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

僕はこの質問をした意図が、事業者とか、AIに任せっきりになってないのかなと思ひまして、行政として判断を、「のるーと」に組み込めるような体制がとれてるのかなと思って質問させていただいたんですけど。しっかりそういった先ほどの話では業者さんの話は出てきませんでしたけど、三者で事業者とのお話をして、そのデータ運営をしていけるような体制がとれてるのであれば、良いのかなって僕は思っ、この質問をさせていただきました。

次の質問に行かせていただきます。年間運行費、国の補助金の割合、町の負担額はどのくらいなのか。利用者1人当たりの行政コストはどの程度になる見込みなの

でしょうか。福祉巡回バスと比較して、どの程度の差があるのかお伝えください。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

本年度令和7年度は、11月までは3台体制で、12月以降ふれあいバス運行終了に伴って、利用者が増えますので、5台体制としております。令和7年度は、イニシャルとして車両、備品、システム構築及び導入準備に約6,500万円。ランニングとして、システム使用料、バス運行負担金、バス燃料費などで4,300万円を見込み、補助金としましては、新しい地方経済生活環境創生交付金、補助率50%を申請しております。

来年度令和8年度につきましては、ランニングにかかる費用として、令和7年10月の乗車数で推計した数値を使いますが、そうした場合、運賃収入を差し引いた運行経費額は、約9,200万円で、1人当たりの行政コストは、約1,800円と試算しております。補助金については、県の生活交通確保対策補助金、補助率20%、上限額1,000万円を予定しております。

福祉バスにつきましては、令和6年度の比較となりますが、社会福祉協議会に委託しているバス運行管理費と、時刻表やバス停整備に係る職員人件費も加えますと、約4,000万の費用で、福祉巡回バス4路線、利用者が4万9,276人、イオンモール行きシャトルバス利用者が2万1,898人で、イオンモールシャトル便御利用の方は、福祉巡回バスから乗換えの方が多ことから、利用者の重複を考えた場合、利用者1人当たりの行政コストは約800円となります。

オンデマンドバス「のるーと粕屋」は、路線バスとタクシーの利点を併せ持つ中間的な乗り物です。福祉巡回バスと比較して、コストのほうは掛かりますが、福祉巡回バスでは実現ができなかった、様々な課題を解決することができました。利用したいときに、乗る時間を選べる。町内163か所のミーティングポイントから行き先を選べる。決まった路線がないので、巡回バスよりも行き先に早く行けるなど、利便性を格段に向上することができ、車が使えなくても誰もが自由に移動できる環境を作り、これからの高齢化社会などの対応も見据えているものです。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

利用者1人当たり1,800円の行政コストということで、僕が想定していたよりは、少し安いかなと思っております。ただ、この質問なんですけど、これ今後、5

年10年と続けていく話だと思うんですけど、持続可能性の観点からの説明があれば、お願いいたします。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

持続可能性という観点になるんですが、地域公共交通、これを考える際には、路線バスとかタクシー、鉄道、そして市町村が運行するコミバス、あるいは乗り合いタクシーで本町の「のるーと粕屋」、これら全てが地域公共交通の中に含まれます。それを考える際には、それぞれの交通機関を個別ではなく、一体的なネットワークとして捉えて、全体として機能向上を図っていくことが何より必要不可欠であり、持続可能な交通、公共交通を進めていくということで、非常に重要になってくるものと、町のほうでは考えています。そのためには、民間交通事業者とのバランス、町の財政負担等も考えながら、公共交通を進めていくというのが、非常に重要であり、持続的に公共交通が進められていくものと考えております。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

ほかの地域交通、バスとかJRだったりそういったものとの連携というものは、すごく大事だと思います。ほかの地域での試運転で、利用者1人当たりのコストが7,000円とか5,000円だった地域もあるそうです。乗り合い率によって1人当たりのコストなどは変わってくると思いますので、「のるーと粕屋」をより多くの町民に知っていただき、利用していただくような宣伝活動も必要かなと僕は思っております。

次の質問に行きます。地域交通の広域連携として、現在、近隣他市町との連携体制はあるのでしょうか。今後「のるーと粕屋」の他町への乗り入れや、他町から乗り入れを検討するのか、お伺いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

近隣の町に相互乗り入れするなど、運行広域区域を広げることは、行ける場所を増やすということで、利便性の向上になるということは理解のほうはできます。一方で、地域公共交通機関は「のるーと粕屋」のほかに、タクシー、定時定路線バス、鉄道などがあり、それぞれが個別ではなく一体的なネットワークとして、全体で機能向上を図っていくことから、民間の公共交通との連携や共生が重要となりま

す。市町村の地域公共交通は、交通不便地域の解消などを目的に、民間の公共交通を補完する役割もあります。「のるーと粕屋」のほか、他町への乗り入れは民間公共交通の事業圧迫の恐れもあり、廃止や減便を招く事態もつながりまますので、慎重に考える必要があると考えております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

AIオンデマンドバスは、タクシーと路線バスの中間的立ち位置と言われてます。JR、路線バス、タクシーなどの現行の交通機関との共存、住み分け、バランス感覚が僕も大事かなと思っておりましたので、今頂いた返答はよかったのかなと僕も思います。

次の質問なんですが、MaaS（マース）という次世代の移動サービスがあります。複数の交通手段を最適に組み合わせ、検索、予約、決済まで一括で行えるサービスで、現在は、観光や医療などの目的地における交通以外のサービスとの連携も始まっております。移動の効率性向上や地域の課題解決にも資すると言われております。九州、福岡では特に積極的に取り組んでいると私は考えているのですが、粕屋町も将来的にこういった移動プラットフォームを構築する、若しくは既存のものに参加する考えはあるのか、お聞かせください。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

福岡県では、MaaS施策事業として、デジタル技術を活用した地域公共交通の利便性向上と利用促進、それと、広域的なデータ共有の枠組み構築と、市町村等によるデータ利活用の推進の二つの事業のほうを行っております。粕屋町も、糟屋中南部エリアで、他自治体と共同でデータ利活用に基づく施策検討のほうに参加しております。データーを地域交通の最適化のために、どのように利用できるか、考え方やルールづくりを検討するもので、例えば、鉄道、路線バスの幹線交通やオンデマンドバス、タクシー、マイクロモビリティ等の二次交通の役割分担を地域に落とし込み、エリア内交通の最適化を目指す等の活用になってきます。将来的にはニーズに応じまして、MaaSアプリを利用した取組への参画も検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

MaaSを使って移動することによって、自家用車を使わずに来られる方とかいらっしやると思うので、そういった点で、交通渋滞の解消だったり、交通弱者の移動支援にもなると思います。そしてあと観光とか商業など、地域の活性化にもつながると思いますので、是非アプリなど、ほかの既存のアプリなどと一緒にでもいいと思うので、積極的に取り組んでいただけたらなと僕は思っております。最後になりますが、町の担う地域公共交通の役割とはどういうものなのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

地域公共交通は、地域住民が通勤・通学、通院、買い物など非日常の生活圏を移動する際に、利用する公共交通機関と位置づけをされております。町内では鉄道、路線バス、タクシー、そして「のるーと粕屋」があり、一体的な連携と共生によるネットワークをと捉え、全体で機能向上を図っていくことが必要となります。その中で、町としては、鉄道や路線バスでは手が届かない地域の移動手段、利便性向上のために事業を運営することが大切であり、役割だと考えております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

牟田口議員。

○2番 牟田口直輝君

地域公共交通は、住民の移動の権利の確保、あと地域の持続性を支えるものだと感じております。単に移動手段とするのではなく、医療、福祉、経済、環境や都市開発といった、そういったものをつなぐ基盤になるものだと私は考えております。AIオンデマンドバスがよりよいまちづくりに寄与し、未来の粕屋町を支える公共交通として育っていくことを強く期待して、僕の一般質問を終わらせていただきます。

(2番 牟田口直輝君 降壇)

○議長 末若憲治君

これにて本日の一般質問を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時52分)

令和7年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和7年12月9日（火）

令和7年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月9日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号9番	川口	晃	議員
7番	議席番号13番	宮崎	広子	議員
8番	議席番号7番	案浦	兼敏	議員
9番	議席番号10番	田川	正治	議員
10番	議席番号14番	山脇	秀隆	議員

2. 出席議員（16名）

1番	堀本	高良	9番	川口	晃
2番	牟田口	直輝	10番	田川	正治
3番	川崎	尚子	11番	小池	弘基
4番	古家	昌和	12番	本田	芳枝
5番	田代	勘	13番	宮崎	広子
6番	杉野	公彦	14番	山脇	秀隆
7番	案浦	兼敏	15番	安藤	和寿
8番	福永	善之	16番	末若	憲治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井 賢太郎 議会局主幹 松永 泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（21名）

町長	箱田	彰	副町長	池見	雅彦
教育長	恵良	章治	総務部長	新宅	信久
住民福祉部長	古賀	みづほ	都市政策部長	田代	久嗣
教育部長	堺	哲弘	総務課長	豊福	健司

総合政策課長	木場洋介	地域共創課長	青木裕次
財政課主幹	松山早見	税務課長	高榎元
住民課長	大内田亜紀	子ども未来課長	渡辺剛
高齢者支援課長	筒井薫	福祉課長	渋谷香奈子
都市計画課長	井手正治	産業振興課長	稲永剛
道路環境整備課長	吉村健二	上下水道課長	黒田道明
社会教育課長	石川弘一		

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

おはようございます。

本日、執行部の財政課吉田課長が所用のため欠席され、案浦議員と山脇議員の一般質問では、松山主幹が出席されますので、先に御報告をさせていただきます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から2日目の「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁者におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いをいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

○9番 川口 晃君

皆さんおはようございます。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。どうぞよろしく申し上げます。

最初に佐賀関の大火災、それから東南アジアの大水害、それから昨日の青森の大地震、恐らく今日被害があらわれてくると思いますが、毎年年度末から年始にかけて、大被害が起こっております。心からお見舞い申し上げたいと思います。

そんなことより、定数削減を高市首相が党首討論で述べました。そんなことよりという言葉を使うというのは、ちょっとひんしゆくを買うと思うんですが、こういう政治の状況ですので、私は地方議員として中央の在り方を心配する次第です。

それでは、具体的質問入ります。まず最初に、阿恵橋下からの下流敷きの草の伐採の問題について質問します。さて、須恵川西側、土手の草木の伐採については、過去何度も県に対して上申していただきました。柚須区としても過去20年余り、県に伐採等の要求を出してきました。私の記憶では、柚須の友人会という組織があったんですが、約37、8年前に土手に植樹した銀杏の木を、県が伐採した以外、今回が初めての伐採です。

振り返りますと、平成28年の水害の後ですが、私が区長の時、西側土手のかさ上

げを実現するために、福岡県土事務所に須恵川西側土手に来て、現場で交渉しようと要求しました。現場で交渉を行いました。現場は福岡市と粕屋町の境界位置で、土手の高さが一段と低くなっていた場所でしたが、ここから大量の水が流れ出て、柚須区の北側を襲いました。福岡市側になりますが、この部分には約40cmのコンクリートの壁が築かれました。

その後、粕屋町の農区からの要求もあって、須恵川の浚渫について一般質問をしました。一度県に対して要請したぐらいでは県は実施しません。当時の日本共産党の東区県議、立川氏の援助を得て、福岡県土事務所に3度ほど折衝しました。箱田町長も御存じのように、阿恵橋上下流部、それから扇橋の上下流部の浚渫が2、3度行われました。しかし、西側土手の草木の伐採をがんと拒んできました。何か相当な理由があったのか。それが今回なされたことは、我々柚須区住民にとっては非常にうれしいことでもあります。区の役員たちは5年ほど前から、土手に投げ捨てられた金属やガラス、陶器などを撤去し、一昨年からは少しずつ草木の伐採を始めました。町長も御存じですよ。だから、今回の件の伐採は衝撃的な喜びです。しかし残念ながら、樹木は切りませんでした。予算が足りなかったという理由だけでは解せないし、そうした県の気持ちが私たちには分かりません。しかし、確かに山は動きました。

まずはなぜ、須恵川西側土手の草木の草の伐採が実施されたのか。その理由について、町のほうで分かりましたら答弁をお願いしたいと思います。

箱田町長、お願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

河川の、特に土手の堤防等の除草、これ美観よりも例えば不法投棄の温床になるわけですね。そういった意味もあって、県のほうに毎年要望も、粕屋町としても要望していますが、全体的に福岡県土整備事務所のほうには、河川の関係市町で要望しております。これは強く要望しております。なかなか県のほうの回答では、予算に限りがあるので、順番を付けてってということなんです、ここ数年なかなか進んでない状況。これも私も非常に目につきましたので、個別にも、土木事務所長のほうに会うたびに要望してた状況がございます。そういったことで、事務的には何らかの理由があると思いますが、なかなかその本当の理由まではないんですけども、全体的にはその予算内で行っているために、毎年除草、草の伐採というのは難しいということでしたが、今年度7年度につきましては、この要望書に基づいて、土手の清掃並びに草刈りをやったということの回答でございました。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

詳細な理由は分からないということですので、何か機会があったら私たちも問合せてみたいと思います。

2番目は、自在王井堰から福岡市に連なる土手。これの草刈りが毎年持続的に行われるかどうか、そういうことについて質問します。さて、残されていた樹木は、先日の日曜日に、区の役員さんたちが伐採しました。篠栗線の下流部、両岸ともきれいに草は伐採され、気持ちのよい景観を作っています。議長も見られたでしょ。ただ、阿恵橋から西側下流部数メートルの位置に木が1本残されています。私は柚須区役員たちの抗議の意思の表明だろうというふうに思います。

さて、来年度のことを気になります。来年度も、県に対して草木の伐採の実施を要請していただきたいと思います。上申してもらいたいと思いますが、担当課、よろしくお願ひしたいんですが、よろしいですか。答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

前段にもお答えしたとおり、福岡県では限られた予算内で実施しているため、持続的な伐採という御希望には沿えないかもしれませんが、粕屋町といたしましては、当該か所を含む河川土手の草刈りについて、現状を確認しながら要望をさせていただきます。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

どうも。よろしくお願ひします。

続きまして3番目です。粕屋中東側、北側の開発計画の問題です。直接、町は開発計画と関わりがどのくらいあるか知りませんが、一応、質問をしていきます。

粕屋中東側、北側の開発計画は過去3回ほど計画されました。地権者の反対で、その計画は流れたと聞かされています。粕屋町には防災対策があり、各家庭には粕屋町防災マップが配付されています。私は過去にこの防災マップを使い、柚須文化センターの三階建ての増築を要求、また、水害時の避難か所としての利用を兼ねての須恵川西側に三・四階建ての中学校の建設も要求しました。残念ながら、諸事情

によりこれは達成できませんでした。

さて、この防災マップですが、皆さんもこれ、防災マップはお持ちですよ。これは9時間で66mmの降雨を想定したときの推定浸水マップの図です。これの薄いピンクが、3mになるわけですが、3mの浸水ですね。濃いマップが5mの浸水になります。東環状線の西側中部消防署西出張所北側と西側部分が5mの浸水が発生することになっています。非常に危険地帯です。この状況は粕屋中の南側、志免町側に通じる所も同じです。また、須恵川の土砂の堆積具合によっては、9時間よりも短時間で想定した現象が生じることは目に見えています。

現在の須恵川の状況を見てください。相当ひどい危険な状況の土砂が堆積しています。この防災マップですが、作成段階で例えば1時間に200mmの降水とか、2時間で300mm400mmの降水。そういうときの状況のシミュレーションっていうのは、これを作られる時に検討されたのかどうか。それから、今の雨の降り方ちゅうのはものすごくひどいですから、集中的な豪雨がどんと降ってきますので、それに対応するような見直しが必要じゃないかと私は思うんですが、そういうことは検討されるのでしょうか。担当課の答弁をお願いします。もう過去のことだからですね、なかなか答弁しにくいと思うんですが、そんなシミュレーションなんかあったでしょうか。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

シミュレーション自体は、防災計画を作る時に、県の指針辺りを参考にしながら作ったということで認識をしております。今年、地震の防災アセスメントを県のほうが見直しをいたしました。町としても来年度、そこら辺を踏まえた形で防災計画の見直しをやっていく予定にしておりますので、そこら辺の風水害につきましても、さわらなければいけないところがあれば、うちのほうで検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

やはり最高でこういう現象が生じるということですが、実際は途中の段階がやっぱり必要だと思うんですね。これはこれとしてマップとして結構ですから、途中のことも、何らかの形で資料として出していただければというふうに思います。

さて、本論に移ります。この粕中を挟んだ広大な水田部分は大きなダム役割を担っています。地権者の中には、将来も農業を希望してある人もいらっしゃるそう

で、その土地は確保されると聞いており、それは非常に喜ばしいことだと思います。もう数十年前に柚須の北側についても、福岡市側ですが、そこも区画整理で行われる計画があったんですけど、やはり私たちも地権者として、それには農地が欲しいという要求をしましたら、それは駄目だと言って却下されたんで、そこは駄目になってしまったんですけども、農地が保存されることは非常に喜ばしいことだと思います。

さて、この粕屋中地域のような所で考えますと、農地は元の高さでオーケーですけども、開発か所は一般的に造成が行われます。この造成した面積に降雨した水は、低地に流れます。低い所、ここでは仲原川と西側に小さい幅の1mぐらいの溝があります。ここに流れ込みます。この溝は200m下流部で、仲原川にまた再度合流します。下流域では仲原川に集中するわけです。

質問は二つあります。一つ目は、粕屋町の担当課と開発者、すなわち組合又は実際に事業を実施する企業。何かこの前新聞報道されましたね、3社ぐらい。企業との関係ですが、打合せ会議の記録は取られているんでしょうか。これが一つ。打合せなんかあるかどうかもちょうと分かりませんが、聞きたいと思います。

二つ目が、こうした開発の場合、開発者、これ組合事業者は、水の流れとか川の排水能力などの検討はされるのでしょうか。されているとすれば、降雨量、例えば1時間100mmとか200mmとかの場合のそうしたケーススタディ、すなわちシミュレーションを作られると思いますが、そうしたデータは開示されるのでしょうか。この2点について質問します。担当課の答弁をお願いします。通告書に記載がないんですけど、答えられますかね。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

最初の質問、企業、こちら土地区画整理事業として行う予定になっている地域になります。それで、まだ具体的な協議というか、下協議のほうになります。そうしたところで県とか事業者の方、そういった方と協議は以前からしております。そういったところの打合せ資料のほうはございます。

まず2番目の件なんですけど、土地区画整理事業で行う場合は、建物を建築するのに適当な宅地となるように必要な排水施設の整備改善を考慮して、土地利用の計画を定めるということに土地区画整理法の法律上なっております。それで、土地区画整理事業におきましては、土地利用形態を変更します。それで、下流域に対し、雨水の流出増を発生させます。そうしたことから、下流のほうに影響を与えないよ

うに、今回事業区域があるんですが、そこから下流のほうへ流出量を抑える調整池などの雨水流出抑制について、この土地区画整理事業の組合のほうで検討することになります。今後ですね。先ほどデータとか言われましたが、そういった法律とか、あと県とか関係者のところとそういった打合せをして、こういったところで計算してくださいというのが出てきますので、そうしたところで今後、取り組んでいくことになります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

そういう記録の開示は求めてよろしいですか。

○議長 末若憲治君

井手計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

記録の開示は、町のほうの情報開示のそういった条例とかございますので、そういったところで個人情報とかいろんな縛りはありますが、そういったところへ出せるところは開示できるかと思っております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

今、これは私がなぜ言ってるかといいますと、門司港開発の問題でちょっと利用者側からの開示が行われておったんで、それを参考にして質問しました。

さて次ですが、昭和48年水害では、下流部では1 m以上の浸水が発生しており、下流域のほとんどの地域が床上浸水を経験しております。救助ボートまで出されています。私はちょっといなかっただんですけども、その際はですね。四軒屋の私たち人権連の事務所も1 m近くの床上浸水で、床はぼこぼこになり、これが原因で建て替えざるを得なくなりました。柚須区でも篠栗線の線路をオーバーして、柚須信号から柚須文化センターに連なる中心部分は80cmぐらいの急流となって流れたそうです。9月議会でも私は流域治水の問題を取上げましたが、この開発は広い範囲が対象ですから、流域の水の流れは大きく変わるものと思います。須恵川西側地区、扇や四軒屋、それから柚須西や吉田や志免町の別府、鏡地区に大きな影響を及ぼすものと思います。8月10日の大雨の日は、須恵川はあと20cmぐらいであふれるというような、非常に危険な状態だったと聞いています。私はもう大丈夫と思ってたんですけど、うちの区の連中はそのことを言ってまして、「晃さん、危なかったとば

い。」という話でしたので、ちょっと危険だなあと思い始めました。下流域に関し、どのような状況になるのか、開発者や町は検討されているのか。それから水害対策はどうかされているのか。担当課の答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

まず、排水計画に当たりましては、計画区域内について、排水方式、地形、既存の排水施設、流末の位置を考慮して排水系統を定めていくようになります。開発区域で発生する排水の排出により、放流先の排水能力を超過することとなれば、下流域に溢水、冠水等の被害が生じる原因となることから、開発者は、放流先が十分な排水能力を有しているか。開発区域内の排水施設は、放流先の能力、利水の状況、その他の状況を勘案して、開発区域内の排水を有効かつ適切に排出することができるかの確認をする必要がございます。

今回、粕屋中学校周辺の開発計画、こちら先ほど課長も答弁ありましたように、土地区画整理事業を予定されておりまして、今回計画されている区画整理事業では、農地から宅地へ土地の形態を変更することとなります。それに伴いまして、雨水排水の流出係数も変わりますので、開発区域内の排水を適切に排出することができる放流先の能力の確認とか、下流域に影響を与えないよう、先ほども答弁ございましたが流出量を調整する調整池などの雨水流出抑制について、今現在、事業者のほうで事業計画の作成を進められているところでございます。先ほど開示の分の御質問ありましたが、今回の事業について区画整理組合、今後できます組合のほうで事業を進めていくということになりますので、開示についてもそちらの事業組合のほうの御判断等も出てくるかとは思いますが。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

調整池については、私も提案したいというふうに思っておりました。下流域の部分では非常に警戒しておりますので、立派な計画ができることを私は希望します。それでは次に移ります。

○議長 末若憲治君

川口議員。通告書に沿って質問をお願いします。

○9番 川口 晃君

2番目は、未来を担う子どもたちを育むまちづくりです。

教職員の勤務時間について質問します。恵良教育長、堺教育部長の頑張り、粕

屋町は子どもたちの学力も上昇し、教育分野では大きな事件なども聞いていませんし、小中学校の経営政策報告会の報告でも安心して拝聴できました。

さて、西日本新聞の10月8日付けの報道で、日本の教員の勤務、世界最長という記事が掲載されました。経済協力開発機構OECD、これが10月7日に2024年に実施した国際教員指導環境調査の結果っていうのを公表しました。日本の教員の仕事時間は、1週当たり小学校が52.1時間。中学校が55.1時間で、前回の18年の調査よりいずれも4時間ほど減少したそうです。しかし、やはり小中共に世界最長だそうです。国際平均は小学校では40.4時間。中学校が41.0時間だそうです、小中共に1週当たり10時間以上長く働いているということになります。授業の時間が国際平均より短い。これは実際こんなことがあるのかなと思いますけど、少ない。学校運営や事務の業務が長かったというわけです。

調査によりますと、教員がストレスに感じることでは、一つは事務事業が多過ぎること。これは小学校の先生たちのアンケートでは66.0%と書いている。それを丸付けているらしい。中学校は62.8%。2番目は保護者の懸念に対処すること、これが忙しいと。これが小学校58.7%。中学校で56.4%。二つともこれは前回より増えているそうです。校長先生への調査では、一つは教員不足と回答した割合が非常に多い。小学校で40.7%。これが、前回の調査より21.5%増えたというわけです。中学校では35.6%。これは、中学校は8.1%の増だそうです。それから支援職員の不足っていうのは、小学校では66.3%の回答で、これは5.9%増えたという。中学校は47.1%。これは0.6%の増だから、中学校は微々たる増ということです。これでは教員は定時には絶対に帰れませんと。

粕屋町の令和7年度教員、職員配置のこの表、いつも頂いている表なんですが、いつもこれを頂いております。この表を見ますと、学校支援員はありませんが、以前から町費雇いで小中学校に配置されています。少しは先生方の労働時間の短縮になってるんじゃないかと思しますので、喜ばしいことだと思っています。

そこで2点ほど伺いたいんですが、教職員の労働時間の現状ですね。現在、粕屋町の状況はどうでしょうか、以前より改善されましたかと。二つ目は更に短縮するにはどのような改善点が必要なのでしょう。町の職員の話聞いたところによりますと、1か月にいっぺんぐらいノー残業デーがあるんでしょう、何か。そういう取組も必要か、されてはどうかというような提案もしたいんですけども、この2点について教育長の答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

教育長への御答弁でございますが、前段、現在の状況について私のほうからはお答えをさせていただきたいと思っております。町立の小中学校の教職員の勤務時間につきましては、毎月、学校のほうからタイムカードの打刻データを提出いただいております。月45時間以上の勤務者、それと80時間以上の勤務者につきまして、集計をかけまして、毎月開催をしております校長会のほうで共有をさせていただいております。長時間勤務の方へ、また、管理職のほうからも声掛けをいただくようなお願いなんかも、校長会の中でしております。

結果、令和5年度と6年度の比較になりますけれども、行いますと、職員総数に対する長時間勤務の職員の割合、こちらが、学校による差がなかなか大きくて増える所、減ってる所はあるんですけども、小中6校全体という形でまとめますと、月45時間以上の方が5年度11.6%だったところから、6年度は9.3%に減っております。また月80時間以上の方も1.2%から0.8%という形で減少しておりますので、残業時間の削減にかなり努めていただいているものというふうに認識をしております。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

引き続き私のほうからも、今後につきましては、更なる働き方改革を推進してまいりたいと思っております。具体的に申し上げますと、次年度からの部活動、地域展開につきましては、本格的に着手してまいるように計画をしているところです。まず3年程度かけまして、休日の部活動の地域移行を進めることで、中学校の教職員の業務負担軽減につながればと考えているところです。

また、昨日の堀本議員の御質問にありましたように同じようなお答えになるんですが、今年度、地域学校協働活動推進2名、配置をさせていただいております。中学校の総合的な学習の時間の職業人から学ぶ夢事業。これ、粕屋中学校だったんですが、30名程度の講師を今まで学校の先生方が一生懸命電話をしながら、もう何時間もかけて講師を探してあったんですが、それはもう学校はしなくていいですよ。このコーディネーターの方に依頼すれば、コーディネーターが代わって、その役割を引受けてもらうようなことも行っておりますし、小学校では例えば家庭科のミシンの授業であるとか、生活科の野菜づくり。このようなサポートをしていただける地域の方々を、先生方が一生懸命やはり探していた部分を、推進であるコーディネーターが探していただいて、コーディネートしています。学校の現場の先生方からは、非常に業務負担が軽減したということで、喜んでいただいているところがあります。このような取組を進めて、更に教職員の勤務状況の改善を更に今後進め

ていけばと考えているところです。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

次に移ります。

教員の増員と勤務時間の連動で、小中学校の教員が充足されているかっちゅうことですが、さっき申しました表に基づきますと、各小中学校の教員数合計が、これは記載されているんですけども、例えば、上から大川小学校が48人。仲原が何人。西小学校が52人などとなっているんですけども、この横にできたら教員定数が表示できたらいいなと思っています。教員の定数というのは簡易教員などの配置もあって、一度、前西村教育長に聞いたんですけど、なかなか理解できないんですね。特に中学校は分かりにくい。小中学校教員の定数はどう決まるのか。これは具体的にどういうふうに決まっていくのかっちゅうのが分かたらいいんですけども、何かこう簡単に述べていただけたらというふうに思います。それから表に定数の記入が可能かどうか。2点について簡単に述べていただきたい。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

議員言われるとおり非常に複雑で、本当にごく簡単に言ってしまうと、児童数に対して1クラス何名というのがございますんで、それでクラス数が決まります。クラス数が決まると、そのクラスに対して必要な人員が配置されるというのが一番基本的な基準でございます。これに対して加配であったりだとか、特別ないろいろ専任の教科を教えていただけるような専科教員、そういったものが配置をされたりとか、あと、支援級ができますので、その支援級に対して、またそのクラス数に対して何名になるかとか。またそこら辺の計算はかなり複雑でちょっと簡単にはすみません、私も言い切れませんが、そういったようなところで定数が決まっております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

今のところ、定数に対して、どれぐらいなるんですかね、充足は。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

すみません、パーセンテージとかそういうものを数字ではちょっと計算をしてきてないんですけども、教職につきましては、クラス数等に基づいて、先ほど言いましたように決まっておるんですけども、必要定数を当然100%付けていただくように県に要望しておるところでございます。なかなか全国的に教員不足という現状がありますことから、100%完全に付くってということは難しいところではございますけれども、授業ができないとかいったような決定的な欠員が出ないように、県のほうには配慮いただいて、配置に努めていただいているところでございます。

また、どうしてもちょっと不足しそうな部分につきましては、先ほど議員のほうからもありましたような支援員さん、町のほうで、会計年度で雇用しまして配置をしたりもしておりますし、また各学校の先生方に、各校での配置役割分担等工夫をいただきながら、授業とか各種行事については、不足なく行えているというような現状がございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

さて一昨年でしたか、私たち人権連では、文科省との中央交渉で、全国で1万人の教師の増員の回答を得ました。正規の教員かと問うと、正規か非正規かは県が決めると。無責任な回答でありましたが、この件については、以前の一般質問の時点でも西村教育長が討論したんですけど、現場で要求しても人事権は県が持っており、正規の配置になるか、講師の配置になるか分からないとの回答でありました。全国では教員が足りなければ、退職した先生にもお願いして、再度来てもらうとかの話もあります。今、堺教育部長の話では、ほぼ充足してるような感じを受けたんで、そのことは非常に喜ばしいと思います。一層の努力を期待してお願いしたいと思います。

次に移ります。教員数と「学力・いじめ問題」についての相関関係でのことですが、粕屋町において、いじめの発生件数と対策の問題から出発します。

私は近年、粕屋町の小中学校のいじめ問題は聞いたことがないんで、ずっと安心していました。しかし、マスコミ報道等がいじめが増えているとの報道、また子どもの自殺者が最高になったなどの報道などもあり、一抹の危険を感じています。時間があれやな。東京新聞の掲載、記載では73万2,568件で過去最多になったと。それからフジテレビは、2025年に発表した調査なんですけど、2024年度分で76万9,000件になる。それを超えて4年連続増加したというわけです。福岡県でも調べますと、23年度分、1万9,340件で過去最高になった。粕屋町の各小中学校でのい

じめ件数というのをインターネットで探したんですけども、実際、これは発表されていませんでした。粕屋町ではどの程度のいじめ件数があるんですか。詳細に言う必要はないと思いますので、許せる範囲内で述べていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

いじめの発生件数につきまして、御心配いただきまして本当にありがとうございます。ちょっと国と比較できる部分が古いデータになりますが、令和6年度のものでございましたので御紹介をしたいと思います。これ1,000人当たりという形になりますけども、国において、小学校では101.9人。中学校では42.6人という数字が出ております。この粕屋町につきましては、同じ令和6年度、小学校で32.7人。中学校では23.3人という形でいずれも大きく国を下回っておるような状況でございます。

ただこれ、少ないからいいということではございませんで、文部科学省のほうでは、いじめの認知に対してその解消に向けたスタートラインに立っているということで、今肯定的に捉えております。町のほうでも、いじめはいつでもどこでも誰でも起こるんだということの認識の基、積極的な認知を推奨しておるところでございます。今まだ、じわじわではございますけども、各学校のほうでの認知件数も上がってきているような状況がございます。今後も一層、このいじめ防止対策推進法のいじめの定義、かなり広い定義になっておりますので、これに基づいて積極的な認知を学校のほうに周知していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

これを勉強していきますと、ちょっと重大事態というのがね、記載されてるんですよ。こういうのがあるのはびっくりしたんですけど、1号重大事態と2号重大事態で区別があるんですが、こういう重大事態というのは粕中には、粕中じゃなくて、粕屋で起こってるんですか？起こってないことを希望してるんですが。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

身体的に、例えば傷害を負ったとか自殺をしたとかあるいは不登校になったとかいうものが重大事態という形になりますけれども、幸い、粕屋町では私が来ましてからもう3年なりますけど、この間あっておりませんし、その前も、何ですかね、

数年間もあってなかったように聞いておりますので、もうここしばらくあっていないような状況でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。いいことではないかと思えます。この前人権連で講演会をしたんですが、その時講演者は小森美登里さんという方でしたけど、いじめの問題は被害者の問題ではなく、加害者の問題だと。加害者の背景にある問題を解決するという新たな視点が必要だ。本人がいじめと分かってやっている子どもも多いので、反省のないままそこで時を過ごすんじゃなくて、可能な限りの対応をしなくちゃいけないと。そういう表面的な対処だけではなくて、反省を促すことは難しいということと言ってあります。やっぱり加害者に対する対策、これが大事だと私は思っております。

11月に文科省から、文科省と家庭庁の共同で、いじめの重大化を防ぐための留意事項集が求められたそうですね。私インターネットで拾い出しました。ちょっと後ろのほうがあるんですが、見られたら結構だと思います。やはりいじめの問題は、最初の取っ掛かりが必要だということを強調されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、ちょっと時間過ぎますけどもお願いします。子どもの自殺問題です。子どもの自殺問題も大きく報道されました。正に社会が荒れている。日本社会の反映が子どもに表れているものと思います。前の質問のいじめと不登校、自殺は隣同士の関係だと思えますが、どうでしょうか。2024年の小中学校の自殺者は529人で、各地で裁判沙汰になっていることもありますが、幸いうちではこういうことはないので結構だと思います。小さい時から命の尊厳について、あなたの命は大切なものですよと。あなたの友人も周りの人の命も大事なんですよという教育が必要じゃないかと思えますが、学校の中では、教科としてはどのような教え方がされているのか答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

命の尊厳、非常に基本的であるかつ重要な課題ということで、子どもたちのほうには各学校で道徳を初めとする各教科、各種の学校活動を通して常に日頃から子どもたちに伝えているところでございます。これ人間に限らず動物も含めてという形になりますので、例えば具体的に申しますと、道徳科のほか生活科のほうで動物愛

護についても学んでおりますし、理科では生物の誕生、そのほか保健や特別活動、これ各種の行事の中では学んでおります。また生徒指導といった中でも学んでおりますので、各教科領域を通して命に親しむ、また命が大切だと感じるという基礎を育てる段階から、自他の命を大切にすることを養うという段階。そして、命を守る行動や生き方へとつなぐという段階と、児童生徒の発達段階に応じて、指導方法を変えながら行っておるところでございます。

また長期休業の場合には、SOSの出し方。そしてから、困ったときの相談先といったものを伝えまして、自殺防止はもちろんのこと、不登校等につながるような学校不適応の防止も含めて努めておるところでございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

それでは、これで私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

(9番 川口 晃君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を10時25分といたします。

(休憩 午前10時14分)

(再開 午前10時25分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号13番、宮崎広子議員。

(13番 宮崎広子君 登壇)

○13番 宮崎広子君

宮崎広子です。おはようございます。

昨夜11時に青森県で震度6強の地震が発生し、深夜津波警報などが流れ、避難所で一夜を過ごされた方もおられ、また今朝、断水と停電等のライフラインの閉ざされているというような地区もあり、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また続けて北海道三陸沖後発地震注意報なども流れており、1週間は防災対応をという呼びかけがっております。心休まる日が、早く訪れますようお願い申し上げます。

それでは、私の一般質問に入ります。通告書に従って質問をさせていただきます。

この度は、安心かつ快適に学習できる環境づくりの中において、不登校児童生徒

の居場所づくりについて質問いたします。毎年、文部科学省の調査では、令和5年度の不登校の児童生徒数、小中学校で34万6,000人。11年連続で増加し、過去最多となりました。福岡県でも1万7,859人。前年より増加し、過去最多です。本町では、決算委員会の資料では、少し減っていますっていうような報告だったような気がします。どうなのでしょう。不登校児童生徒に関しては、これまで校内支援センターでそこに配置の先生を置いたり、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤー、また、児童生徒の学力保障やよりよい教育環境のための学校支援員の配置など、様々な手を打ち、予算化され、努力されております。それでも、よりよい支援の方法はないのか。また、町民の悩み事も含めて質問してまいります。

初めに、粕屋町が町費を使っている小学校への校内支援センターについて、現在の状況と、その教室から通常の教室へ戻っていくという効果は出ておりますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

校内教育支援センターの状況でございます。効果が出ているかという御質問でございますけれども、各小中学校に今年度の状況のほうを確認しましたところ、12月1日現在、通っております総数のうち、約3分の1に当たる31%が教室への復帰を果たしておるということでございます。

しかしながら、この不登校の児童生徒につきましては、文部科学省のほうからも通知等で示されております。学校に登校するという結果のみを目標とするものではない、というふうに考えておまして、当該の児童生徒が自らの進路を自主的に捉えて、社会的に自立するということを目指すことが必要であるというふうに考えております。このことも受けまして、学校を初めとして「ぼると」ですとか、民間のフリースクール、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職、こちらを含めてつながりを保つということが大きな効果の一つであるというふうに思っておりますし、そのつながりを通じて、将来的な自立へつなげていくことが重要であるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

復帰されているということで、効果があつてよかったと思います。この度私は不登校をゼロにしたことのある博多区の中学校を視察しました。福岡市ですから、全

ての中学校にステップルームがあります。教員が配置されております。この中学校にもステップルーム、校内支援センターがあります。しかし、子どもたちはみんな自分のクラスがいいと言って、ここに来る子どもはいないと言われました。この部屋は、床にカーペットが引かれて、円卓が置かれ、家庭で使う学習机が置かれており、家庭の雰囲気が出されておりました。子どもは来ないんですけれども、家庭と学校の壁をなくそうと工夫されておりました。

そこで、次の質問に進みます。2番目ですね。通学してきている児童生徒に対して、不登校を減らす魅力ある学校づくりについてです。子どもたちが行きたくなる魅力ある学校づくりについて、どのように実践されていますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

ちょっと非常に範囲の広い御質問になりますので、若干長くなるかもしれませんが申し訳ございません。魅力ある学校づくりの実践としましては、まず第一に非認知能力を高める活動というのが挙げられると思います。テストなどに計れない意欲、協調性、やり抜く力、自尊心等、数値で表せない能力が、これらの変化の激しい社会で生き抜くために必要な基盤となる力であるというふうに言われております。この非認知能力こそ、子どもたちに必要な能力で、柏屋町ではその育成に力を入れているというところでございます。各教科での時間はもちろんのこと、学校行事ですとか、特別活動の時間を通じて、子ども同士、教室の関わりを通じた想像力を発揮し、達成感や楽しさを感じ、そしてコミュニケーション能力を高め、意欲的に活動するというところに取り組んでおります。

また、町内の各学校のほうを学校教育の基本である「わかる授業」づくりというのにも取り組んでおるところです。「わかる授業」「楽しい授業」こそ、やはり魅力ある学校の大きな要素であるというふうに捉えております。議員の御質問にありますように、ICTの活用を触れられておりますけれども、こちら個人個人の子どもの習熟度に合わせたテスト問題を選択的に適用するということが今始まっております。個別的、最適な学びの提供が進んでおるところです。分かる授業づくりに大きく効果を発揮しておるのではないかというふうに考えております。また、もう先まで進めて大丈夫ですか、一つずつ先進校の話とかも、いいですか。はい。

以上の所で切ります。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

本当に私たちが昔勤めていたことに比べれば、タブレットを1人1台持つてるということは、例えば辞書を使わなくて、すぐに調べられるということで子どもたちの壁が低くなっていると感じます。タブレットは、今文房具として認識されて、家庭に持ち帰って使うように進められているということです。今年で5年目になると思いますが、子どもたちもその使い方には随分慣れてきているのではないかと思います。

先ほど申しましたように、課題を与えられたら自分で調べられ、それが、簡単に答えが見つかって、自分が学習する探求する力の道具としても活用されていると思います。でも反対に、家庭に一向にタブレットを持って帰ってこないという実態もあるようです。探求する力に差が出てないかということをご心配しておりますが、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

タブレットの持ち帰りにつきましては、学校間であったり、また長期休みのときとかに限るとか、あるいは不登校に限るとか、限定的、余り厳しく絞ってはいないんですけれども、多少その限定が、学校によってやはり温度差があったり、担任によって温度差があったりするところあるようでございます。できるだけ今そこを広く広く捉えていくように、またこれ持ち帰って学校で、特に不登校の子どもさん辺りは、そういったオンラインでの授業がまた評価につながるとかということも今進めてきておりますので、そういったところも含めて、広く持ち帰って探求に進めていけるように、学校のほうにも情報共有して指導しておるところでございますし、学校のほうにいらっしゃるときの授業の中でもその探求の部分については、かなり深く、今授業の中に取り入れておりますので、大きな差には今のところはつながってはないかというふうに認識はしておるところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

本当に、どの子どもも楽しくタブレットを使って学習できるようになっていただきたいと。せっかく1人1台のタブレットがあるので、使っていただきたいと思えます。私が視察に行った学校は、教室の窓ガラスが割れるなど、荒れた中学校の時代から、学習に集中する中学校に変身しておりました。それは、教育改革が行われた成果で、学力より学習力へと考えを転換し、子どもが主体的に学習を進める。学び

合いを大切に、課題を与えられたら自ら探求していく学習形態をとっていました。

ある授業では、早く問題を解決した生徒は黒板に自分の名前を書き、教える側に回って分からない友達に教えておりました。またある授業では、ペアやグループを作り、自分のプレゼンを発表し、聞き合いを行い、評価し合っていました。中学校1年生の生徒の誰もが5分間で自分のプレゼンを作り、発表していました。先ほど質問したタブレットも十分に活用されていました。

このような主体的な学習、学び合いを進める中で、子どもたちの全国学習状況調査アンケートの結果は、「学校が楽しい」「自己調整力が上がっている」「他者の意見を尊重する」「社会で貢献したい」「多様性の理解」などが、全国及び福岡県の平均点以上であったと報告されています。1週間の学校公開日を使って、いつ誰が参観しても対応され、子どもたちも慣れているのか、教室に入っても気にせず、よく集中しておりました。この学習力への変換が、自然と学力アップへつながっておりました。校長先生に聞いたところ、現在不登校は3名だそうです。この学校は、福岡市の授業改善推進モデル校の指定を受け、校内研究にも本格着手しています。このような取組がある先進校への研修は行われておりますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

先進校への研修など、なかなか先生方お忙しいこともありまして、なかなか実施が厳しいというところがございます。ただ、生徒指導担当者の研修とかにおきまして、いじめ不登校について学び、それを各校へ持ち帰って共有するというようなことは、今現状も実施をしておるところでございます。各校の魅力向上へつなげ、さらに不登校の減少につなげるように、そういった取組をまた今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

お願いします。

次に、先生の心ない言葉とか指導に学校に行きたくないと思っている生徒のことについて伺います。特に、先生たちが多忙になる学年での行事、修学旅行前とか受験前とか、いろいろな先生が追い詰められると言いますか、忙しさで、なかなか子どもに思いが伝わらないときに、先生のメンタルもせっぱ詰まっていくのではないかと思います。その辺の支援はどのようにされていますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

先生方の業務負担の軽減としましては、いろんな方面からの取組を今進めてきておるところでございます。幾つか御紹介をしますと、勤務時間外におきましては、留守番電話を導入して、電話を取らなくていいようにしておりますし、また録音機能とかを導入している所も今進めてきております。また来年度からになりますけれども、新しい校務支援システムのほうが導入、システムの切り替わりがございまして、より一層ICTを活用したような業務効率化というのを進めていけるというふうに考えております。

あと川口議員のほうの御答弁でもちょっと先ほど申し上げました所と被りますけれども、部活動の地域展開ですとか、地域学校協働活動支援員さんの配置を進めておるところも、業務負担軽減につながってるかなというふうに考えるところがございます。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

少し補足します。粕屋町としましては、教師のウェルビーイングが子どものウェルビーイングにつながるということに捉えております。この夏の8月25日に町内の園と小中学校の先生方が全員集まる研修会がありましたので、粕屋町の教育について、少しお話を私のほうからさせていただきました。その中で、先生方には最も大切にしたいことは、先生、教師が幸せでなければ、子どもの幸せはないという話をさせていただきました。先生方が朝笑顔で子どもたちの前に立つことこそ、大切にしたいというお話をさせていただいたところです。先ほど言いましたように、幸せな先生でないと朝から笑顔は出ませんので、そのような意味からも先生方が連帯感を持って互いに協力し合いながら、明るく、子どもたちに接することができるよう、風通しのいい学校風土を作っていただくように、先生たちが知恵を出し合うように、学校風土を作ってくださいというお話をしていたところです。

また、部長も申し上げました地域学校協働活動推進員、先生方を積極的に応援することを展開し始めたところです。この推進は、粕屋町の学校だけでなく地域の子どもたち、学校や地域の子どもたちを応援しようということで配置をさせてもらっております。学校教育、社会教育からの両面から応援していく貴重な人材なので、今後更なる活躍をこの推進員さんには期待をしているところです。このように先生方が働きがいのある学校を作っていくことこそが、魅力ある学校づくりにつながる

と確信をしているところでございます。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

私も人の力が大事だと思っております。私が現場で働いていた時、子どもの行動にイライラすることもありました。そんなときは自分で子どもたちとの間に時間と空間を作る工夫をしてました。休憩を取ったり、場を変えたりすることです。また、職員朝礼や終礼では、気になる子どもたちの報告を行い、職員全員で共有し、理解を深めておりました。

今回視察に行つて考え深かったのは、先生を一人にしないということでした。校長は教師集団に、一緒にやろうと声を掛けております。例えば、子どものことを第一に考え、愛情、情熱を持って教育活動に取り組む教員集団。きつい思い、つらい思い、寂しい思いをしている子どもに寄り添える先生。子どもや保護者が自分の抱えている悩みや不安を相談できる先生。子どものことを話題にし、子どもの成長や笑顔を喜び合える教師集団。悩みや不安、問題を抱え込まずに、発信、共有し、組織的に対応する教員集団などなど、その具体的には、危険なとき以外、大きな声を出さないということまで指導してありました。それを大きな声を出すのは危険なときで、それ以外のことは不適切な指導に入っておりました。

また、子どもたちによる自治の力を大切にしておりました。集会では、子どもたちが自分で集合し、声を出さずに並び、生徒会や学年のリーダーなどが会の準備をし、先生が前で説明したり、講義したりするだけで、もしそこで私語や聞いてないという状況があったら、会の終わりに振り返りを行い、生徒同士がお互いに反省する、子どもの自立の力を大切にしておりました。子どもが自立していけば、先生のメンタルも傷まないのではと考えております。このような子どもの力を信じると言いますか、成長を促すと言いますか、子どもで自治させるということをどのように考えておられますか。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

今議員おっしゃるように、今どの学校でも同じような取組は展開されているところでは。やはり、子どもの自主・自立を促しながら、教師主導型から子どもたちがしっかり考えて自己判断をして、お互いに関係を保ちながら、学校生活を送る。そういう学校づくりができています。

例えば、学校において中学校でしたら、校則、いろんなルールありますよね。あるいは、生徒会とか、子どもや親と教師と一緒に話し合っただけで自分たちで決めて、自分たちで決めたものを守っていこうとか、そういうふうに粕屋町の学校も今進んでいるところでもあります。今子どもたちが本当に自主的に判断して、実践できるような学校づくりが進んでいるところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

よかったですと思います。

それでは次の質問に移ります。教育相談室の「ぼると」についてです。「ぼると」の実態と教育環境について伺います。令和5年12月定例会で、一般質問で私は尋ねておりますが、現在決算報告では増えている増加しているという報告だったような気がしますが、増えている割に場所が変わらないわけですね。だからスペースに問題がないか、前にちょっと立ち話でしたけれども、こども館が休館しているときに、ここを開放できたらいいなっていうことをちょっと伺ったことがあります。そういうスペースの問題。

もう一つは、「ぼると」へ来ている児童生徒の中に、スクールソーシャルワーカーの方が、もしかしたら今日は給食食べに行けるかもしれないと判断されて、そこでふれあいバスと一緒に乗って、学校まで送り迎えをしたということのお話を聞いておりました。これが、今ふれあいバスが無くなり、のる一とになったときに、のる一に乗れば、バス代が必要になってくるわけですね。そこら辺の支援がどんなふうに考えてありますかということ、現在ふれあいバスに乗って、ここに通所していた子どもたちが、のる一とになって、のる一に乗ってきていると伺っておりますが、毎回乗る度に、行くだけで100円かかると思います。今、本当は校区の学校に通えればお金は必要ないわけなので、移動支援と言いますか、通所支援と言いますか、そこをどのように考えてあるか、今後どのように支援されるかということ伺います。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

まず、「ぼると」の利用者数の増減でございますけれども、令和5年度12月にちょっと別の議員さんの一般質問のほうでお答えをさせていただきました。その際、通室者の実数、通室した延べ数ではなくて、登録者の数お答えをさせていただいております、平成30年度が20名。令和元年度が23名。令和2年度が33名。令和3年

度が42名。令和4年度が61名とお答えをしております。その後、令和5年度は74名。令和6年度につきましては87名と年々増加をしている状況でございます。

この対応としまして、「ぼると」の運営体制のほう、以前はスクールソーシャルワーカーと相談員2名という3名体制でございましたけれども、今年度、フルタイムではございませんが、会計年度任用職員4名を増員して、交代で見守りには入れるような状況を作っております。見守りできる人数が増えたことで、「ぼると」という範囲を出て、活動範囲を広げることが可能となっております。先ほど出ました、こども館のほうのお部屋を使用したり、サンレイクでもテニスコートでテニス体験をしたり、調理室のほうで子どもたちによるカフェを体験したり。というような形で活動を広げることができるようになっております。スペースにつきまして、より広い方が理想的ではございますけれども、周辺施設との連携を強化しながら、工夫して現状で運営はできておるといような状況でございます。

先ほど出ました給食を食べに行きます「給食チャレンジ」という名前を付けておるんですけども、「ぼると」の職員が引率をしていく場合には、これ当然職員仕事で乗っておりますので、公費で負担をすべきものと考えておまして、そのように今、既に事務処理を行っております。ただ、子どもたちにつきましては、これを補助するものかどのような手段があるものかを含めて、ちょっとまだ検討を進めておるとい段階でございます。

もう一つ、日々の通所の話でございますけども、これは、全員がこのバスでふれあいバスとかオンデマンドバスのほうで来ていれば、話がちょっとしやすいんですけども、実際保護者の送迎で来られてたり、西鉄バスを使っておられたりとかいの方もございます。その方々は、全て燃料費含めて自己負担をされておりますので、そういったところの公平性の観点も考えますと、なかなかちょっと難しいのかなというふうに思っているところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

何か本当なら、校区の中学校・小学校に行けたらいいですよ、自分の足で歩いて。だから何か本当に校区外であるために、そういう公共の交通機関又は親が送っていくということをやらないといけない。そこがやっぱり不登校というか学校に通えない、通いたくても通えない状況というのが、保護者にも負担が行ってるわけですよ。子どもがいつ帰ってくるかわかんないので、多分仕事もずっと同じリズムで働いてというよりもパートになるとか、減らすとか、そういう形で不登校の子どもたちの保護者の皆さんは、働いてた所を、子どもが行かなくなることで変えない

といけない、というような状況も生まれております。

だから少しでも、こういう負担を考えてほしいなと私は思います。何かうまく何かそこを考えていただきたいなと思っております。

では、先に進みます。次に、授業のオンデマンドということで、オンライン配信に加えて、オンデマンド配信をしている自治体があります。千葉県では、これ県の教育委員会なんですけども、講座を作って、小学校4年生から中学校3年生を対象にオンラインで配信しておりますが、そのままオンデマンドも配信できてるということで、そういう取組がございます。町でオンデマンド、オンラインは学校で直にネットを使って見れるようになってるということですけども、それをオンデマンド配信ということにならないかなと思いますが、どのように考えてありますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

現状オンラインの配信につきましては、環境が随分整ってまいりましたので、各校で必要に応じてではありますけども、かなり積極的に利用も進んできているところでございます。

一方、オンデマンドとなりますと、自発的に学習する意欲が高いという児童生徒については、繰り返し自分で学習ができて、理解度が向上するというメリットがあるんですけども、一方で学校側から見ますと、視聴に当たってコミュニケーションが一切ない。見られてるか見られてないかが分からないので、不登校の児童生徒が、学習状況把握が難しくなると、これがデメリットとなって、そのため出席とか成績評価のほうにも反映が困難となるというようなことがございます。

YouTubeとか、非常に学習動画とか多数公開をされておまして、こちらでも、現状オンデマンドと同様のメリットデメリットがあるという形でございます。各小中学校の先生方にとって自前でオンデマンド授業を作り上げて、時間と労力をかけて準備し、教材作成をしてってということを考えると、非常に効率が悪いかなというところがございます。適切な動画を紹介すればそれで足りるという形になりますので、粕屋町としましては、オンライン事業の充実のほうに一層注力をしたいということで、今のところオンデマンドは、授業配信することは考えておりません。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

確かに見てるかどうか分かんないですね。だけど、オンデマンドの便利さっていうのが、これタブレットの使い方として、運動会の時にダンスが覚えられないと、

決まった時間に。それで、録画したダンスを家に持って帰って、オンデマンドと言いますか、録画してるダンスを見ながら自分で練習したっていうことを聞いたり。あと、学び直しをしたいという方もいらっしゃるんですね。自分が不登校でこの期間学校に行けなかったと。だからここがよくよく分かんないので、もう1回そこを学び直して、先ほど言われたYouTubeとかでも見れるとは思いますが。あと、学校で先生の言ってる授業の意味がもう一歩分からないと。もう1回見直してみたいという、ここも分からない子どもたちにとっても、何か有効じゃないかなって、私は個人的に思っております。何らかこう、どうかなというふうに思いました。

次へ進みます。令和5年の一般質問で、メタバースは設置してアバターで参加するという取組は、もう福岡県で始まっているので、不登校で活用できないかアンテナ張っていくと。堺部長が返答されたんですね。そのあとどうなっているかということをお尋ねします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

5年の12月でしたか、議員のほうから御質問の中で、その際は自殺予防として主に県のほうで取組が進んでますということで、紹介をさせていただいたところがございます。今現在、インターネットとかで検索をいたしますと、民間の事業者、それからNPO等で不登校支援に対するメタバース活用というものの提案、またあと構築されたシステムなんかのPRがかなり多く見つかるような現状にありました。2年前よりもかなり進んできているということが実感できておるところでございます。

ただ、不登校に関して申し上げますと、単町で実施をしますと、対象の児童生徒が非常に限定的になりますので、結局、個人が推測しやすくなる。せっかくのバーチャルの利点が十分にこれ生かせないという形になりますので、国あるいは都市圏とかいう広域での取組が、やはり適切ではないかなというふうに考えておるところです。今現状、福岡県ではそのような取組がございませんので、引き続き今後の動向のほうを注視してまいりたいというふうには思っております。

また、当町の子どもたちが利用可能な民間の事業等がございましたら、紹介することは当然可能でございますので、必要に応じて、こちらは検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

はい、了解しました。

では次に進みます。不登校児童生徒の評価について、令和6年8月に不登校児童生徒が欠席中に行った、学習の成果に関わる成績評価について通知が出ております。今現在どのような評価が行われているのでしょうか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

不登校児童生徒の欠席中に行った学習の成果に係る成績評価ということでございまして、議員の言われましたとおりの通知が出ております。その通知に沿って、今も既に実施をしておるという状況でございます。具体的には、子どもに応じた課題を設定しまして、提出された課題を基に、子どもの取組状況を把握し、それに応じて成績評価をに反映をすることがもう既に行われている状況でございます。

また、課題を行うことで、出席としても取り扱っておりますけれども、同時に出席日数が大きく評価に直結しないというようなふうになってきております。欠席中の児童生徒にとって、学習に取り組むモチベーションの向上に、またこれも一つ寄与するものではないかなというふうにご考えておるところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

ということは、例えば、そうですね。いろんなパターンがあると思います。「ぼろと」に行ってる子どもたちは、不登校扱いでは、本当は不登校ではないですね。でも、この子どもたちに対しても評価が行われているということですよ。それから、お家で、インターネットで学習している子どもは、ここは評価をするということですね。あと、全くこの会えないと言いますか、家庭訪問してもなかなかお会いできない。この子どもたちに対しては、私の個人的な意見ですよ、かなり難しいかなとは思いますが、そういういろいろなパターンに対して、どのようにされてるか分かりますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

確かこれ国の通知のほうにも書かれていたと思いますけども、評価に結び付ける、あるいはまた出席としてカウントができる要件というのが、かなり細かくたくさん定めてございます。一部の例を申し上げますと、学習の計画内容が、教育課程に照らして適切であるというふうに認められること。それから、学校と保護者が、十分に連携協力関係が保たれているということ。訪問や対面指導によって生徒の状

況が、定期的かつ継続的に把握できること。といったことがございますので、先ほどのオンデマンドの例もありましたけれども、子どもの状況が把握できないような状況であったり、どのような教育課程が行われてるのかよく分からないみたいな状況では、これは評価にはつながらない。そういったものが全てクリアになって初めて、それに応じた評価ができるという形になっておるところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

子どもの状態によって、個別に対応してあるというふうに理解しましたが、例えば、教科によって、評価するときに、国語とか数学だったらテストみたいなのを送られてきて、それに返事を、解答して送り返すこういうことはできるかなと思うんですけど。体育とかそういうのは、実際にその授業を受けないと評価できないのではないかなと思うんですね。

これに対して、5段階評価で1を付けられると、本人も分かっているし、参加できてないし、分かっているのにわざわざ1を付けられると、逆にへこむと言いますか、がっかりすると言いますか、落ち込むと言いますか。だから、この文科省のところ、全ての教科について記載することが求められているのではないというふうに記載があるようなので、無理やり参加できてないところに対して、評価をする必要はないのではないかなあというふうに感じましたが、そこはいかがですか。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

議員おっしゃるとおり、そのとおりなんですけど、必ず数値の評価をしているわけではなくて、子に応じて記述の評価もできますので、その子の学習状況に応じて、数値評価ができる子には数値で評価しますし、数値で評価できない場合は記述で、そういう評価をすることで、評価につなげているところです。

○議長 末若憲治君

宮崎委員。

○13番 宮崎広子君

是非、何て言いますか、励みになる評価をお願いしたいと思います。

最後に町長に伺います。町長が、2期目にチャレンジされた時に、第2こども館を造るってことが掲げられて、私はすごく町長の思いに驚きました。すごくうれしかったんですね。同時に、このことは断念しますって聞いた時にも、えーっと思っただけでがっかりしたんですが、これは場所が難しかった。場所の選定がうまくいか

なかったのだなあっていうふうに感じました。

この令和6年12月に他の議員さんが第2こども館の設置計画の質問をされた時は、継続して検討していくということだったので、現在、今どのような進捗状態にあるのかなあということですね。この不登校の子どもたちの居場所をっていうところで、この第2こども館の話をしましたので、その進捗状況について、伺いたいし、また他の自治体が、学びの多様化学校というのを作っております。その設置の考えがあるかどうか、そこも含めてお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、議員がおっしゃったように、私の2期目の一つの公約として、第2こども館を造りたいんだというふうにはっきり申し上げました。以前の一般質問でもお答えしましたが、その場所についての立地条件が非常に劣悪だということの一般的な感想と言いましょうか、そういう評価があったもんですから、これについては、やはり断念せざるを得なかったということで、ほかにどういう形があるのかということなんですが、やはり今、第1と言いましょうか、今こども館がありますが、ああいふふうな立派なこども館というのは、なかなか財政的な問題もあり、場所的な問題、土地の問題もありまして、なかなか難しいということで、そのまでのつなぎといたたらなんですが、小規模でもいいから、子どもたちが、いろんな不登校の子どもたちも含め、悩みを持っている子どもたちが気軽に相談できるような、そういった施設を近い所でできないかということで、今は特に西の部分、粕屋町でいうと西の部分で今検討している状況でございます。行く行くは、第2こども館という形で、何とか実現をしたいとは思っております。

議長。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

次の質問にもお答えしたいと思います。

学びの多様化学校、これは近隣では宇美町のほうで施設がオープンしましたが、これにつきましても、なかなか入れ物と言いましょうか、箱が、今粕屋町では幸いですが、子どもたちが非常に多いということで、不要になったような施設がないんですね。公共施設として用途が終わっているような施設がありません。そうなる、新たに土地を取得して建物を建てる。そういったふうなことも必要ですので、今の段階では、ちょっと財政的な面を重視しまして、検討していない状況でございます。

す。今の「ぼると」並びにこども館を中心としたそういった対応を、今はやっているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

小規模でもいいからということで、是非、西の地区のほうに、何か相談施設ができたらいなと私も思います。最近の情報ですけど、北九州市小倉南区の若園地区というところで、2年間の取組で、教師、学生ボランティア、まちづくり協議会と地域で子どもたちを見守り寄り添い、不登校をゼロにしたという報告がありました。これからの粕屋町にも必要な地域の取組となります。子どもの居場所づくりにも関連しますが、地域からも子どもたちを応援していかなければならないと、更に考えました。本日は無理なことも提案しましたが、全て子どものためであります。少しでも不登校で、学校との距離を感じ一人になっている子どもたちたちを置き去りにしないよう、共に前進してまいりたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

(13番 宮崎広子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時15分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号7番、案浦兼敏議員。

(7番 案浦兼敏君 登壇)

○7番 案浦兼敏君

議席番号7番、案浦兼敏です。通告書に従いましてから質問いたします。

今回は第6次総合計画と、令和8年度予算編成方針について質問します。

まず、第6次粕屋町総合計画についての質問です。令和6年度から始まった、第6次粕屋町総合計画の策定がいよいよ最終段階を迎えました。議会は、町民による町民のための総合計画となるよう、総合計画の策定方針から、基本構想、基本計画の各段階において意見を申し上げ、執行部にはこれに真摯に対応していただきましたことに、深く感謝しております。今回の総合計画策定において私が気になっている点が3点あります。それについて質問いたします。

まず、1点目が、人口の減少と転出超過の問題です。このことについては、令和4年6月と令和5年6月の議会で、人口の伸びが鈍化しているようであるが、原因をどのように分析しているかとお尋ねしましたが、いずれも「コロナの関係で特に外国人の人口が減っている。コロナが終息し、経済活動が活発になれば、外国人の流入も含めて人口伸びは回復できる。」との答弁でした。また、転出者のほうも増えてますんで、転出者の転出についても聞いておりました、これについてアンケートとか取ってるかということで、後で総合窓口課のほうから頂いた資料で、アンケート結果、令和5年2月から4月の結果を頂きました。それによりますと、転勤など仕事に関する理由が56.3%。新築移転などの住宅の事由が19.2%になっていました。そういう転勤によるものがあれば仕方ないと思っていましたけども、総合計画策定過程における人口データですか、これを見ますと、非常に令和5年から、14歳未満、30代、40代、いわゆる子育て世帯の転出超過が見られました。それも福岡市をはじめ、近隣市町への転出超過という結果になってます。

そこで質問ですけども、この原因をどのように評価されているのでしょうか。粕屋町だけでなく、近隣の市町の地価も高騰してますけども、本当に地価の高騰だけの問題なのでしょうか。本田議員が昨日ね、学童保育のことも言われましたけども、ほかにも原因があると思いますけども、どのように分析されているのか、まずお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

転出超過の主な要因につきましては、近年の地価高騰や住宅用地の不足により、より取得しやすい住宅を求めて、近隣自治体へ転出する傾向が強まっていることが大きな要因であると認識しております。対策といたしましては、新生かすやプラン及び、はい。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

総合計画のほうでも、やっぱり地価の高騰とする住宅用地の取得ということで、転出が増えてるということですけど、地価高騰してるのはもう粕屋町だけじゃなく、近隣の志免町とかいろいろ福岡市を含めて、あちこちも地価が高騰してるんで、これは粕屋町だけの問題じゃないと思いますんで、ほかにも何か原因があるんじゃないかと思ったんで聞いたんですけども。そこら辺については特に細かく、分

析というのはされていないということですね。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

詳細な原因というのは、やはりその転出していく年代、あと転出先。転出先に至っては、特には転勤等で遠くに移動するのではなく、生活圏を変えずに、今までいたことすぐ近く、近隣の自治体に移動してるところから見ても、やはり実際に移動してる先の土地というか、都市の状況を見ましても、やはり住宅を求めて移動されているというふうに分析しております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

ですから、前聞いた転勤で転出が増えたというわけじゃないんですね、そこはね。前は、確かに転勤でしたら、遠くでしょうけども、近隣ですから、やっぱりまた地価の高騰が一番の要因だろうと思いますけども、それ以上は分析されていないということですが、粕屋町は子育てしやすいまちづくりを政策のど真ん中に据えてから、子ども子育て応援都市かすやを実現するため、手厚い子育て支援策や小中学校の整備充実を図ってきましたけども、子育て世帯の転出超過という現状に対しましてから、今後、施策の充実を含め、町はどのような対策を講じられるのか、お尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

対策といたしましては、新生かすやプラン及びシティープロモーションの推進に重点的に取り組んでまいります。新生かすやプランでは、開発等を契機に、人や企業を呼び込み、地域経済を活性化させ、そこで生まれる利益を住民サービスの向上へ還元させる好循環を生み出すことで、子育て世代をはじめ、多様な世代にとって住みたい、住み続けたいと思える環境を整え、転入超過の実現につなげていきたいと考えております。

また、シティープロモーションでは、町の魅力や価値を効果的に発信し、ブランド力の向上を図ることで、移住定住を促進してまいります。この二つの取組は、第6次総合計画基本計画案の中で組織をまたがって取り組むべき横断的視点として定めております。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

対策としては、要するに民間の開発頼みっていうか、開発を起点とするということで、シティープロモーションも呼び込むんですけども、粕屋町に住んである方が転出されないための取組という観点からいうと、何かもう少し対策を私は考えるべきじゃなかろうかと思ってます。やはり、確かに住宅、外に安い住宅を求めて出られましようけども、粕屋町のやっば子育て支援策とか何か手厚いんで、そこら辺やっばり粕屋町に住みたいとか、そういう住民の方を増やしていく方策も必要じゃなかろうかというふうに考えてます。

次に2点目が、町民アンケート調査に見られるように、町民のボランティアなどのまちづくり活動への参加意欲の低下の問題です。「参加したい」「ややそう思う」意向を示した人の割合は、令和元年度の38.9%から、令和6年度は34.4%に低下し、「そう思わない」「あまり思わない」人の割合が、元年度の29.7%から、令和6年度39.5%増えております。地域におきましても、地域行事などへの参加者の減少とか、役員の成り手不足などの問題を抱えているのではないのでしょうか。

今回の総合計画の基本計画では、町の運営について、「みんなで共創するまち、魅力あるまちづくりを進めます」とありますけれども、町民と行政の共創によるまちづくりを進めていくためには、行政の積極的な支援の仕組みが必要です。行政の支援としまして上がっているのは、「ワークショップなどを開催し、住民意見を積極的に収集するシティープロモーションに取り組む」とありますけども、どの部署が、どのようなという形で取り組んでいこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

議員がおっしゃるように町民が地域活動、まちづくり活動、福祉、教育、ボランティア活動に積極的に参加するための共通の基盤づくりの必要につきましては、町といたしましても重要な課題であると認識しております。

まちづくり活動支援室を本年の1月から民間運営委託を開始しております。今年度は2回のまちづくり活動団体審査会を開催いたしまして、10団体への助成金を交付しております。また、活動支援室において、1月から10月までの10か月で、来館者が287名、電話メール等の問合せが342件となっております。多くの住民が利用されている状況となっております。

現在、粕屋町登録ボランティア団体は45団体あり、様々なまちづくり活動、ボランティア活動があります。それらの情報を一元化し、情報共有や交流を促進してまいりたいと考えております。来年の1月31日に、健康センターにて、ボランティア活動団体と住民との交流会を開催する予定としております。今後も民間業者と常に協議を重ね、粕屋町まちづくり活動支援室が町内のまちづくりボランティアの基盤となるように、そして、1人でも多くの町民が積極的に参加できる環境を整備していきたいと考えております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

確かに、粕屋町には、まちづくり活動支援室があります。支援室の機能強化を図って、まちづくり活動などに参加したい町民を増やすためのきっかけづくりなど、共創のまちづくりのための基盤整備が必要となっております。ただ、活動支援室も受け身的な感じで相談があった場合にするということ、それと、まちづくり活動以外にもいろいろ地域活動とかいろんな、福祉とか教育のボランティア活動とかありますけども、そこら辺をひっくるめた形で、もっと町民の方に働きかけて、それに、そういう取り組むという、参加するきっかけづくりを、やっぱり考える必要があるんじゃないかろうかと私は思ってます。

私は令和4年9月の一般質問で、その時、大刀洗町の「自分ごと化会議」のやり方について説明したことがあります。無作為で抽出した町民に案内状を送付し、希望者が参加する。身近な問題を住民自らが、自分ごととして町の状況を知り、意見を出し合い、行政の取組について具体的考え、課題解決を目指す。これを参考に、地域共創課とまちづくり支援室が協力してから、地域や町の課題を自分ごととして捉えて、課題解決に積極的に取り組む、町民を増やす取組を検討してはどうでしょうか。前、令和4年9月に言った時に、町長は、余りこれはフランスとか何かやっていますけども、くじ引き民主主義ということで、余り日本の風土とかそれに合わないんじゃないかというような意見がおっしゃってましたけども、大刀洗町以外にもそういう取組をしていますんで、やっぱり住民がやっぱり自分ごととして考えないと、そういう行動が出てこないと思うんですよ。

それで町長は、今回行われた「かすや未来創造シンポジウム」の実施報告書を読まれましたでしょうか。報告書では、参加者の意見として、「いろんな世代の方の意見を聞き、多様な視点から町のことを考えるよい機会になった。」とか、「世代を超えて話し合えたことがうれしかった。」「町の将来について考える機会となった。」「もっと粕屋町が好きになった。」など大変好評でした。そのまとめの中で

書いてあります。「より多くの方が自分ごととして、まちづくりに参加できる環境を整えることが重要です。」っていうふうにまとめて書いてありますね。

だからやはり、より多くの方が自分ごととしてまちづくりに参加できる環境を整えることが重要じゃないでしょうか。だから今さっきおっしゃったことは、今までのやってることの延長でありますけど、だからもう少し、もう一步、足を踏み入れて、多くの方が自分ごととして、まちづくりに取り組む環境基盤を整備することが必要だと思いますけども、これについては町長の考えをお尋ねします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

ボランティアを盛んにすることは、その町が活性化する。これは全く異論がないことだと思います。ただ、そのまちづくりに参加するメニューと言いましようか、それぞれの興味がおありになるようなもの、例えば教育で、私は本当に熱心に関わりたいんだとか、あるいはその地域活動に関わりたいんだとか、あるいは行政が活性化するようなものにやりたい、福祉関係にも興味がある方も様々おられます。

以前、今議員がおっしゃったようなシンポジウムでも、様々な御意見を伺いました。本当に熱心な方々がおられる。それを、どういった有機的に結び付けるにはどうしたらいいかというのを、今、実はその種作りをしている最中です。やはり最初はファーストアクションとしては、行政がそういった背中を押すような、そういった気持ちの方々の背中を押すような、これよく最近では、数年前からあるんですが、ナッジ理論というのがあります。背中を押すためのいろんな方策を考え、それを今職員のほうにも、研修等で勉強してもらってる最中だと思います。そういったことを学習しながら、住民参加を呼び込み、正に住民参加を呼び込むボランティア、これは、この町の活性化、町の力になるものでございます。私はその方向で進めてまいりたいと思っております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

背中を押すじゃなくて、そういうきっかけづくりが必要と思うんですよね。例えば、関心がない方に対しても案内してから、その中でちょっと参加してみようかということで、参加することによってまたそういう気になってくるということで、この前のシンポジウムは、ある程度意識がある方が集まられてからやられましたけども、また、もっと広くそういう基盤を広げるためには、やっぱり普段そういう関心がない方、意識がない方にもそういう御案内してから、こういうことがあるから参

加しませんかということによって、そのうち何%かでいいですけども、してもらえば、そういう方も参加してから、気付いて、やってみようという形になってくると思います。

大刀洗町の「自分ごと化会議」についても、関心のない方にも案内してから参加してもらってます。これには行政の職員の方も議員のほうも参加してやっていますし、大変これは、議会のほうでも参加してみたいと思っていますし、職員の方も、もしよかったら、それを大刀洗町の「自分ごと化会議」がどういうことか、一遍視察なりされたらどうかというふうに考えてます。やっぱりそういう強い思いがないと、なかなか今の状況を大きく変えることは困難と思いますんで、町長もいろいろ考えてあるし、背中を押すことをいろいろ考えているとおっしゃってますんで、そういうことを合わせてから、今後進めていただきたいというふうに考えております。

次に、3点目は、今回の総合計画策定に当たり、町民の意見を聞くために、町民アンケート、ワークショップ、シンポジウム、パブリックコメントを実施されました。また議会からも、策定方針から基本構想、基本計画について意見を出ささせていただきました。将来にわたってこれらの取組を担保するため、現在の総合計画策定条例を見直してから、総合計画の策定と運用に関する条例を制定してはと考えます。議会も一緒に検討したいと思いますんで、これについて町長の考えをお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

総合計画の策定と運用に関する条例については、総合計画の策定手続のほか、総合計画の運用に関して、総合計画に基づいた予算化や町民の参画機会の提供などを定めたもので、一部の自治体で制定されているものと認識しております。本町におきましては、現在のところ、計画策定に合わせ、条例を制定する予定はございません。策定手続に関しては、総合計画策定条例において、基本計画の策定又は変更までを議決事項としており、総合計画に基づいた予算化については、毎年11月に公表しております予算編成方針において、総合計画の着実な推進を基本的な考え方として、第一に掲げております。また、ワークショップやシンポジウムの開催など、町民の参画機会も時代に合わせて積極的に提供しており、現在においても、町民の参画による策定、計画実現に向けた運用について支障とはなっていないものと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

現在の町民参加の総合計画を作るためには、現在の総合計画策定条例では手続等も定められておりませんし、町民参画の方法等も規定してないんで、せっかく今回こういう形でやったんで、それをその集大成としてから、条例を見直してからそういう手続とかそういう部分をきちんと、今後のために担保しようということで、条例を見直そうということで提案してるんですけども。町長にお聞きします。条例を見直す考えはないということなんですかね。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、担当課長が申したとおりでございます。今のところございません。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

ていうことであれば、議会のほうで、またそれについて、条例の制定について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、令和8年度予算編成方針についての質問です。今年は例年より早く11月4日に予算編成方針が示されました。町長からは予算編成に当たっての基本的な考え方として、第6次総合計画の着実な推進、持続可能な財政基盤の確立、新生かすやプランの継続的な推進が示されております。また、予算編成の基本方針を見ますと、全般的事項の中で、既存事業等を十分精査し、さらに事業の必要性を検証した上で、事業の廃止を検討するなど、選択と集中により効果的効率的な施策の展開を図ることとされております。また、歳出予算の政策的経費につきましても、新規事業や既存事業の拡大に伴う予算計上は、計上する事業の規模と同程度の既存事業の廃止、縮小、凍結などにより、財源を確保することとされております。これは今までも基本的にそういう考え方で来られたと思います。

そこで、現在139の事務事業があると思いますけども、過去5年間に現課などの見直しによって廃止、縮小された事業はどの程度あるのかお尋ねします。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

御質問にあります過去5年間で廃止、縮小した事業につきましては、町立幼稚園

の縮小や移住支援金の要件の見直しなどが挙げられるかと思います。また、敬老会補助金の対象者の見直しなど、各種補助金の廃止、縮小も時代に合わせて行っておりますが、現状、社会的ニーズが増加している事業も多く、廃止や縮小に至る事業はそれほど多くはないというのが実情でございます。ただ調査をかけまして、全部局で計34の事業で縮小及び廃止の事業を展開しておるところでございます。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

私も行政出身者ですけども、なかなか原課による、既存事業の見直しというのはなかなか限界があると思います。予算編成の中期財政見通しの中で、行政評価等を活用し、費用対効果が低い事業などの廃止又は縮小を検討しますとありますけども、これまで行政評価による事業の見直しの成果は、どのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

行政評価につきましては、その成果を数字などで表すことは難しい部分もございますが、予算を検討するために重要なツールとして、予算編成時、今事務査定も行っておるところですけども、予算要求や査定などで活用しておりまして、事業の必要性や効果などを確認して予算への反映を行っております。また、予算査定時において、行政評価によって事業の実施方法や実施手順の見直し、またさらに確認などを行いながら、住民サービスの向上や事務の効率化が図られるなどの成果はあるものと認識をいたしております。今後も行政評価を行うことで、限られた資源を最大限活用し、持続可能な行財政運営を目指したいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

本当に行政評価やってますけども、そういう事業見直しとかそういう部分に向けた評価というのは余りされてないと思ってます。だから、もう少しそこら辺を見直しにつながるような行政評価等の在り方もやっぱり検討する必要があるんじゃないかなろうかというふうに考えてます。

次に、歳入予算についてでありますけども、これは、企業版ふるさと納税の積極的な活用による財源を調達すること、これは去年も確かあったと思いますけども。企業版ふるさと納税は、企業が地方公共団体の地方創生の取組に寄附を行った場

合、法人関係税の税額控除するものでございます。町は令和4年3月に、まちひとしごと創生推進計画について、内閣府の認定を受け、寄附を募集しています。現在、10件ぐらいの寄附があつて、今年度は、11月12月の広報かすやにも寄附があつたことが紹介されてます。これについては、対象事業を絞って、それについて企業からの寄附を募るといふ形になってますけども、町長は特にどのような取組に対して、企業版ふるさと納税を積極的に活用したいと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、議員が紹介をいただきましたが、大体毎年1,000万ぐらいの企業版ふるさと納税があつております。件数としましては、令和4年から、14件ほどの企業版ふるさと納税があつております。この活用としましては、やはり企業の方々が言われるのは、粕屋町やっぱ子どもが多く生まれ育っていると。子育て支援に役立ててくださいというのが、やはり一番多いですね。企業としても、後世代に対する企業の継続的な、継続していく必要があるということで、やはり次世代の子どもたちの育成、これは非常にやっぱり念頭にあるんじゃないかなろうかと私も推測しております。そういった子育て支援、そしてまた学校教育の充実、教育環境の充実ということで、私も、声高々にそれぞれの営業をしておるところでございます。来年度以降の営業っていうのは、これはもう積極的に行うのですが、やはりメリットと言いましようか、恩恵とか利益、こういったことで企業のイメージが上がるんですよということも、営業の一つのうたい文句としながら、今後の寄附額の拡大を目指していきたいと思つています。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

一般の返礼品付きのふるさと納税ばかり注目されてますけども、この企業版ふるさと納税というのは返礼品もありませんし、企業のほうも、税額控除9割ぐらいまで受けられるということと、またこの取組事業によっては、地方創生の補助金も活用できるというようなことも聞いてます。

それで、これは令和3年12月議会の一般質問で、商工会との意見交換会のことを取上げたことがあります。粕屋町で創業したいという人が多い。何か商工会の話では、商工会の新規に入られる方が4、50人おられて、これは全国的に珍しいことですという話がありました。そしてそういうことで、創業したいという方は若い方が

多いんですけども、問題は事務所などの空きスペースがないことから、町外のほうで探してから転出してるという話をしていました。また別の時に、町民の方から、今テレワークとかが増えてますけども、自宅じゃなくて、どっかでそういうテレワークできるようなそういうコワーキングスペースがあったら助かるというような話がありました。

私は一昨日に子ども会の廃品回収を手伝いまして、役員の方から、飯塚市の病院で総合医のリーダーとして勤務されてる地元の方を紹介されました。その方は、来年粕屋町で訪問診療の事業を立ち上げたいと思っている。その方は商工会にも入ってるということですが、なかなか場所が見つからないということでした。

今回の総合計画の策定に当たって、総合戦略との一体化が図られて、三つの基本目標の一番目に、「人が集まる魅力と活力あるまちを創出する」というのがあります。その主な施策に、地域に活力をもたらす産業の育成というのが、その中で特産品のブランド化と共に、創業就労支援体制の整備が挙げられております。現在、創業支援につきましては、町のほうが商工会の創業塾のほうに補助金を出してるぐらいっていうふうに理解してますけども、企業立地も必要なんですけど、なかなか企業立地も難しく、なかなかうまくいきませんが、それよりもっと地道に粕屋町で創業したいという希望する方のほうの支援にもう少し力を注いではどうでしょうか。シェアオフィスとかコワーキングスペースなどについてのニーズの調査を行って、他都市の取組事例、結構いろいろあります。公設公営から民設民営まであります。そして、新規施設の整備から既存施設の拡充、いろんな取組があります。これを参考に、これらの施設整備については、地方創生の補助金もあるようですので、是非検討してはと考えるんですけども、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

確かに、創業したい、起業したい、スタートアップしたいという若い世代の方がおられるのは、私も商工会等の集りの中で聞いております。ただ、それはそれなりに、起業してる方結構多いんですよ。そういった若者の意欲っていうのは、もうそれじゃいけないということで認識はしておりますが、今担当課のほうで、そういったことを調べたり、いろいろお聞きしたりしたことがございますので、担当のほうでお答えいたします。

○議長 末若憲治君

稲永産業振興課長。

○産業振興課長 稲永 剛君

産業振興課といたしましては、町内で創業しようとするときに、空きスペースが確保できないというような状況を聞いておりますので、粕屋町商工会に確認しましたところ、商工会としてはコワーキングスペースやサテライトオフィスの需要はそこまでないのではないかと考えているという回答でございました。そのため、シェアオフィス、コワーキングスペースの確保につきましては、現在のところ予定はございませんが、今後も粕屋町商工会と情報共有していきたいと考えております。先ほど創業塾の話がございましたが、創業塾は産業競争力強化法に基づいて創業の証明の認定も行ってありますが、7年度に2件ございまして、町内居住の方が1件、町外に居住で粕屋町で創業された方が1件ございました。

以上です。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

商工会の聞き取りではあんまりそんなにないということですけど、だからもう少しアンテナを張ってから、本当に地元の産業を育成するというような観点から、アンテナを伸ばしてからいろんな情報を取ってほしいと思います。そうでないと、なかなか企業立地と言っても、なかなか来てくれませんし、やっぱり開発頼みになりますし、そういうことでもう少し地道な取組がもう私は必要じゃなかろうかと思っております。

次に、ネーミングライツや広告収入などの新たな自主財源の確保が挙げられております。ネーミングライツについても、以前質問しましたけども、町は、これは福岡市とかそういう大都市じゃあろうけども、粕屋町は無理というような消極的な姿勢でございました。今回新たに自主財源の確保策として取り上げられ、町もやっと本腰を入れて取り組まれるものと期待しています。ネーミングライツは財源対策だけでなく、企業や他の市町に住まれる方へのシティーセールス、また町民のシビックプライドの醸成にもつながるものと考えます。

まず、他の市町の住民の利用が多いかすやドームとかサンレイクかすやについて、募集を行ってどうかと思いますけども、町長の考えをお尋ねします。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

今議員御指摘をいただきましたように、令和3年の12月の議会で一般質問において議員からネーミングライツについて御質問をいただいたというふうに記憶しております。町としても、ネーミングライツについては研究し、今年の令和8年度の

予算編成方針の中にも、新たな自主財源の確保策を検討し、取り組むことという題目の中で、ネーミングライツの導入をうたっております。町の財政基盤を強化するとともに、企業による広告効果によって、町の認知度、今議員さん言われたとおりでと思いますが、そういったメリットが期待できるため、現在シティープロモーションに積極的に取り組んでいる当町の状況、財源確保の観点からも、導入する必要性を感じているところでございます。施設、今かすやドーム、サンレイクかすやというものもありますが、そこら辺も踏まえて、ちょっと名称変更についての違和感や抵抗感を踏まえる必要があると思いますので、施設につきましては、具体的にどこの施設というお答えはできませんけれども、今後の実施に向けては具体的な準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

案浦議員。

○7番 案浦兼敏君

今後検討するという事で期待してはいますが、全般的に終わるんですけども、いろんな取組とかありますけども、やっぱり町の職員の方の熱意か、やっぱり自ら汗をかいてそのために取り組もうという姿勢がちょっと私は薄いんじゃないかなと思うんです。町長も、外へ飛び出せ公務員とかおっしゃって、職員の方にハッパかけてありますけども、もう少し全般的に外に飛び出してからいろんな情報を取って、それを町のために生かそうというような職員を今後育成していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

(7番 案浦兼敏君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を13時といたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時00分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

○10番 田川正治君

議席番号10番、日本共産党の田川正治です。

通告書に基づき一般質問を行います。

日本で歴代始めて、女性総理大臣が誕生しました。非常に期待が持たれているわ

けですが、しかし、先日発表されました高市自民・維新内閣の2025年補正予算、これは軍事費等関連経費1.1兆円。27年度に向けた国民総生産比2%、11兆円という政府目標を前倒しでの軍事優先の予算です。トランプ大統領の顔色を伺い、金額ありきと決めただけかと思えません。アメリカは、さらに日本の軍事費をGDP比3.5%まで引き上げることを求めています。GDP3.5%は21兆円です。医療、介護、生活保護など、福祉関連の予算を大きく上回る規模です。教育関連の予算も削減する。このような社会保障の伸びを抑えて、軍事費につぎ込む。このような政府の在り方に対して、私は地方議会の一員として、何としても町民の皆さんの福祉向上のために頑張るという決意を固めております。

そこで以下、質問いたします。

まず最初に、生活保護の大幅引下げに伴う町の支援施策について質問いたします。2013年から2015年、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助費基準が、平均6.5%、最大10%引下げられ、原告の皆さんが、大幅な引下げは違法と訴えた裁判が戦われてきました。6月27日、最高裁が国の生活保護基準の大幅な引下げは違法と判決を下しました。2013年から生活保護基準の引下げによって、生活保護を利用する人だけでなく、連動する47の諸制度に影響していると言われております。政府は2018年1月、文科省は2018年6月、厚労省は2020年9月、このような生活保護基準引下げの影響が、生活水準の低下を招かないようにという趣旨の通知を出しております。町は2015年以降、この生活保護費の引下げによって、影響を受ける諸制度の見直しによって、従来と変わらない同様の支援制度を拡充することについて、検討されたかどうかについて、まず町長に答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

担当所管のほうから答弁させます。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

まず、学校教育課のほうから就学援助の関係につきまして、答弁をさせていただきたいと思っております。最高裁の判決のほうが出ましたが、議員言われましたとおり6月でございます、今現在、国や県のほうからこの判決を受けて、対応をどうするかということの通知等はあっているわけではございません。ですので、現状では特に何らか対応の検討を行っているという事実もない状態でございます。

また、かねて御質問を頂いております、準要保護費の認定基準の見直しについて

でございますけれども、以前文部科学省のほうで実施しております、令和5年度の就学援助実施状況調査によりまして、保護基準の1.2倍を超え、1.3倍以下という認定基準としている市町村の割合が最も多いということを答弁申し上げました。6年度の同調査によりまして、同じく1.2倍を超え、1.3倍以下の認定基準としている市町村が、割合とその数共に増加をしているというような状況で、やはり全国最多を占めておるような状況でございます。そのような全国的な状況ですとか、あるいは地域的な均衡も鑑みまして、現状の1.3倍以下という基準については、変更は難しいものと考えております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

この1.3倍以内というのは、町の条例で決めているわけですね。全国的にはこの自治体の独自の条例によって1.5倍と、以内ということを決めて、この生活保護費が引き下がった分に対して、対象者が利用できる人たちが減る。負担が増えるということについて、倍率を上げて、1.5倍以内ということで取り組んでるわけですね。第5次総合計画の事業シートを審議する中で、改善点として、現状と併せて就学援助の維持拡充を行うということがあります。私はこの維持拡充というのは、今の就学援助を受けている人たちが、引き続き受けられるような適用基準を設けると。もう一つは、1.3倍以内でこの利用ができないような人たちについて、この制度そのものを拡充することによって、就学援助を受けられるということを考えて検討すべきものだと思いますが、その点について説明を求めます。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

現状、維持をしてきておるような状況でございます。拡充のほうの検討ということになるわけですが、なかなか財政的な負担等も増える部分もございますし、そこは学校教育だけでなく、財政等の町全体の状況を鑑みながら検討すべき、慎重に行うべきものかなというふうに考えますので、今後の検討課題になるかなというふうに思っております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

町長に答弁求めたいんですけど、今まで私は2015年、その時の町長、教育長に対しても、この就学援助の基準引上げということについて質問してきました。その後

も、町長が代わり、教育長も代わりということで、そのたびこの問題が取上げてきました。箱田町長も副町長の時に、この一般質問で私がしたことは御存じだと思います。10年たって、この問題について、保護基準の引下げによって就学援助の支援を受けられなくなるというようなことも含めて起きる、できてることについて、何ら手を打たないできたということだと思っんですね。その時その時、教育長も述べられ、教育部門はお金、財源をどこから付与するかと、工面するかということで、教育委員会では金持ちませんというような言い方です。握ってある財源は、財政は町長部局ですということと言われてきたんですよね。その都度町長にも質問をいたしましたけど、お金が無いと。順番があると。もうそういうことなんですよね。

しかし、あと幾つか、4点ほどこの問題について関連する質問としてしますけど、47の事業にこの施策に関連するということから見たら、税金のそのものの納める非課税限度額の問題とか、いろいろ関連してくるんですね。介護、医療、それから国保とか住宅、町営住宅の問題、そういうことも含めてあるのも併せて、何らその検討されてないということだろうと思っんですよ。就学援助の問題だけでないんですが、私はこの就学援助の問題については、この子育て支援という立場からも、粕屋町がもっとこう真剣に考えて、対応すべきものだというふうに思っんですが、その点について町長どう思われます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

正に社会保障費だろうと思っます。社会保障費っていうのが、今、前のこと昔のことを言われましたが、その当時に比べると数倍の予算また決算額になっています。そういった社会的な要請を受けながら、福祉面そして教育面、子育て支援面についても、対応していく必要があるし、対応してきました。その中で、この引下げ問題につきましても、いろいろな検討をした結果、なかなかここまでは手が出せないと。手を延ばせないということで、他の福祉分野の様々なメニューの増加、そしてまたその需要、正にニーズが多くなった部分についての広く福祉の目を広げた、そういったこともありまして、今までできなかったということはあろうかと思っます。今後の検討課題として考えさせてください。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

ほかの問題も含めてありますので、この就学援助の問題については、引き続き取上げていきたいというふうに思っます。

では次に、国民健康保険税の減免基準、これについて、生活保護基準の関連するもので基準を決定するというようになってきていると思います。これは、国民健康保険税減免取扱要綱、粕屋町の、これを見たら、この中で保険税の減免については、「生活保護法」の規定に基づく生活保護基準を目安として町長が決定するというようになっております。これが、生活保護基準が引下げられた今までの状況の下で、この減免対象の人たちが少なくなるって言いますか、受けられないというようなことが起きてると思うんですね。その点について、この減免基準を決める根拠の問題と、実際検討してきたのかということについて説明を求めます。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

それでは私のほうからお答えをさせていただきます。まず、現在の粕屋町の運用について御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、生活保護費の受給が開始された世帯に対しましては、国民健康保険の資格喪失手続を行うことになり、その時点で国民健康保険税額についても更正することになります。粕屋町では生活保護費受給開始決定によりまして、国民健康保険税を減免する制度がありまして、資格喪失手続の際に、同時に減免申請の御案内を差し上げているところであります。また、生活保護基準の引下げによりまして、現在この減免制度、生活保護を受けてある方に関しましては、この減免制度の内容や基準が変わることはございませんので、大きな影響はなかったものと考えております。今後も引き続き、国又は県の動向に注意しまして、通知等あった場合には必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

生活保護を受けてる人は、減免の対象と規定をはっきりしてるんですけど、私が今言いました、生活保護の規定に基づく生活保護基準を目安として、減免の対象とする人たちを決めると。これは町長の権限と、決定するとなつとんです。この金額はどれを基準になってますか。生活保護をもらってる人は当然ははっきりしてるんですね。それ以外の人たちの、低所得者に対する減免措置の問題としての金額、基準はどういうもので設定されてるのかについて説明をお願いします。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

生活保護を受けられる基準というのは、また別で決められることだと思いますので、現在粕屋町では、生活保護基準、生活保護を受けられる方に対して減免を行わせていただいているという形になります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

ちょっと確認。他の制度にも関係しますので改めてしますが、低所得者の人たち、この減免を受けれる人の範囲が、今言いました低所得者とかそういうことも含めて、この減免の対象というのは何らかの金額なり、それがないと低所得ですって申入れが来たら、全て受け付けるのかということにはならないんですね。それを確認してる。私は生活保護基準というのを重視、いわゆる金額ちゅうか所得額を基本にして決められているというふうに思ってるんですが、それで間違いはないですかね。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

国民健康保険に関しましては、要綱にございますけれども、現在は生活保護を受けてある方に対して減免を行っております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

ほかの条例も、この辺りがはっきりしてないのが幾つもあるんです。それは今言いましたように、低所得者とか生活保護に準ずるとか目安とか、こういうのはあるんですがね。だから生活保護をもらってる人はもうはっきりしとるから、それは当然減免対象なので、これはもう国の決めた基準の中からも当然あるんですよ。それが、はっきりしてない人たちに対する基準というのは、そこに生活保護基準というものが示されて、そしたらこの基準が下がったら、減免対象者が減ると。受けられる条件があった人が受けられないということになってくるから、この問題というのは、今回ちょっと取上げて、この条例の内容もはっきり示す、できるようにすることが必要だということ。これは何も国民健康保険だけじゃなくてほかの制度も含めてあるわけですけどね。そういう点をちょっと問題提起しておいて、次の質問に入ります。

次は、介護保険料・利用料の減免基準。何を基準に減免額など決めてるか、今言ったような趣旨は含めてありますが、粕屋町は独自に、介護保険は単独と言いますか、粕屋町として取り組んでる事業としてありますので、そういういろんな条例なども国の制度を活用して、もっと拡充するというようなことなども当然あつてると思いますけど、その点も含めて説明を。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

高齢者支援課からお答えいたします。まず、介護保険料に関してですが、生活保護を受けている方々についても、現行制度においては支払い義務が発生しております。介護サービス利用料については、介護扶助から支給されるため、生活保護基準の引下げによる生活保護受給者への影響は基本的にないものと考えております。また、生活保護受給者以外への影響についても、介護保険料、サービス利用料共に、現在のところ国や県から本件に関する通知は発出されておらず、今後何らかの通知が発出された場合には、その内容を踏まえて速やかに調査・検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

これも同じですけど、介護保険減免取扱要綱、利用者負担助成金交付実施要綱、町が作っている条例です。これにも年間収入の規定があるんですけど、この規定がどういう基準になつてるのかというのがあるんですけど、ちょっと、いわゆる介護保険のこの減免基準のなつてる所得基準などが、明確になつてる金額があれば、それを示してください。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

介護保険料の減免は、災害による減免など、あと所得の急激な激減、あとその他にもあるんですけど、金額で減免とかいう形ではなく、その方の状況に応じて申出により、今ある所得からもし減ったときの差額を減免するという形になっております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

分かりました。いずれにしてもはっきりしたものは無いと。金額指し示す物差しが無いと。一般的にはこれは国が定めた、ちょっとほかにも関連するんですけど、国が定めた法定減免というのは、こういうのが決められてこれを町としても示してるんですよね。具体的にもっとこう町として独自に条例としてそういうものを含めて示していくという方向が、私はないと、こういうような今出てます生活保護基準の引下げとか、そういうことなどにも関連したものとして出てきたときには、もうそのまま現状維持ですというふうになれば、当然、いわゆる対象の人たちが引き下がるということになりますよね。そういう点で、後でちょっと町長にも最終的に質問したいと思いますけど、まずその前に町営住宅の家賃の減免基準について説明を求めます。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

町営住宅につきましては、家賃の算定については所得税が課税される所得及び人的控除などにより算定しているため、生活保護基準の変更により算定額が変動するというものではありません。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

「粕屋町町営住宅条例」16条、これには入居者の収入が著しく低額であるとき、ということなんですけどね。結局先ほど言いました内容と一緒に定額であるというのだけであって、生活保護基準が金額として示されて、それを根拠にして行っているのではないかというふうに思うんですね。はっきりしてるのは、「公営住宅法」では、減免基準は生活保護基準程度以下の収入を目安とするというふうに「公営住宅法」にあるもので、粕屋町としてそれに準じてやっているということであれば、この金額が生活保護基準ということであれば、当然今回下がった基準との関係で言えば、影響が出てくるということですので、そこのこの入居者の人たちを測る一つ目の目安として、これがどういうふうに判断するのかというのが問題として残ってると思うんですよね。そういう点については、特別、先ほど言われた内容などが減免の基準としてあるだけで、それ以上の問題で影響は起きてないというふうに判断していいですかね。ちょっとその説明。何も問題起きてないということかどうか。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

この基準で家賃を算定させていただいて、生活保護基準の引下げによる影響っていうのはないものと思っております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

ちょっと家賃の設定の問題だと思うんですね、今答弁されたのは。私は減免の基準の問題で、生活保護の、今回のこの質問との関連で、生活保護に影響してる問題として見直しもしていかなきゃいけない問題としてあるということで、明確にしていったほうがいいということでの質問なのです。今言われた、その家賃の基準の問題は、もう当然基準も決まるとし、そういう一般的な設定の仕方というのはあると思いますが、同じような問題として、これは検討していかないかん問題の一つじゃないかというふうに思います。

一番大きな問題として、最後になりましたけど、この地方税の非課税限度額の基準の設定というのがあるんです。これは、非課税限度額は住民税の均等割の非課税、介護保険料の段階区分、医療保険の自己負担限度額、国民健康保険の申請免除、いろいろな問題あります。それ当然、住民税の非課税の問題、これは当然大きな内容としてあるわけですよ。この基準として、この粕屋町の減免条例の中での基準では、生活保護法の規定による生活保護を受けているものに準ずるものとして規定してると。この減免によるということなんですけど、この基準での非課税限度額を示すということになっておるとは思いますけど、それについてちょっと詳細を説明してください。

○議長 末若憲治君

高榎税務課長。

○税務課長 高榎 元君

それでは、地方税の非課税に関する質問が今ございましたので、所管課であります税務課のほうから回答させていただきたいと思っております。まず、非課税の限度額について御説明を差し上げたいと思っております。こちら「地方税法」、法律で決まっております、まずこの第295条で「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者」それから2番目で「障害者、未成年者、寡婦又はひとり親」、この方の前年の合計所得金額が135万円を超えた方はこの非課税該当しないんですけれども、この135万円以下の方は非課税という形になります。

それから、一つ飛ばしまして、先ほど均等割の話もありましたけども、均等割については町の条例で定めなさいというふうになってます。粕屋町の個人の町民税の

非課税の範囲ですが、第24条で、先ほど言いました均等割につきましては、前年の合計所得金額が31万5,000円に、そのものの同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下である者に対しては、均等割は課さないということで金額の基準が定められておりますので、こちらが非課税を判定するときに採用している数字になります。

もともと町税のこの非課税につきましては、国の税制改正で決まっております。これまでも適宜条例改正を行って、見直しを行ってまいりました。今後もこの国の税制改正に基づいて、適切に改正を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

今言われました前年度の問題31万5,000というのは、この金額の基準ですよ。これは国が言うてきたからその金額ということではないと思うんですよ。私ちょっと資料見よったら35万円という設定もしてあるところありますね。だから、必ずしも31万5,000が国から示されたものではないと思うんですけど、一つの基準があったと思うんですよ。これただ金額だけ示されてきて、大体このくらいのこういうのを根拠にしたものとして、この金額ですよということがあると思うけど、それについて説明を。

○議長 末若憲治君

高榎税務課長。

○税務課長 高榎 元君

また先ほどの「地方税法」に戻りますけれども、この均等割の場合は、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い、当該市町村の条例に定める金額以下であるものに対しては、均等割を課税することができないというふうになっておりますので、政令に従って課税しておりますので、町独自という形ではありません。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

分かりました。私が今回この説明を受け質問でしてきたことは、何度も言いますが、生活保護の引下げというのは生活保護を受けてる、利用している人だけの問題でなく、47の施策に連動するというので、町として直接条例などを作って、こ

れに影響する所の幾つか、これ以外にもあると思いますが、私はそれについて影響が起きないように、条例の改正が必要であれば条例の改正をして、今までの負担なり減免なり含めてやってる人たち、そういう人たちに対する補償を行うと。生活保護が引下がることになったとしても、減免の条例とかそういうものを、独自に町の条例として作っていくようにということが必要だと思います。そういう点について、町長が今、幾つかの条例などの問題も含めて、今話になりましたけど、必要な条例の見直しなどを含めて検討していく必要があると思いますけど、そのことについて答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

様々な減免あるいは非課税等につきましては、やはり生活保護を基準としたものが国全体としては、これはもう浸透しております。その中で、今回の判例によりまして、様々な変化が起こると思います。これは国、県からの様々な通知で今後来ると思います。その辺を調査・研究しまして、今後の検討とさせていただきたいと思っています。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

では次に進みます。

2番目は、生活保護利用者が経費節減のために夏冬のエアコン使用を減らして体調を壊す。このようなことなどがあっております。これは全国的にも夏の猛暑の中で、不幸な事態になったというようなことなど。冬でも同じように寒さに耐えられないというようなことなど含め、特に生活保護を受けてるのは、高齢者が多いということでありまして、ひとり親の人とか母子家庭とかいろいろありますけど、特に多いのは高齢者。だから、体力的にも非常に負担が大きいという状況にあると思います。

この「生活保護法」そのものが、この憲法25条の全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するということが、この憲法に基づいた「生活保護法」の基本だという事から見たら、いろんな支援も、この生活保護の切下げというような事態になったときに、町としても独自に行っていく必要があるんじゃないかということでの提案なんです。

2013年から生活保護最大10%引下げられたことで、2万円の生活扶助が削減されたということです。国の資料でも、40歳代夫婦と小・中学校2人の4人世帯を例に挙

げて、生活扶助金の22万2,000円の場合、月額7,000円の引下げその後2万円の引下げになるということを示しておりました。こういう点から見たら、物価上昇、そして賃金は上がったけど、実質的に賃金が目減り。生活保護受けてる人たちなどは、いろいろな条件で体力的にも、肉体的にも働くことができないという人たちも多くおられます。そういう人たちの状況もあります。私の知り合いの方も75歳の男性ですけど、事故で後遺症、心臓病ということで生活保護を利用されてるんです。夏の電気代4,000円、冬は7,000円と10万円の保護費で出す。水道払ったら4万円、生活費ということなんですね。ですから、当然このガス、水道、電気などは節約することにならざるを得ません。

そういう点からも、町独自でということも含め、この支援を求めたいのですが、今回、国の重点支援地方交付金推奨メニューの中には、物価高騰に伴う低所得者世帯、高齢者世帯を支援したメニューがあります。これは幾つか、まだ物価高騰の問題も含めてあるわけで、そういう点で私は、この低所得者、非課税の人たちも含めて、生活保護を受ける人たちなども、この交付金を使って支援策を検討、町から出すのも含めて検討をしてもらえないかということですが、町長の答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

これにつきましても、担当所管課のほうからお答えします。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

生活保護受給者などの生活困窮者を含む住民税非課税世帯の方等に関しましては、先ほど議員さんが言われましたような、これまでも政府が実施する物価高騰対応地方創生臨時交付金に基づく給付金等の支援が実施されております。そのような中、生活保護受給者さんに対する電気代の助成については、財政状況も厳しく、現在ちょっと町独自の財政的支援というのは困難と考えます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

町独自ということについては、私は町独自でも出してやるべき問題じゃないかというふうに思いますが、国の重点支援地方交付金も含めて、是非検討していただきたいということで、次に進みたいと思います。

次に、マイナ保険証の交付や利用、医療機関での医療費の支払いについて質問い

たします。総務省は、3日時点で全国的にはマイナンバーカード登録者80%を超えたと発表しました。しかし、マイナ保険証の利用者は37.14%にすぎません。マイナンバーカードは任意です。しかし政府が、2万円のマイナポイントのばらまき、健康保険証の廃止、カードの取得を無理強いした結果、80%マイナンバーカード登録を超えたということですが、利用者、利用するこの医療機関でマイナ保険証を利用する人たちは、不安や不信ということも拭えず、なかなか利用するということにはなっておりません。医療機関でもトラブルもあったり、起きております。こういう中で、政府は来年3月まで、従来の紙の健康保険証の期限が切れても使えるということで、利用期間を延長したということが報じられております。そういう点で、このマイナ保険証の問題も含め、町としての交付率の状況、利用の状況など、制度運用の課題について、所管課の答弁を求めたい。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

私のほうから御回答させていただきます。まず、国民健康保険加入者についてのみの御回答になりますけれども、現在確認できる最新の情報といたしましては、粕屋町国民健康保険加入者数6,094人のうち、マイナ保険証登録者数は4,124名。割合で表しますと67.67%になっております。医療機関でのマイナ保険証の利用者数といたしましては、外来に係るレセプト件数が基準となっておりますけれども、外来レセプト件数8,009件のうち、マイナ保険証利用件数は5,568件。割合で表すと69.52%になっております。

国民健康保険につきましては、今年の8月1日以降、健康保険証として発行されるものは一切ございませんので、マイナ保険証又は資格確認書どちらかのみとなっております。そのため、マイナ保険証の利用率を上げていくには、資格確認書の対象となるマイナンバーカードをお持ちでいらっしゃる方及びマイナンバーカードと健康保険証の紐付けをされていらっしゃる方に対して、マイナ保険証のメリット等を示していくことが課題ではないかと言えます。

また、12月2日以降は、社会保険等に係る健康保険証の利用期間、こちらも終了しておりますので、今後マイナ保険証としての利用率が伸びていくことが予想されます。そのことに伴いまして、国民全体のマイナ保険証利用者が増えることが予想されますので、国民健康保険につきましても、マイナ保険証利用率が伸びていくことを期待しております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

粕屋町の場合は、マイナ保険証を医療機関で利用するのは、全国平均より倍の利用者がいるということですが、これどういうことなのかというのは医療機関が多いということの関係してるのかなというふうには思うんですが、いずれにしても、なかなか使い勝手が悪いということなど含め、利用が進まないというのが現状だと思います。

次に、この今までの国民健康保険の場合には、保険税滞納するという人たちに対して、資格証明書とか短期証明書、6か月3か月というようなことで、医療機関にかかる場合これを出して、診察を受けるということになっていたわけですよ。これが国民健康保険の制度、去年の12月以降は、これが制度的にもなくなって病院窓口も含め、資格確認書で対応するというようになってるということですが、病院の窓口で10割払わなければならないというようなことなどが起きて、問題になって国が自治体の判断によって、本人の申出があったら3割でいいというようなことなどがあるわけですが、これについての状況について、国からそういう指示もあつてるとは思いますが、窓口対応の中でこの問題については、どういうふうな対応になってるのかについて説明を。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

まずは、今現在の運用に関してになるんですけども、滞納世帯の方々に発行しておりました短期証につきましては、今議員がおっしゃったように健康保険証の新規発行が廃止されたことに伴いまして、まず国のほうの運用というのがありまして、滞納者との今までの短期証のように、滞納者との接触機会を確保する観点から、資格確認書の有効期限を短期間で設定するということは想定していないということがございましたので、まずはその運用に基づき対応をしております。

また、従来の資格証明書につきましても、規定に基づきまして、収納課との協議の上、特別療養費の支給、こちら10割負担になりますけれども、における対応を行っております。さっきおっしゃったように3割、自治体のほうで判断をして、そういうこともできるということなんですが、ちょっと今後そういうことがあれば、検討はしていかないといけないのかなとは思いますが、今現在はこちらの運用でさせていただきます。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

ちょっと今説明された特別療養費の問題についてですが、これが本人の申出であつたら、窓口負担3割ということになる点について、現状で今までこの1年間の中でこの問題についていわゆる、申入れも含めて相談というのはあつたのか、なかつたのか。それについて。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

現在、申出による対応というのはまだ現状あつてないと思いますけれども、この特別療養費の支給に関しましては、やはり今までの納付の状況だったりとか、今現在の状況を収納課と協議をいたしまして、該当されるかどうかで対応を行っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

なかなかマイナ保険証の問題、持つか持たんかということだけじゃなくて、窓口業務を含め利用する人たちも含め、非常に混乱してるんですね。このことについて、やっぱり一番対応して大変なのは、役場の窓口ですね。国のほうはいろいろ決めてやるけど、最終的には町、自治体での窓口で対応ということになってくるわけで、これがこういうことも含め、来年1月にはマイナンバーカード期限切れ、その後、今度は電子証明書期限切れ、というようなことなどを含め、どんどんマイナ保険証持っとるか持っとらんだけの問題じゃなくて、そういうことも含めて起きてくるわけですね。今説明あつたようにいろんな複雑な問題もあります。お年寄りなんか、年を取れば取るほど、この対応が分からないということで、もう病院やら行つても、このマイナンバーカードの期限切れとっても持ってきよう人おりますよ。私も病院行つたら。それと顔認証でこうしてやるけど、いっぺんで分からんから2回3回してからとか、結構やっぱり苦勞すると思います。

だから、こういう点で窓口について、どういうふうに私は窓口対応をどういうふうにするかという点で、町長に答弁求めたいんですけど。先日、林総務大臣は、このような自治体の窓口体制の増強の取組強化のために、必要な経費を国庫補助で支援するというような言葉で述べてるんですね。これだけ混乱してるから、そういうことをせざるを得ないということになってきてると思いますけど、これについて

は何か町長、この内容での対応について窓口対応を含めて、人の増強、これの担当者というようなことなどで強化するということは検討すべきと思いますけど、その点について。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

もちろん担当者はおります。そしてまた、粕屋町の場合には特設コーナーを設けて、マイナンバーカードの有効期限切れ、もうこれはどんどん発生してますので、そういった相談窓口そしてまた手続窓口は強化をしているところでございます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

いずれにしても、国からのこの国庫補助について、林総務大臣がそういうふうに記者会で発表した、これについては何か説明と言いますか、そういう通知とかいうのは来てるんですかね。国庫補助で支援するっていうことなどだったんですかね。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

私はまだ把握はしておりません。担当課のほうはどうでしょう。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

すみません。ちょっとはっきりした通知のほうは分からないんですが、現在も会計年度さんだったりとかの人件費等は国のほうからの補助は出ておりますが、なかなか難しい面もありますけれども、そこは確認をしたいと思います。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

これは目的として、そういうことで補助来るわけですから、窓口体制の強化を是非やっていただくように町長に求めておきたいと思います。

次に、外国人共生社会の実現のために福祉制度の活用について質問いたします。国政選挙で、外国人問題は争点のように挙げられて来ておったわけですが、参議院選挙での政策は、言えば、外国人敵視と排外主義と言われるような内容のもので、

アメリカファーストっていうか、トランプ大統領のキャッチコピーを使ってやったというようなことなどが考えられるわけですが、こういう点にあおられて、またその目的を持って、参政党が日本人ファーストを掲げて、外国人への生活保護支給を停止というようなことを、6月の選挙政策として発表したんですね。

私はこの点について、非常に違和感を感じるんです。粕屋町もそうですけど、全国的には外国の人たちを含めて、隣近所にもおられるというような状況です。特に農村とか工場とか、労働力不足を、外国人を受け入れることによって、生産現場で力になっているというふうに思うんです。当然外国人の人たちは、税金も払い、社会保障を受ける権利があるわけですね。そういうのにもかかわらず、生活保護を停止しているというようなことなどで、私はこういう点について、本当に実態として、社会保障関係の活用についてどうなのかということについて、3点について今日は質問をします。

一つは、生活保護の申請の問題ですね。外国人の人たちが、生活保護を3割、今保護を受けてる人たちの中で、保護を受けれるというようなことなどが言われて、SNSで拡大されてるというようなことです。実際は3%なんですよね。国も含め、それを間違いについて、誤報について、ただすということをやっているわけですよ。そういう点で、粕屋町として、どれだけの外国人の人たちの生活保護の申請があつてるのかということなどを含め、説明を求めたいと思います。9月議会の中では、川口議員の質問で、外国籍の人が1,008人粕屋町におられるということですから、この中で保護を受けてる人たちが、申請も含め窓口に来られた方についてとかいうこと、窓口の対応について説明を求めたい。

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

福祉課のほうで生活保護申請の受付を行っているんですが、審査や認定につきましては、粕屋保健福祉事務所、県が管轄しておりまして、町のほうでは国籍の把握まではしていません。申請に必要な書類は、国籍にかかわらず同一のものとなっています。申請数に関して、県に確認しましたところ、外国人の生活保護者は、11月26日現在の数になりますけど、世帯数で8世帯、人数が10名ですね。割合が、町内の生活保護世帯の中の1.5%ぐらいとなっております。なお、窓口で申請を受付する対応件数は、年に1回程度となっております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

それで、窓口対応としては、多言語ですか、システムで対応しているというようなことなどが先日伺ったんですけど、実際アメリカ人と中国人というようなそういう狭い範囲でなくて、もっと多くの外国の人たちが来て、その言語で対応せないかんというようなことなどいろいろあるかと思います。そういう点で言えば、そういう体制も窓口で実際やっているのかというのがありますが、年に1回ということで生活保護の受付の分は少ないこともありますので、後でちょっと最終的にその対応について最後に聞きたいと思います。

今、これはインターネットで調べた、2023年度の生活保護受給者のうち、世帯数2.8%は受給してるということでした。粕屋町としては、人数的には平均よりも少ないということだと思います。そういうことで、次に移りたいと思います。

次に、外国人の国民健康保険加入者へのマイナ保険証の周知徹底とか資格確認証の交付、保有世帯数など分かれば、説明を。それと窓口対応、ここが一番窓口対応としてはそういう外国人の人たちの対応が多いと思いますので、その点について説明をお願いします。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

それではまず、11月25日時点の情報にはなりますけれども、国民健康保険の資格がある外国籍の方は、123名。このうちマイナ保険証対象者は、63名となっております。資格確認書対象者は、60人となっております。粕屋町では就労のために入国される外国籍の方が多く見られますので、数的には社会保険への加入が多いとは思われます。外国籍の方が入国又は転入してこられた際なんですけれども、その時点でマイナンバーカードの申請を行っていただくことになりまして、同時に、国民健康保険の加入手続をされることになりますが、その場合は、まだ手元にマイナンバーカードがございませんので、資格確認書での交付でしか対応できません。そのために、マイナンバーカード受取後に保険証との紐付けであったり、そういった作業等を行っていただくように案内をしております。先ほど議員も言われたように、窓口では通訳を必要とされる方ももちろんいらっしゃいますので、その場合は、多言語対応の対人翻訳タブレットまた外国人用の国保のハンドブックをお渡しして、丁寧な対応に努めております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

それで、どのくらいの、年でもいいんですが、外国人の人がこの窓口に来て相談ということがあるのか。人数はわかります？相談窓口に来られる人数。先ほどはそこまで説明なかったし、いやどのくらいの人たちが窓口に外国の人たちが来て、国保の問題とかそれだけじゃなくて、いろんなことの相談があつてると思いますが、そういうのが分かれば、一緒に説明を。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

ちょっと全体の相談の人数というのは分からないんですけども、先ほどの国保の方に関しては、123名ほど、11月時点では御相談がありましたので、加入等を手続きさせていただいております。外国人、人数的にはやっぱり今1,000人を超えておりますけれども、会社にお勤めになる方が多いので、相談をやっぱりその会社の方とかもついて来られるから、特に今のところトラブルとか、問題はなくいろんな御説明は差し上げれていると思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

分かりました。

では最後に、外国人の児童が小中学校に通学している状況の下で、就学援助を必要とする人たちもおおと思います。それで、この就学援助の受給数とか、窓口対応などについて説明を求めます。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

外国籍の児童生徒さんの就学援助受給者数についてでございますけれども、母数、分母となる町立小中学校に在籍をしている外国籍の子どもさんの数自体が少ないということがございまして、個人の特定につながる可能性がございますので、この場でちょっと具体的な数字を申し上げるのは控えさせていただきたいと思っております。外国籍で就学援助を受けている事例はございますということのみ回答させていただきます。また、窓口対応につきましてですが、申請、学校教育課のほうで担当してるんですけども、現状もう皆さん、毎年申請をされている日本語が堪能な方ということで、ほかの日本人の方と同様の対応をさせていただいておるという状況でございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

分かりました。全体的に、利用している人たちが少ないということだと思っ
すね、就学援助。これは、文科省でしたか、出した文書でホームページ見てたら、
言葉が通じない。そして何ていうか、学校に行くのに自分のほうから積極的に行こ
うということにならない。いわゆる外国の人たちが来たときに、すぐ小中学校に入
学するというように、一つの何ですか、壁っちゅうですか、というようなのがやっぱ
りあるということなどがちょっと載ってたのは見たんですけど、いずれにしても、
外国の人たちが来た場合には、当然そういういろんな支援、制度などの説明など
も、資料としてお渡ししているというふうに思うんですけど、積極的にそういう資
料も渡して、就学援助も受けるように進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、町長に最後、粕屋町が市制目指していく中で、こういう外国
籍の人たちも含め、相談をいろんな多彩な内容の相談が持ち込まれる。それに親切
丁寧に、分かるように説明し理解してもらおうということが、今から特に必要だとい
うふうに思うんです。そういう点から言えば、当然、役場全体の職員の不足の問題
も含め、補充していくことなども必要だと思いますが、私は特にこの窓口対応とい
うのが、どこの銀行でもそうですけど、デパートとかそういうところへ行っても、もう
一番初めに、そういうところで印象と言いますか、思うんで、町としても、そうい
う充実した窓口体制を是非やっていただくようお願いしまして質問を終わります。

以上です。

(10番 田川正治君 降壇)

○議長 末若憲治君

お時間を越えた発言は困ります。

ただ今から休憩といたします。

再開を14時10分といたします。

(休憩 午後2時01分)

(休憩 午後2時10分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

○14番 山脇秀隆君

今日で一般質問、最後になりますので、しっかり締めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議席番号14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問します。

今回は、昨日も質問項目がございましたけど、同じ内容で、重点支援地方交付金の使い方と高齢者福祉と就労について質問させていただきます。11月の臨時国会が今行われておりますが、高市政権下になりまして、大きく連立の枠組みも変わって、その中で即効性のある物価対策が求められております。物価高に苦しむ家計の負担を軽減する自治体独自の物価対策の財源となる重点支援地方交付金が拡充されました。事務コストがかからず、即効性のある水道基本料金の免除や食品への支援が可能となる推奨メニューが追加され、各自治体に発出されたと思います。いち早く国民に支援が行き渡るように、町としてもスピード感を持って対応することが求められます。今年度中に実施できるように、町としてどのようなプロセスを踏んでいるのかを聞きます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

重点支援地方創生臨時交付金ですが、これは昨日、国会のほうで審議始まりまして、最終的には多分17日ぐらいに臨時国会が終了し、議決されると思います。その間、国のほうからは、少しずつですが、情報が流れてきてます。最終的な粕屋町当町に配分される金額等は、まだはっきりはしておりません。そういった中で、それぞれの自治体、県も含めて、自治体は方針的なものを表明しておりますが、それは全部なのか一部なのか全く分からない状態です。手探りの状態の中で、それぞれ地方自治体が、こういった、今正に注目を浴びている地方創生臨時交付金、重点支援の分なんですけど、これを検討してまいりたいと思っております。その経過等につきましては、総務部長のほうからお答えします。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

私のほうから、これまでの重点支援地方交付金を活用して実施してきた事業の決定プロセスにつきまして、若干御説明を交えて説明をさせていただいていただきます。国から交付限度額が示された後、おのおのやっぱり推奨事業メニューが紐付いてございます。その中から、各課から提案された事業をこちらのほうで協議をいたしまして、決定してきた経緯がございます。このたびの重点支援地方交付金につき

ましては、今町長が申されましたように、昨日ですか、予算案が提出されまして、国会での審議が行われているところでございます。今のところ、町のほうへ交付限度額が示されておられません。そのため、町としてどのような事業を実施していくかは、今現在は決定していないものの、今後国から詳細が示され次第、町として適切かつ速やかな対応を行い、物価高騰への支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

国の情報収集等、方針決定をして、各課からの提案ということでしたね。それから事業計画の策定、推奨メニュー、そしてどういうことをやっていくかという事業計画があると思います。その後、議会の承認が当然必要になりますので、補正を予算案として、議会に提出されるんだろうというふうに思います。それから議会で承認後、速やかに事業を実施するっていう流れになるんだろうというふうに思っています。

どのような事業に活用するか検討するわけですが、検討委員会の構成があると思います。各課から提案があって、それを部長が町長部局と計画をして決めていくっていう流れなのかどうか。その辺の流れを少し教えてほしいのと、それともう1点、今回は実施するスピードが求められておりますので、先ほども言いましたように議会の承認が必要でありますので、17日会期末ということで、速やかに通知が発出されると思いますが、補正予算はいつ出されるのか。これが出てからどのタイミングで町長は考えておられるのか。その2点についてお願いいたします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

これまでの地方創生臨時交付金につきましては、トップダウンとボトムアップ、この二つを組合せた形でやっておりました。特に時間がある場合には、本当に係の職員から積み上げたものを、それぞれの部署で吟味しながら、そして最終的には、庁議という最高決定機関がございまして、部長、そしてまた私、副町長、教育長まで入れたところで最終決定をしましてまいりました。

ただ今回は、今議員がおっしゃるように、非常にスピード感を求められております。今年中にも予算化をするようにみたいなのもちらちら聞こえております。そういうことで、早いうちに補正予算の上程をしたいと思いますが、今議会中にな

るのか、あるいはもう臨時議会になるのかというのは、まだその選択はしておりませんが、それぞれの選択肢の中で、適切なタイミングでお諮りをいただきたいと思っています。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

もう速やかに実施をしていくというふうな感覚で今捉えております。またその体制、ノウハウとかそういうことは、もう今まで実施してきたノウハウが町にはしっかりありますので、そういうものをいかしながら、スピーディーに実施をしていきたい。また、補正予算の臨時議会も、できることだったら今年中に発出して、来年1月から実施できるようなスピード感を持ってやっていただけたらなというふうに思っております。

令和7年度の実施計画では、非課税世帯に対して給付金で支援するというふうにありました。定額減税で減税しきれない部分に対して、町から補助をするというような流れになっているというふうには思っております。こういった中で、物価高のあおりを受けているのは、町民全ての方というふうに実感するところでありま
す。全ての町民に更なる支援が必要というふうに考えております。昨日も、町民のアンケート調査を取って実施計画をついてということもございましたが、町長の答弁で、スピード感を持ってやる上で、町民のアンケート等を取る時間もないということの答弁でございましたので、このスピード感を持って支援が行き届くような実施計画が町長の中で既に考えてあれば、今トップダウンという言葉もありましたんで、こういった方針でいきたいというような答弁があればお願いしたいと思いま
す。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

まだ、その全容というのがつかめません。そして、この全容がつかめた段階で、どれが一番スピーディーにやれるのかという選択肢を選びたいと思います。今回は、比較的トップダウンのほうにちょっと寄るのかなという感じはいたします。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

国のほう今回、推奨メニュー、昨日の吉田課長のほうからも答弁ありましたように、推奨メニューを視野に入れていくというのが当然、ほかの分については各課

からの提案を受けて協議してっていう時間もないでしょうから、当然推奨メニューにこだわってくるんだろうというふうに感じております。そういった中で、今回、推奨メニューの活用ということで、水道基本料金の基本料金の免除、学校給食費の補助などというふうなことが追加されたように思っております。学校給食の補助は基本的に今もやっておりますので、次に簡単、要するにコストがかからない、スピーディーにやる、ただ止めるだけでいい。こういったスピード感を持ってくると、水道料金の減免であるとか、下水道料金の減免であるとか、そういうことが一番手っ取り早いのかなあというふうな形で自分たちはちょっと見てるんですけども。以前、こういうことが上がりましたけど、採用にはなりませんでしたという昨日の吉田課長の答弁でした。実施計画の選択肢に推奨メニューであって今までやったことがあるということだったので、この水道料金基本料金の免除を実施した場合、どれぐらいの費用が要するのか。それ試算してあると思いますんで、それを教えてもらっていいですか。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

水道の基本料金につきましては、家庭用、これは三階建て以上のマンションも含めましてですが、水道の基本料金では、約2,300万円ほどになっております。以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

家庭用水道基本料金の大体世帯、1,370円ですよ、家庭用ね。これで大体単純に2万2,000世帯をやると、大体今2,300万って言われたんですけど、ちょっと自分の判断では3,000万ぐらいかなとちょっと思ったんですけど、意外に低かったんで、これを来年1月からやった場合に、この恩恵を受ける世帯というのは何世帯ぐらい今計算になるんでしょうか。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

町内の家庭用の給水を行っている世帯数でございますが、戸建てと二階建てのアパートと言いますか、そういった直接料金を頂いてる世帯につきましては、約1万2,400世帯ございます。それから、三階建て以上のマンションにつきましては、親メーターによる一括請求、マンション全体での一括請求という形になります。約

8,400世帯ございます。合計しますと、約2万800世帯ほどとなっております。
以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

続きまして、福岡市が下水道を免除しましたよね、今回、重点申請支援交付金を使って。この下水道の基本料金、要するに、サンライフなんかは上水道が無いんで、下水道のみになるんで、そういった恩恵が受けられないという場合もありますんで、この下水道料金を1,210円ですか、これをやった場合、どれぐらいの費用が必要なんですかね。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○14番 山脇秀隆君

ちょっと今日、水道料金のほう、基本料金のほうは細かい数字持ってきたんですけども、ちょっと下水道料金のほうは、手元に資料がございませんが、大方、水道料金を少し下回るぐらいの金額になるかと思えます。約2,000万円程度になるかと思えます。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

そしたら、これ大体月に1,500万。今回、当初予算では3億3,000万ぐらいがこの重点支援交付金なってると思えますけど、令和6年度は5億3,000万ぐらいですよ。今回が、当初予算では3億ぐらいですよ、今。だから、残り今回追加で来るっていうふうに思ってますんで。福岡県の話だと400億ぐらいは来るだろうというふうな。前回よりも多いよという話が来てますんで、当然粕屋町にも前回以上のものが、粕屋町に来るんだろうというふうに想定しておりますので、この辺を町長がいかにか今スピード感を持ってやりたいっていう。ただ、町長も今渋い顔してますんで、別の考えがあるのかなとちょっと思ってますんで、多分違う方向で考えてあるんだ、トップダウンで。それは分かってるんだったら、もう早めに言ってすっきりさせていただきたいんですよ。その辺はどうなんですか、今。今ちょっと顔色をうかがってますけど。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

顔色見られてしまいました。別の考えはたくさんあります。それよりも、この水道料金、特に下水道も、うちの場合は上下水道パックですので、下水道だけというのは、今議員が言われたようにサンライフでございます。なかなかその徴収の仕方が、これ各自治体まちまちでございます。福岡市のほうが、よくやれたなと思うぐらいです。これは非常に難しい問題。これ管理会社、先ほど黒田課長が言いましたが、一括徴収という部分が非常にネックなんですね。それが、問題がありますので、ちょっと詳細を課長のほうから説明させてください。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

水道料金の減免につきまして答弁させていただきます。粕屋町の水道料金の仕組みといたしまして、三階建て以上のマンションにつきましては、親メーターの検針によるマンションへの一括請求となっております。そのため、町から直接マンションへの各世帯への減免ということは、行うことができません。マンションにつきましては、管理組合や管理会社に対しまして、減免については一括して減免を行いますが、その後の各世帯への減免につきましては、マンションのほうで対応してもらうということになります。町のほうでは、減免されたかどうかということの把握ができないという、料金の仕組み上、そういった事情があります。ですので、現在のところ、これまでも検討はしてきたところですが、現在のところ、支援策として水道料金の減免というのは行っていないところです。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

事情は分かりました。例えば、プレミアム商品券とか、そういうのに関わるとやっぱり時間がかかる。やはりお米券にしたって、お米券はうちの町はないっていうふうに報道されてましたんで、多分やらないんだろうと思うんですけど、印刷代とかいうので、2か月やっぱかかるし、事務コストもやっぱかかるんですよ。そういう意味で、簡単にできるのが、こういった止めることができる、町が止めることができる減免処置というのが考えられたわけですけど、今言ったように、今説明がありましたように、厳しいと。難しいシステムになってるんだという話でございましたので、そういうことも含めまして、今回は事務コストと即効性、そして広く町民の支援を考えたとき、何が一番適しているか。これを見極めて、町長のトップダウンで実施していきたいというふうに要望して、次の質問に行きたいと思いま

す。

続きまして、高齢者福祉の就労について聞きたいと思います。2025年には、団塊の世代が後期高齢者の75歳以上となり、粕屋町においても人口動態調査などにより、高齢者の増加が著しくなると言われております。医療や介護など高齢者福祉計画には事細かく記載されておりますが、働きたくても働く場所が無いなど、高齢者の働く意欲に応えきれない問題があります。そこで粕屋町の現状を聞きたいと思います。

まず1点、高齢者に対する就労意欲を図るアンケート調査などがあるのかどうかお聞きします。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

アンケート調査などがあるかという質問にお答えいたします。高齢者に対する就労意欲に関するアンケートは実施しておりませんが、内閣府の令和7年度版「高齢社会白書」によると、約8割の高齢者が高い就業意欲を持っているという結果は承知しているところでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

今、アンケート調査はないけど、関連する調査というのはあるんですね。例えば、総合計画策定のための町民意識調査であるとか、健康に関するアンケート調査。この中には、若干ですけど、高齢者の方の意欲というか、その状態というか、それを感じ取ることができる内容が含まれております。福岡市では、広域自治体レベルでは、高齢者の働く意欲に関する詳細な調査が行われており、多くの高齢者が生活のための収入だけでなく、健康維持、社会貢献などを理由に働く意欲を持っていることは分かっておりますということでもあります。これからの粕屋町の高齢化を見据えた場合、この詳細な現状把握が大事だっというふうに思っております。町長も以前、一般質問の時に答弁で、これから高齢者に対する支援は大事だと。しっかりやっっていかなきゃいけないという答弁もしております。

まずそのためには、現状把握が必要じゃないかと。現状把握のための詳細な高齢者の就労意欲調査が必要と考えます。これ、町長どうですかね。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

年に1回、これ総合政策課のほうで今アンケートをしておりますが、その項目の中に、これはもう私も入れるべきだろうと思います。高齢化社会を迎えるに当たって、特に行政に対する注目と言いましょか、御意見を持ってある方、高齢者が非常に多いですので、そこは御意見を拝聴する意味でも、その項目は必要だと思っております。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

第6次総合計画の中にもうたってあるんですね。重点施策ではないんですけども、うたってあります。高齢者の働く場の提供というのがきちっとうたわれておりますんで、これをやっぱりしっかりやっていかなきゃいけない。そのための現状把握がやっぱり大事。そのための就労支援実態調査というのは、僕は必要なんじゃないかと思っておりますので、是非これは進めていって、現状把握をしっかりして、この15年後ですよ、町長。出生数と高齢者と逆転するんですよ。これは分かってあると思います。これから粕屋町ですよ、これ。他の自治体はみんな下がるんですよ、一緒に。うちの町だけ高齢者だけが一んと上がるんですよ、15年後。こうなったときに手を打っても遅いんですよ。だから、今から現状把握をしっかりとして、そして対応していく。高齢者の働く場の提供をやっぱり何かしら手を打っていく。こういうことがやっぱり求められてると思うんですよ。これを今やるべきだというふうに、15年前に言うておきますからね。よろしく願います。一応、今お話をしたんですけど、この、ないと思えますけど、この正確な高齢者の就業率は公表されてませんので、この高齢者で働いてる方が粕屋町にどれぐらいいらっしゃるのかなど。分かれますか。分かれば教えてください。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

まず初めに、日本の令和6年の労働力人口は6,957万人で、そのうち65歳以上は946万人。全体の13.6%を占めております。65歳以上の就労人口は、20年連続で前年を上回っており、全国的に高齢者の就労意欲が高まっていることが分かっております。粕屋町においても同様に、高齢者の就業が進んでおり、福祉・介護施策を含めた高齢者の生活実態やニーズを把握するためのアンケート調査の直近の結果によれば、65歳以上の高齢者の約27.3%が何らかの形で就業していることが分かっております。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

今説明ありましたように、本当に働いてる意欲のある高齢者というのが多いというふうに思ってます。先ほども説明がありましたけれども、一般的な傾向として、今さっき総務省の就業構造基本調査による65歳から74歳の就業率が高いということで、8割の方がということで説明がございました。福岡県全体としても、働く意欲のある高齢者が多いというふうに推測されます。この高齢者で単身世帯の方がいます。これは身近な私の知り合いなんですけど、現在仕事を辞めたくても次の働く場がないと。頑張ってるって言葉をよく聞きます。働きたくても働く場が無い高齢者の方は、この方のように多いのではないのでしょうか。粕屋町の中でも。そこで単身、夫婦、同居世帯など、生活環境は様々でありますので、年収から見えてくる傾向があると思います。どういったことが考えられるか、分かれば教えてください。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

先ほど申しました「高齢社会白書」によると、高齢者世帯の所得は他の世帯と比較して低く、公的年金等が主な収入源となっております。反面、世帯主が65歳以上の世帯の貯蓄中央値は全世帯の1.4倍となっております。また、60歳以上で、収入を伴う仕事をしている人の就労理由として、「収入のため」が最も多く5割以上を占めています。一方で、経済的な暮らし向きについて、「心配なく暮らしている」と感じている高齢者は65.9%に上り、「家計にゆとりがあり全く心配なく暮らしている」又は「家計に余りゆとりはないが、それほど心配なく暮らしている」人も多いことが分かります。個々の生活環境により就労への意欲や生活不安への度合いも異なる結果となっております。

これらのことより、低所得の高齢者層は、就労意欲が高く、また働くことが生活の支えであるとの意識を持っている方が多い一方で、就労を通じて生きがいや生活に余裕を期待している方もいらっしゃるのではないかと考えています。その意識に応えるため、高齢者が就業しやすい環境を整備し、公的年金に加え、生活の質を向上させるための支援が重要と認識しております。具体的には、粕屋町シルバー人材センターや福岡県生涯現役チャレンジセンターなどと連携し、高齢者の就労支援を強化し、就労意欲に応えられるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

今、説明聞きました。もうこれだけ就労意欲があるってことと、あとはやっぱり低所得者は、働く場が欲しいんですよ。そして、ゆとりを持ちたいんですよ、生活に。町長が求めるウェルビーイングですよ。それは、やっぱりそういう場を自治体ができることをやってあげるっていうのが大事だというふうに、私は思ってます。

そういった意味で、ここにやっぱり力を入れてほしいんですね。重点施策にはなっていないです、第6次では。ただうたってるだけです。だから、この辺の高齢者が希望に応じて働ける場の提供、これは第6次総合計画の中にきちとうたってありますので、これを町長は何をもってこれをやっていくか。今、前はシルバー人材センターを拡充するとかいう話もございました。だけど、ここだけじゃやっぱり収まり切れない部分がいっぱいあるわけですよ。だから、ここを町長としてどうやってこれを解決していくんだ。この課題にどうやって向き合っていくんだ。そういうお考え、今ございますか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

行政としてできる役目というのは、つなぐことだろうと思います。就労意欲ある方を、そういう機会、そういう就労機会を恵まれるようにつなぐ。正に行政の役目、一番大事なことだろうと思います。そういった意味で、身近にあるシルバー人材センターの拡充。これはもう第一次的なものだろうと思います。ただ、それ以上に、就労のメニューを示してある事業所、あるいはここにありますように、生涯チャレンジセンター辺りを含めて、そこにつなぐような組織的な強化を今後していきたいと思います。

○議長 末若憲治君

山脇議員。

○14番 山脇秀隆君

正にそれを言いたかったんですね。もう町長と考えが今同じになりましたので、是非それを実施していきたい。作ってそういう仕組みづくりをしていただきたいというふうに思いますので、また、いろんなアイデアをまた今度提供していきたいというふうに思っていますので。今日は聞きたかったことは聞きましたんで、これで私の一般質問を終わります。

以上です。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

○議長 末若憲治君

以上で、2日間にわたりました「一般質問」は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時39分)

令和7年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和7年12月15日（月）

令和7年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月15日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 常任委員会委員の選任
- 第6. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（15名）

2番 牟田口直輝	10番 田川正治
3番 川崎尚子	11番 小池弘基
4番 古家昌和	12番 本田芳枝
5番 田代勘	13番 宮崎広子
6番 杉野公彦	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 福永善之	16番 末若憲治
9番 川口晃	

3. 欠席議員（1名）

1番 堀本高良

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井賢太郎 議会局主幹 松永泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 箱田彰	副町長 池見雅彦
教育長 恵良章治	総務部長 新宅信久
住民福祉部長 古賀みづほ	都市政策部長 田代久嗣

教 育 部 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
総 合 政 策 課 長	木 場 洋 介	地 域 共 創 課 長	青 木 裕 次
財 政 課 長	吉 田 勉	税 務 課 長	高 榎 元
住 民 課 長	大 内 田 亜 紀	子 ども 未 来 課 長	渡 辺 剛
こ ども 家 庭 セ ン タ ー 課 長	山 田 由 紀	高 齢 者 支 援 課 長	筒 井 薫
福 祉 課 長	渋 田 加 奈 子	健 康 づ くり 課 長	渡 辺 理 恵
都 市 計 画 課 長	井 手 正 治	道 路 環 境 整 備 課 長	吉 村 健 二
上 下 水 道 課 長	黒 田 道 明	社 会 教 育 課 長	石 川 弘 一
給 食 セ ン タ ー 所 長	岡 野 哲 枝		

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、おはようございます。最終日の会議に入ります前に、町長として、また助役として長年にわたり粕屋町の発展と町民福祉の向上に御尽力を賜りました篠崎久義元町長の御逝去に際し、粕屋町議会といたしましても、謹んで哀悼の意を表します。生前にお示しになられました郷土粕屋町への深い愛情と、地方自治の発展に尽くされた数々の御功績に、深甚なる敬意と感謝をささげます。

ここに、在りし日のお姿を偲び、心からの感謝と哀悼の誠をささげるため、黙とうをささげたいと存じます。

○議会局長 臼井賢太郎君

皆様、御起立願います。

黙とう。

(黙とう)

○議会局長 臼井賢太郎君

止め。

ありがとうございました。皆様、御着席ください。

○議長 末若憲治君

11日間に及ぶ12月定例会も本日閉会を迎えます。議員各位におかれましては、連日の審査本当にお疲れさまでした。執行部の皆様も真摯かつ丁寧に対応いただきましたことを、この場をお借りし、感謝を申し上げます。

それでは、最終日の審議も粕屋町の明るい未来のため、実りあるものとなりますことを切に願い、会議を始めてまいります。

本日、議席番号1番、堀本高良議員から体調不良のため欠席届が提出をされております。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

○議長 末若憲治君

お諮りいたします。

開会日に、発議第4号「粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について」が可決されたことに伴い、常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

配付しておりますとおり、常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定をいたしました。

○議長 末若憲治君

議案第78号「第6次粕屋町総合計画基本計画の策定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

案浦総合計画策定特別委員会委員長。

(粕屋町総合計画策定特別委員会委員長 案浦兼敏君 登壇)

○7番 案浦兼敏君

それでは報告いたします。

議案第78号は、「第6次粕屋町総合計画基本計画の策定について」でございます。

第6次粕屋町総合計画基本構想を受けて、その実現に必要となる各分野の方向性を示す、令和8年度から5年間の基本計画の策定について、「粕屋町総合計画策定条例」第6条の規定により、議会の議決を求められたものでございます。

付託を受けました総合計画策定特別委員会での審査の経過と結果について、報告いたします。なお、審査内容につきましては、議員全員による審査のため、審査結果のみ報告します。

本年6月議会で総合計画基本構想を承認後、執行部から示されました基本計画案について、特別委員会を2回開催し、審議しました。また、かすや未来創造シンポジウムに参加するとともに、パブリックコメントでも意見を提出しました。執行部において、本特別委員会やパブリックコメント、総合計画審議会の意見を反映した基本計画案が作成され、これについて審査を行いました。

当委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、ここに御報告いたします。

以上です。

(粕屋町総合計画策定特別委員会委員長 案浦兼敏君 降壇)

○議長 末若憲治君

本案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員による審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第78号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

議案第79号「粕屋町グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」、議案第80号「粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について」、議案第81号「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」、以上、文教厚生常任委員会関連3議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

○13番 宮崎広子君

議案第79号は、「粕屋町グラウンド照明施設設置条例の一部を改正する条例について」です。

令和7年9月3日粕屋町告示第111号による住居表示の実施に伴い、令和7年10月4日から粕屋東中学校におけるグラウンド照明施設の位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、建物と土地に対する表示について質問があり、建物は何丁目何番何号と付されるが、グラウンドテニスコートは土地表示として何丁目何番地が残ると答弁がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを報告いたします。

議案第80号は、「粕屋町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について」です。

令和7年9月3日粕屋町告示第111号による住居表示の実施に伴い、令和7年10月4日から粕屋東中学校の所在地につきまして、位置の表示を変更するため、所

要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で可決すべきと決しましたことを報告いたします。

議案第81号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」です。

令和7年9月3日粕屋町告示第111号による住居表示の実施に伴い、令和7年10月4日から粕屋町営住宅宮町団地の所在地につきまして、位置の表示を変更するため、所要の規定を整備するものです。また、あわせて、低所得者層を初めとする住宅確保要配慮者が入居しやすい環境を整えるため、入居資格の見直しを行うものです。

審査の中で、入居資格の見直しの要件の緩和が甘いのではないかという質疑に、国の標準条例に従い、住宅要配慮者の受入れに配慮すべき観点から、入居者条件の中から滞納をしていないものの規定を削除する動向がある中、町では収納（納税）につなげる意図で、「ただし、納税相談を行っている者は、この限りではない。」を要件に加え工夫したとの答弁でした。

議員間討議では、納税者の立場からすると、初めから滞納者を入居させるのは甘いのではないか。入居した後、家賃が払えなかったら、町が抱え込むことになる。また、亡くなったときなど、町が全て税金を使って取り組まなければならないので、保障会社などを使ったほうがよいという意見や、町営住宅は低所得者の生存権を保障する役割があると思う。町営住宅がある以上、滞納者であっても、様々な事情のある生活困窮者を受入れざるを得ないのではないかなどの意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきと決しましたことを報告いたします。

以上です。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第79号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第80号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第81号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番、福永善之議員。

○8番 福永善之君

議案81号、町営住宅条例の改正案に反対します。

今回の改正案は、入居資格として「町税を滞納していないこと」の条件が緩和されることとなります。反対の理由は2点あり、改正の必然性を感じないからです。

1点目は、公営住宅は、納税者が納める税金が投下されており、市場価格より低廉な家賃となっています。入居を申し込むに当たり、滞納がないことについて、納税者と入居希望者の約束事の一つと考えるからです。

2点目は、国と都道府県と市町村の役割分担についてです。公営住宅は福岡県も運営しており、同じ事業を都道府県と市町村が相互にやる必然性はなく、財政負担の観点から、市町村の役目ではないと考えます。また、住宅困窮者の生存権によるセーフティーネットに関しては、地方自治体ではなく、国が責任を持つべきと考えます。

以上の観点から、この議案に反対します。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、古家昌和議員。

○4番 古家昌和君

議案第81号「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」、私は賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、町税の滞納者であっても、納税相談を行い、納税の意思を示している方に入居を認めるというものです。これは、生活困窮者等への住宅セーフティーネット機能を強化し、支援するという趣旨に強く賛同するものであり、福祉行政として、時宜を得た重要な一歩であります。しかし、この入居資格の緩和は、納税義務の形骸化を招かないよう、リスク防衛措置の徹底を前提といたします。執行部に対し、以下の2点を強く求めます。

第一に、入居資格の実効性確保のため、単なる納税相談だけではなく、作成された納付計画を、誠実に履行し続けることを継続的な入居資格の条件とすること。これにより、納税の意思を確かな実行へと結びつける必要があります。

第二に、町営住宅の安定運営と担当職員の職務軽減のため、家賃の未納リスクに備え、民間のノウハウを活用した家賃収納の確保や、債権保全の仕組みを原則必須とする方向で速やかに検討を進めること。なお、町営住宅の名称及び位置の整理については、住居表示の実行に伴う宮町団地の表記変更であり、適切な事務処理として賛成いたします。

以上の理由から、生活支援という改正の意思を尊重しつつ、厳格なリスク管理を徹底することを前提に、本議案に賛成いたします。

各議員に御賛同のお願いを申し上げます。

○議長 末若憲治君

各議員への討論はいいんですけれども、執行部に対する意見を述べる場ではないので、改めてここで注意をさせていただきます。

以後ないようにお願いします。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

議案第82号「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第83号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第84号「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第85号「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第86号「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、以上、補正予算関連5議案を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

田代予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 田代 勘君 登壇)

○5番 田代 勘君

議案第82号から議案第86号まで、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果について一括して報告をいたします。

なお、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員による審査でございますので、要点のみ報告をいたします。

初めに、議案第82号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でござ

います。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億728万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を230億479万3,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、県支出金を5,689万6,000円増額し、町債を3億8,020万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、障がい福祉サービス事業費を2億506万8,000円、財政調整基金積立金を3,079万4,000円増額し、小学校施設整備事業費を5億8,600万円減額するものでございます。

議員間討議の中では、主に粕屋西小第1期大規模改修工事の減額修正について意見が交わされました。交付金不採択への対応を地方議会として再検討すべきとの提起があり、交付金不採択の説明を国や県は明らかにすべきといった意見や、制度改正の必要性を地方議会としての意見書を提出、また単独ではなく、町村会など6団体等を通じての発信が必要ではとの意見や、また今回の債務負担行為については、交付金を待ってから予算すると事業スピードが損なわれる懸念があり、予定したものを先行議決して申請を待つという現行手法は、スピード感維持のため、やむを得ない側面があるといった意見がありました。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

次に、議案第83号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,134万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億5,668万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、県支出金を2,700万円増額し、繰越金を565万7,000円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、保険給付費を2,700万増額し、予備費を565万7,000円減額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第84号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,152万3,000円とするものでございます。歳入といたしましては、諸収入を171万7,000円増額し、歳出といたしましては、諸支出金を171万7,000円増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべ

きことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第85号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、保険事業勘定について、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億5,700万5,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を61万9,000円、繰入金を62万1,000円増額し、歳出といたしましては、総務費を124万円増額するものでございます。

予算特別委員会で、慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後になります。議案第86号は、「令和7年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容といたしましては、浄水過程で使用する薬品の価格上昇により、令和8年度薬品購入費の債務負担行為限度額を増額するものでございます。

予算特別委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(予算特別委員会委員長 田代 勘君 降壇)

○議長 末若憲治君

これらの議案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員による審査を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第82号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

12番、本田芳枝議員。

○12番 本田芳枝君

議案第82号、令和7年度一般会計補正予算案に反対の立場から討論いたします。

総務課による粕屋町行政サービス包括業務委託料に係る債務負担行為の設定について、現在の状況でこれを認めることは、議会のチェック機能を自ら弱めることになるのではないかと懸念しています。

内容は、今後令和8年度から12年度にわたる契約を前提として債務負担行為を設定するものです。債務負担行為は、単なる形式的な手続ではなく、将来年度の財政運営と事業実施の方向性について、議会として一定の政治的判断を示すものであると認識しております。今回対象になっている事業は、プロポーザル方式による調達を予定し、行政サービスの包括的な委託を想定していると説明されています。

しかしながら、事務内容を精査すると、本来の行政サービス包括委託の趣旨とは

必ずしも整合しない業務内容が含まれており、行政の責任分担や業務範囲の妥当性について、なお慎重な検討を要する点があると考えます。プロポーザル方式は、事業目的や業務内容が明確であり、その妥当性について議会として一定の理解と合意が形成されていることが前提となるべきです。

しかし現時点では、当該事業の包括委託内容が適切であるかどうかについて、十分な説明と整理がなされているとは言いがたい状況にあります。また、業務内容はともかく、8年度以降平均すると2億1,200万円となる金額を現年度予算にすると、1年間に5,520万円。その内容、債務負担行為の補正予算という形で、補正額でも1億5,000万円、年額3,000万円も上げておられます。債務負担行為に賛成することは、将来提案される具体的な予算案や契約内容に対して、議会として一定の了承を与えたと受け止められかねません。仮に後日提出される予算案において、事業内容が包括委託にそぐわないとの理由で検討する場合、今回の債務負担行為への賛成が議会判断として矛盾する結果を招く恐れがあります。議会は将来の予算審議において、事業の妥当性や行政責任の在り方を改めて厳しくチェックする立場を確保しておく必要があります。

以上の理由から、本議案について、事業内容の整理と説明が十分に尽くされるまで慎重に対応すべきであると考え、反対するものでございます。

以上です。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第83号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第84号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9番、川口晃議員。

○9番 川口 晃君

文章を書いておられますので、文章を読んで反対討論いたします。

議案84号に関しては、数字や計算の誤りはないものと思います。問題は、制度の問題です。後期高齢者医療は、当初、国民健康保険に入っていました。しかし、高齢者が病院にかかり過ぎる。医療費が増え、国民健康保険会計が赤字になって、保険料率が高くなり、若い層の負担が増えるなどの理由を付けて、75歳以上の高齢者を切離し、独自の後期高齢者医療保険を作りました。正にうばすてやまです。元をただせば、国民健康保険が赤字になったのは、政府の交付金を2分の1から3分の1の補助に減額したのが主要な要因です。元に戻せばいいのです。

80歳以上の高齢者の多くは、戦争体験をしています。現在の75歳は私より4歳下ですから、まだまだ元気ですが、それでも戦後の苦しい生活を経験してきた人たちです。とにかく、物が無かった。甘いものが無かった。いつも腹をすかした状態だ

った。戦後の復興は、私たちより上の人たち、戦争の苦い体験を味わった人たちに
より開始されました。それが現在の日本の発展につながったんです。その高齢者に
対して、国の財政が厳しくなったので、別枠を作って医療費を抑制しよう。高齢者
が病院になるべく行かないように、医療費を上げようなどによくも考えたものだ
と思います。腹が立ちます。

年金は賃金と連動していますので、賃金下がれば年金も下がります。ここ2年
ほどは賃金が上がりましたが、それを上回る物価高騰と、昨年からの米の異常な値
上がりで生活は大変です。年金は相対的に下がり、高齢者の生活の質は大きく低下
しました。追い打ちをかけるように、今年より高齢者の医療費は原則2割負担に上
げられました。これで高齢者が医療から更に遠ざけられました。

確かに、令和6年・7年度の保険料率は、広域連合の決算剰余金や運営安定化基
金を活用して、上昇の抑制が図られましたが、令和8年度以降は、そうした措置は
してもらえることになるのでしょうか。老人医療費は、かつては無料でした。あの
時代よりは日本の経済力は大きくなっているはずですが、軍事費や大企業支援に財源
を回すのではなく、これを吐き出してもらって、高齢者に手厚い補償を援助して
もらいましょう。そういう意味を込めて、制度としての後期高齢者医療保険に反対し
ます。

これをもちまして、84号議案に対する反対討論といたします。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり
決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第85号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第86号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

議案第87号「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇)

○5番 田代 勘君

議案第87号は、「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」でございます。

付託を受けました総務建設常任委員会での審査と結果について御報告をいたします。

「住居表示に関する法律」第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法を定めるに当たり、議会の議決を求められたもので求められたものです。

区域につきましては、別紙に示しております区域とし、方法につきましては、「粕屋町住居表示実施基準要領」に基づき、「街区方式」で行うように計画しております。なお、これらの件に関しましては、令和7年11月11日に開催されました粕屋町住居表示審議会において了承する旨の答申が出ております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第87号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第87号は委員長の報告のとおり、可決されました。

○議長 末若憲治君

請願第2号「基幹相談支援センター設置に関する請願」を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長から、請願第2号について、会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、請願第2号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長 末若憲治君

追加日程第5、「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

予算決算常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長において議員16名全員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

したがいまして、予算決算常任委員会委員は、議員16名全員を選任することに決定をいたしました。

ここで、委員会条例第8条第2項の規定により、予算決算常任委員会の正副委員長互選のため、予算決算常任委員会を招集します。

なお、正副委員長が選任されましたら、

委員長は、議長まで御報告願います。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時17分)

(再開 午前10時50分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

休憩中に、予算決算常任委員会から、正副委員長が互選されたとの報告がありました。

その結果を御報告いたします。

議会局長が読み上げます。

臼井局長。

○議会局長 臼井賢太郎君

それでは読み上げます。

予算決算常任委員会委員長、安藤和寿議員。

副委員長、田代勘議員。

副委員長、宮崎広子議員。

以上のとおりでございます。

○議長 末若憲治君

次に、日程第6、「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付のとおり閉会中の特定事件（所管事務）の調査申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定をいたしました。

町長から発言の申出がおりますので、これを認めます。

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

先ほどは、故篠崎町長の御逝去に対し、黙とうをささげていただきました。私からも心から感謝申し上げますとともに、謹んで篠崎氏の御冥福をお祈り申し上げたい

と思います。

それでは、令和7年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月5日に招集をいたしました今議会におきましては、第6次粕屋町総合計画基本計画の策定についての議案をはじめ、一般会計補正予算など、多くの議案の審議を賜り、活発な御議論を頂戴しながら、全ての議案に可決、承認を頂きました。誠にありがとうございました。今議会中、貴重な御意見や御提案を頂戴いたしました。改めて感謝を申し上げます。

さて、今議会の一般質問の中でも取り上げられましたが、物価高騰の影響を受けることへの対策として、物価高対応子育て応援手当や重点支援地方交付金など、国の補正予算が去る12月11日に衆議院で可決され、17日の臨時国会の会期末を迎えようとしております。そして成立をしようとしております。町としましても、国の物価高対策事業に即応するため、スピード感を持って、国と同時並行で検討を行っているところでございます。商品券など、広く住民の皆様の生活支援に寄与できるものを中心に、早急に補正予算を編成するために、対象となる事業に関係する様々な事項を整理し、関係機関と今協議を行っております。年明け早々に臨時会を開催し、補正予算案の提案をいたします。このような中、同時に令和8年度に向けた予算編成にも着手をしております。ここ数日、子育て支援の対策として、小学校の給食費無償化の議論が今活発に行われておりますが、地方財政への負担がまだまだ未知数な上に、中学校への拡大化も視野に入れる必要があると思います。

さて来年は、午年。午年は活発で行動力があり、情熱や変化を象徴する年とされております。特に来年は丙午に当たり、より強いエネルギーを持つ年と考えられています。粕屋町にとっても飛躍の年となるよう、職員一丸となって最大限の情熱を持って努力をしてまいりたいと思います。今年も余すところ後半月となりました。この1年、議員の皆様方には、本当に御理解と御協力をいただきました。改めて感謝を申し上げますとともに、お元気で輝かしい新年を迎えられることを祈念し、閉会に当たっての私の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長 末若憲治君

これもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

改めまして皆様、本日の審議をもちまして、本定例会の全日程を滞りなく終えることができました。議員各位の誠心誠意を尽くした御審議並びに箱田町長を初めとする執行部の皆様の御理解、御協力及び議会局職員の献身的な支えに対しても、議長として改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

本年を顧みますと、町政を取り巻く環境は厳しさを増し、激動する時代の中で、私たち地方議会には、これまで以上に確かな判断力と、より町民の皆様に波及効果をもたらし、共に創る「共創社会の実現」が重要な課題であると考えてまいりました。そうした中において、議員お一人お一人が、住民福祉の向上を念頭に、誠実に議事に臨んでこられたことを改めて敬意を表する次第であります。また、町民の皆様から寄せられた御期待と温かい声が、その歩みを力強く支えてくださったことにも重ねて感謝を申し上げます。今後も、町政の公平性と透明性を確保しつつ、住民の負託に誠実に応える議会として責務を一層全うしてまいります。粕屋町の未来に確かな希望を育むため、議会としての使命を新たに胸に刻むものであります。

年の瀬を迎える今、12月8日には青森県東方沖地震が発生をし、被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早く日常を取り戻されますことを切に願っております。どうか皆様におかれましても、健やかにそして穏やかな日々の中に新しい年をお迎えになられますよう、心よりお祈りを申し上げます。

それでは、これをもちまして令和7年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時57分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 末 若 憲 治

署名議員 川 口 晃

署名議員 小 池 弘 基